

第1日目（9月4日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝から大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから平成29年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告をいたします。

あわせて、新潟日報社より写真撮影の願いが出ておりますのでこれを許します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議席番号24番・関常幸君及び議席番号25番・若井達男君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る8月25日の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月4日から9月26日までの23日間と決定をいたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。毎回、貴重な時間をいただき大変申しわけありません。今回、決算資料、及び決算付属書類に訂正がございましたので、議席に配付をさせていただきました丸正に差しかえをお願いするものでございます。

最初に決算資料は、主要な施策の成果の概要でございます。最初に46ページ、5款労働費（1）の表、最下段、H28の欄、求人2つの欄と有効求人倍率の数値に誤りがあったものであります。

同じく、85ページ、国民健康保険特別会計で一番下の表、3医療費の支払状況の表でございますが、会計年度ではなく、3月末での集計となっていたもので、表を差しかえるものでございます。

次の86ページ、一番下の5特定健診・特定保健指導の状況の表で、特定健診、特定保健指導とも、各年度における費用額の数値が、3月末の集計となっていたものでございます。

次に第91号議案でございます。平成28年度病院事業会計決算の付属書類でございますが46ページで表の最下段、1委託料と1行になっていたものを、1工事請負費と2委託料に分割するものであります。

以上、訂正をさせていただいたものでございます。確認がいたらず、大変申しわけありませんでした。さらに緊張感をもって、間違いのないように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 皆さんおはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

平成29年9月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げますところでございます。

まずは、このたびの7月18日豪雨災害で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、災害関係のご報告をいたします。

7月18日に大和地域を中心として非常に激しい雨が降り、住家への浸水、道路、水路及び農地の冠水や土砂流入などの被害がありました。市では、7月18日13時55分に災害対策本部を設置し、同時刻に2つの行政区へ避難勧告を発令して災害対応を行いました。天候が回復し被害の拡大が収まったことから、翌19日8時20分に避難勧告を解除するとともに、大雨警戒本部に移行し、同日11時45分に大雨警戒本部を解散いたしました。

このたびは局所的な豪雨でありまして、山間部の沢や中小河川の増水、土砂崩れなどにより被害が発生しましたが、人的被害がなかったことは不幸中の幸いでありました。一刻も早い復旧に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、南魚沼広域有機センターで生産された肥料に関する問題では、市民はもとより、農業関係者に大変なご心配とご迷惑をおかけしてしまいました。深くおわびを申し上げます。この肥料を使った農産物の安全性は確認されているところですが、今後も再発防止策を含め信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

ここで文面には記されておりませんが、一言申し添えたいと思います。去る8月18日、長島忠美代議士がご逝去されました。当市も多くの市政課題に、大変先生からはご尽力を賜り、多くの点でお世話になってまいりました。この場を借りさせていただきますが、心からご冥福をお祈り申し上げますところでございます。

さて、6月議会定例会以降の経過等につきまして、これから順次報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

子育て支援につきましては、塩沢・中統合保育園の名称を、公募によりまして、最も多かった「牧之保育園」に決定し、市報等でお知らせしたところであります。新築工事は6月に発注し、今、順調に進捗をしております。今後は、補助金の内示を受けて、ペレットボイラーの整備を進める予定であります。

幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みでは、市民税非課税世帯の第2子以降無料化等

につきまして、対象者60人分の保育料を精算し、8月に保護者へ通知したところであります。

全天候型遊びの広場につきましては、イオン六日町店の空き店舗スペースをお借りして、現在の子育て支援センターを移転し拡充いたします。なお、所要額につきましては、補正予算に計上しましたのでよろしくお願いをいたします。

福祉関係につきましては、臨時福祉給付金の経済対策分を6月6日まで受け付け、8,617人に1人当たり1万5,000円を支給したところであります。なお、臨時福祉給付金事業は、今回の給付金をもって終了となりました。

公営住宅業務につきましては、機構改革により福祉課へ所管がえをしまして、窓口の利便性が向上したものと考えております。今年度、第1回の入居者募集では9件の応募があり、市住宅委員会で審議をいただきまして、最終的には7戸の入居を決定いたしました。なお、8月1日時点の入居状況は、管理戸数467戸のところ396戸であります。

介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画の策定に着手し、第1回の検討委員会を7月3日に開催をいたしました。第7期計画の方向性として、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を見据えて、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた計画とすることを確認させていただきました。住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの必要性を市民へ周知をしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、6月定例会の所信表明で申し上げたとおり、保険税率を据え置いて運営をしております。前年度繰越額等、当初予算からの変更額につきましては、補正予算に計上しましたのでよろしくお願いをいたします。

病院事業につきましては、前年同時期に比べ両病院ともに入院・外来患者数が伸びております。市民病院では、群馬大学医学部付属病院から皮膚科の上原先生を常勤医師として迎え、これまで週2日だった皮膚科診療を8月から週5日に拡大し、医療体制の充実を図りました。ゆきぐに大和病院では、増加する高齢者の入院需要に対応すべく、病床を5床増床いたします。今定例会に関連する条例案を提案いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

また、9月16日から18日までの3日間、当南魚沼市におきまして、全国から医療関係者をお呼びする地域医療研究全国大会が開催をされます。市民病院が事務局を務めておりまして、この医療に関する「南魚沼ブランド」の情報発信を行ってまいりたいと思っております。

次に教育・文化についてであります。

八海中学校の整備につきましては、野球場等グラウンド整備工事の進捗率が8月末現在で約50パーセントとなっております。暗渠排水工事、水路工事等をほぼ完了し、グラウンド舗装工事、防球ネット工事を進めています。また、中学校大規模改造工事の進捗率は8月末現在で約25パーセントとなっており、校舎屋上の防水改修工事と体育館屋根の改修工事、校舎内部の工事を進めています。なお、屋外運動場——既存のグラウンドであります、この整備工事は契約を終えまして、運動会の終了後に着手をします。

五日町・大巻小学校統合協議会につきましては、これまでに2回開催をいたしまして、各専門部会による学校統合に向けた協議が始まりました。今定例会に統合小学校に関連する条

例案を提案いたしましたので、よろしくお願いをいたします。また、上田地区小学校学区再編検討会は、第1回目が開催をされまして、今後の進め方について地区としての考えをまとめることとなりました。

7月14日に見附市で開催をされました新潟県公民館大会、公民館業務に尽力した功績によりまして、本市から14名の方が永年勤続者表彰を受賞されております。

全国重要無形文化財保持団体協議会、これにつきましては、役員会を6月29日に開催をいたしました。全国から役員が集まってまいりました。今年度から2か年間、私がこの会長となりまして、協議会の運営や大会の事務局を南魚沼市が担ってまいります。重要無形文化財である越後上布の技術保持、伝承に努めるとともに、全国の重要無形文化財のすばらしい伝統技術が次の世代、次世代へと継承発展されるよう努めてまいります。

国指定史跡坂戸城跡につきましては、居館石垣の復元工事に着手をいたしました。今年度から3か年間の計画で、文化庁と協議を進めながら史跡の環境整備に努めてまいります。

南魚沼市トレーニングセンターにつきましては、予想を上回る利用が続いております。利用料収入の増加、これと冬季利用のために暖房器具を設置する経費について、補正予算に計上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。また、小栗山のスケートパークの整備につきましては、今秋、この秋の完成に向け工事を進めておりまして、今定例会に工事費増額、これはちょっと増えます、これに伴う補正予算とパークの新設に関連する条例案を提案いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

6月30日まで募集をしておりましたモンスターパイプのネーミングライツにつきましては、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に決定をいたしました。9月1日から、モンスターパイプの愛称は「ガンホー・モンスターパイプ」となりましたのでよろしくお願いをいたします。

次に、環境共生についてであります。

地盤沈下対策事業につきましては、今定例会に「南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部を改正する条例」を提案いたしました。改正案の骨子につきましては、6月23日に開催させていただいた議会全員協議会でご説明を申し上げました。6月30日には、長岡技術科学大学大学院及び新潟大学の3人の先生方をお迎えいたしまして市民フォーラムを開催し、「六日町の地盤沈下と地下水」と題しましてご講演をいただき、あわせて改正案の骨子について説明をいたしました。7月13日及び20日には、要望のありました六日町地区の2つの行政区において地元説明会を開催し、7月25日から28日までの間、市役所本庁舎などで全体住民説明会を開催したところであります。これらフォーラム、また説明会に参加いただいた方は延べ191人、7月7日から31日まで行いましたパブリックコメントでは、5件のご意見をいただきました。このたびの改正案は、これら市民の皆さんからの意見や専門家からの助言、並びに新潟地方検察庁等との協議を踏まえ、必要な修正を加えたものであります。これに関連して、改正後の地盤沈下対策に必要な備品購入費、また補助金等を補正予算に計上いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

新ごみ処理施設の建設候補地につきましては、経済性・実現性を加味しながら鋭意検討を行っておりますが、極めてデリケートな問題でありますので、決定までは今少し時間をいただきたいと考えております。また、各種検討を行うに当たり専門的な意見も必要と考えまして、有識者検討会議である新ごみ処理施設検討委員会と、内部の検討組織である新ごみ処理施設検討作業部会にお1人ずつ、専門家から参加をいただき検討を進めてまいります。

次に都市基盤についてであります。

市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業につきましては、15億3,908万円、このうち国費は9億240万円であります。この配分があり、7月末現在、除雪費を除いた発注率は75.8パーセントとなっております。なお、平成28年度の繰越予算を加えての発注率は、77.6パーセントであり、年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道253号の八箇峠道路の6.6キロメートル区間、これは八箇インターチェンジ——仮称であります、から野田インターチェンジ、これも仮称であります、の間であります。今年度中に供用開始される予定であり、各種工事が今、佳境に入っております。また、国道17号六日町バイパス事業、浦佐バイパス事業をはじめとして、五十嵐入口交差点改良事業、六日町電線共同溝整備事業などが進められております。

直轄砂防事業につきましては、三国川中流域土砂災害対策事業、これは小川・土沢ほか地内です。高棚川砂防堰堤群事業、これは長崎地内です。また檜倉沢砂防堰堤群事業、これは清水地内です。などが今進められております。

新潟県の道路整備事業につきましては、国道291号道路改築工事、これは上田の上神宇地内、県道塩沢停車場八竜新田線道路改築事業、これは小木六地内です。主要地方道小千谷大和線道路防雪事業、これは市野江地内です。県道余川塩沢停車場線歩道新設事業、これは小栗山地内です。などが進められております。河川事業につきましては、十二沢川床上浸水対策特別緊急事業、これはこの市役所そばの六日町地内です。伊田川広域基幹河川改修事業、これは上十日町地内です。などが今進められております。

また、7月18日の豪雨では、大和地域の河川や沢で土砂流出や護岸の損壊などの被害がありました。一刻も早く復旧ができるよう業務を進めてまいります。

住宅リフォーム事業であります。申請受付件数505件、補助予定金額は4,011万円、申請工事の総事業費は5億8,332万円で、経済波及効果は14.5倍と評価をしております。このうち、ディスプレイ設置工事を含む申請件数は2件、LED照明設置工事を含む申請件数は20件でありました。7月末現在の実績報告兼補助金請求件数は234件、支払済補助金額は1,851万円となっております。

水道事業につきましては、料金値上げ（注：発言の最後部分で「値下げ」と訂正の発言あり）に向けた関係部署における協議を行いまして、課題の抽出、財源確保の方法等、制度設計に向けた調整を今、進めております。また、高料金対策補助金の繰り出し基準が見直され、一般会計補助金が増額となることから、補正予算に所要額を計上しましたのでよろしくお願

いをいたします。

下水道事業につきましては、昨年度から農業集落排水の流域下水道等への接続工事を開始しておりまして、三用地区の南部地区では9月中の接続を目指し、また、北部地区では今年度中の接続を目指して工事を行っております。中之島地区では、魚野川を渡す水管橋の下部工事をこの秋に着手する予定であります。大和クリーンセンターの長寿命化対策では、水処理施設、汚泥処理施設及び沈砂池における機械設備・電気設備の更新工事について2か年の工期で入札を行いました。今定例会に工事請負契約の議案を提出いたしましたので、どうかよろしくお願いをいたします。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホールふたの交換による不明水対策にこの秋から着手をいたします。

次に、産業振興についてであります。

稲作につきましては、5月下旬から6月にかけての低温により、生育が遅れる心配が大変されましたけれども、7月上旬から天候が回復し平年並みに戻りました。また、出穂期には台風5号が接近いたしました。心配された白穂の発生はほとんどありませんでした。今後も品質管理に注意をしながら、高品質米の生産に取り組んでまいります。

八色スイカにつきましては、6月の低温や強風、7月の豪雨により、育成の遅れから例年に比べ玉数が減少しましたが、販売面では引き合いも強く、高単価での取引となっております。

また、7月18日の豪雨では、大和地域の農地・林道などで被害がありました。小規模な被害はほぼ復旧いたしましたけれども、大規模な被害につきましては、これから国による災害査定を受け、その後に工事発注となります。いずれにしましても、一刻も早く復旧ができるよう業務を進めてまいります。

7月14日から開催をしております「南魚沼、本気井（まじどん）」につきましては、市外、県外からの観光誘客を強く意識したPR活動を行っております。今年度は、南魚沼市交流大使でありますシンガーソングライターのTSUNE IさんをPRポスターに起用したほか、返礼品を開始いたしましたふるさと納税や、市内の農園、米穀企業の紹介を冊子に取り入れるなど、南魚沼市全体のブランド強化を意識して取り組んでおります。今後も、市内商店街の活性化につなげるため、飲食店やまちおこし団体など、地域と協力をして進めてまいります。

商工振興につきましては、経済産業省から認定を受けました「創業支援事業計画」に基づき、創業の促進と起業者育成を目的として、6月から市内の各商工会を会場に創業支援セミナーを開催しております。商工会と連携し、セミナーの内容を拡充するとともに個別相談会を開催するほか、市内金融機関の協力により資金計画などのアドバイスを受けられるようにし、より多くの創業希望者の発掘と育成に取り組んでまいりたいと思います。

一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構、これを通じましたクラウドファンディングの活用による資金調達につきましては、3件の応募があり、ファンドの組成、組み立てに向けて準備を進めております。

お試しサテライトオフィス事業につきましては、入居企業と国際大学研究機関でサテライトオフィス研究会を開催しまして、市内でのオフィス継続、この継続に向けた取り組みを進めております。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

行政改革につきましては、アクションプランにより事務事業の改善に取り組み、行政改革推進委員会が評価を行いますP D C Aサイクルにより進めております。今年度は、既に終了しましたアクションプランの振り返りを行って、現在の状況を検証する追跡調査を実施いたしました。今後も社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応した効果的な事務事業であるかを常に検証させていただき、改善に努めてまいります。

地方創生事業につきましては、雇用におけるマッチングの推進と改善を進め、若者が帰ってこられる環境づくり、これを生かすために、これから職に就く若者を対象とした意識調査を実施いたしました。

また、移住・定住促進プログラムとして、首都圏在住者を対象に、暮らしを重視した「田舎ライフ塾」及び地域資源の活用に意欲のある方向けの「ソーシャルビジネス研究会」を実施しています。首都圏と南魚沼市を会場として連続的に開催し、お試し居住や現地交流を交えながら、南魚沼市まちづくり推進機構とともに市民を巻き込んだ取り組みを展開してまいります。

南魚沼版C C R C構想における浦佐地区コア事業の居住施設につきましては、市がリスク負担を負わない方向で協議をしております。この基本方針を守りながら、事業者のリスク負担を低減して事業化を推進できるよう調整を進めております。

昨年度の地方創生事業の実施状況やその成果について効果検証するために、まち・ひと・しごと創生推進会議、これを開催いたしました。委員からいただいた今後の改善点などを施策事業に反映をさせながら、一層効果的な事業推進を図ってまいります。

魚沼地域定住自立圏、これにつきましては、共生ビジョンに基づく事業の取り組みについて、各自治体の担当職員で構成をするワーキンググループ会議を開催しており、昨年度事業の効果検証と今後の諸課題の検討や調整を行い、事業の方向性やスケジュールについて協議をいたしました。より横断的な事業間連携が図られるように、従来の28部会を政策分野等で区分した10部会に再編をいたしました。圏域住民の生活環境や利便性を向上させるため、自治体間の施策、この整合を図りながら、連携事業の効果的な推進を図ってまいります。

平成28年9月定例会でご報告申し上げた、固定資産税・都市計画税に係る住宅用地特例の適用誤りにつきましてはであります。市内全域の調査を終了いたしました。その結果、同様の誤りが114件あり、還付金等の額は6,572万円となったことから、所要額を補正予算に計上しましたのでよろしくお願いをいたします。

南魚沼地域土地開発公社につきましては、5月に開催をしました南魚沼市事務所審議委員会及びこの公社の理事会で、公社を解散する方向の合意を得ましたことから、解散に向け事務を進めてまいりました。去る8月1日の公社理事会において解散同意の議決をいただきま

したので、10月31日をもって解散し、今年度内の清算結了を目指しております。土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経たのち、県知事の認可を受けて解散することとなっております。今定例会に解散に関する議案を提案しましたのでよろしくお願いをいたします。

次に、平成28年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計決算につきましては、繰越明許費等翌年度への繰越額を含んだ形式収支は、9億9,956万円となり、繰り越すべき財源8,609万円を除いた実質収支は9億1,347万円となりました。前年度の実質収支12億8,867万円との比較による単年度収支は、3億7,520万円の赤字となりました。

平成28年度は、し尿受入施設建設工事、統合中学校建設事業費の本格化による増があったものの、魚沼荘改築事業、また市民病院整備事業、消防救急無線デジタル化事業といった大型の建設事業の完了により、投資的経費が減少しまして、平成27年度に比べ歳出総額で34億8,570万円の大幅減になりました。職員人件費は年齢構成の変化により抑制をされてきましたが、保育園、障がい者関係の扶助費、他会計への補助金・繰出金、また公債費は増加しました。歳入では、個人市民税等の増により、市税全体で6,433万円の増となりましたが、地方消費税交付金や地方交付税等の譲与税・交付金関係で1億9,669万円の減になるなど、経常一般財源が減少しました。一方で、公債費及び特別会計・企業会計への繰出金の増により、経常収支比率は7.3ポイント悪化し94.7パーセントとなりました。今後もこうした傾向は大きく変わらないことが予測されるため、より一層効果的な財政運営を心がける必要があります。

水道事業会計の決算につきましては、営業活動となる収益的収支、これは税抜き、では、料金収入が減となったものの、総務省の繰り出し基準の見直しによる高料金対策分の一般会計補助金収入が増となりまして、修繕等、維持管理費の節減などによりまして、収入21億5,050万円に対し、支出19億1,258万円となりまして、差し引き2億3,792万円の純利益を確保いたしました。

一方、資本的収支、税込みでは、収入は広域化や水源開発対策等にかかる一般会計からの出資金の減、下水道事業面の整備完了による移設工事補償金の減、支出は蛭窪集落への管路新設等による建設改良費増などにより、収入7億384万円に対し、支出16億2,608万円となり、差し引き9億2,224万円の収入不足を生じたため、過年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支、税抜きでは、総収益52億8,753万円、総費用57億7,421万円で、差し引き4億8,668万円の純損失が生じることとなりました。これは、医療再編に起因する建物の一部解体撤去等による支出増や新規購入医療機器にかかる減価償却費等が主な要因であります。

資本的収支では、6,243万円の不足が生じたため、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

平成28年度決算にかかる健全化判断比率及び各事業会計における資金不足比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比

率、これは平成26年度から平成28年度までの単年度実質公債費比率の3か年平均のことを指します。これが15.2パーセントでありまして、昨年度から0.2ポイントの減となりました。しかし、平成28年度の単年では16.1パーセントと上昇をしています。将来負担比率につきましては、146.4パーセントと昨年度から12.5ポイントの大幅減となりました。実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準以下となっております。

平成29年度の地方交付税につきましては、普通交付税の算定が終わり、調整後の交付額が前年度比8,370万円、これは0.83%減の100億4,317万円で開催となりました。また、臨時財政対策債では10億5,450万円、前年度より2,320万円、これは2.25%の増でありました。

今定例会に、一般会計補正予算（第2号）を専決処分といたしましたのでご報告をいたします。7月18日に発生した豪雨災害、農地、農業用施設、林道、道路及び河川に被害が発生しました。その迅速な復旧のために、歳出に総額9,702万円を追加したいものであります。歳入では、国県補助金及び市債を活用し、前年度純繰越金の一部をもって調整をし、歳入歳出の総額をそれぞれ310億6,654万9,000円といたしました。

また、今定例会に、一般会計補正予算（第3号）これを提案いたしました。歳入歳出予算にそれぞれ7億4,883万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を318億1,538万円としたいものであります。

主な内容といたしましては、歳出では、ふるさと納税推進事業費で、これまでの寄附の状況を見まして、年度末までの返礼品等の必要経費として2億8,636万円を追加いたしました。賦課徴収管理費では、固定資産税・都市計画税における住宅用地の特例適用の誤りによる還付金、還付加算金及び補填金のほか、他の税目の還付金等の不足分として、7,296万円を追加いたしました。衆議院小選挙区選出議員補欠選挙費では、10月22日に実施される補欠選挙の経費として3,232万円を追加いたしました。また、市議会議員選挙費では、補欠選挙との同日実施による削減分として、1,041万円を減額いたしました。ほのぼの広場事業費では、子育て支援センターのイオン六日町店への移転拡充経費として、5,331万円を追加いたしました。地盤沈下対策事業費では、条例改正後の検査、調査のための経費や節水機器設置の補助金等としまして、740万円を追加いたしました。公共下水道事業対策費では、前年度事業の繰り越しに伴い、消費税計算における課税仕入れ額が大幅に変動したことから、納付消費税として5,580万円が確定したこと等により、8,361万円を追加いたしました。昨年度に続き、再度多額のご寄附をいただいた寄附者から用途について一任をいただきましたことから、前回の寄附金と合わせ、最も市民の利用が多い市民会館のトイレを2か年計画で改修することとし、市民会館大規模改修事業費に1,124万円を追加いたしました。

歳入では、ふるさと納税寄附金を返礼品等の歳出見込みと同額の2億8,636万円、これを追加し、一般寄附金1,020万円を追加いたしました。前年度純繰越金では、実質収支額と現予算額との差額6億9,745万円を追加いたしました。市債では、道路橋りょう維持補修事業費への充当財源として、公共施設等適正管理推進事業債、これを1,800万円追加いたしました。衆議院小選挙区選出議員補欠選挙交付金、歳出見込みと同額の3,232万円追加いたしました。

収支差額につきましては、財政調整基金繰入金を3億2,000万円減額することで調整をさせていただきます。

6月1日に開始いたしましたふるさと納税における返礼品の取り組みは、今、大変好評であり、全国の多くの方々から多額のご寄附をいただいております。9月1日には、開始よりちょうど3か月という短期間で、1億円を突破いたしました。インターネット、またはサイト等へのお礼文やお礼メッセージなど、動画の配信などによりまして、当市からの感謝の気持ちを全国の皆様にお伝えをしたところであります。なお、きょう現在の数字であります、1億625万600円となっております、この終わりました8月1か月のふるさとチョイス、このサイトでの利用——これを利用している自治体は全国の約75%に当たります1,272自治体であります、この中で、ただいまの8月1か月の順位で申し上げますと、38位ということになっております。南魚沼産コシヒカリをはじめとした特産品など、「南魚沼ブランド」を全国へ発信し、産業振興や販売促進につなげるべく関係者ととも研鑽しながら進めてまいりたいと思っております。

また、この知名度向上の取り組みでは、いわゆる自動車のご当地ナンバーの導入を目指して「魚沼圏域版新ナンバープレート導入実行委員会」を近隣の3市2町で8月24日に設立いたしました。今後は協議会を設置し、広く意見を聞きながら名称や図案を検討してまいり、導入に向けて努力をしてまいりたいと思っております。これらを含めまして、市民からご理解とご協力をいただき、議員各位からも格段のご支援をいただきますよう、お願い申し上げます、私からの所信表明とさせていただきます。

なお、結びであります、今議会への提出案件は36件、内訳は条例9件、予算10件、その他17件となっております。また、大変申しわけございませんでしたが、5ページにあたります水道事業について、料金値下げと言うべきところ、私から料金値上げと発言してしまったようでありまして、確認いたしました。まるっきり逆のことであります。発言を訂正させていただきます。失礼をいたしました。以上でございます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第5号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。委員会報告も含め、議案は事前に資料配付をされております。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告をお願いいたします。

議会運営委員長 塩谷寿雄君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。傍聴者の皆様、南魚沼市議会の傍聴に来てくださいますことありがとうございます。

議会運営委員会の報告をいたします。期日でございます。7月6日、委員の出席状況は全員で、正副議長からも出席をいただきました。調査事項でありますけれども、南魚沼市の9月定例会に係る期間の日程について、3案ほど出ささせていただきます、おおむね会派の皆様から意向を調査をしましたところ、割れてはいたのですけれども、また正副議長、そして

正副委員長に任せるということで、その場の事項を終わっております。

その他についてでございますけれども、委員会付託につきまして、2年半ぐらい、議会改革の委員会付託ということでやってまいりましたけれども、従来どおりのやり方に戻すということで、いろいろな意見の中、1時間以上かけて協議いたしました。全会一致ということで従来どおりに戻すというような形でのまとまりになりました。特別委員会のほうは従来どおり、本議会でいきますけれども、社会厚生委員、そして産業建設委員会のほうに水道だったり、社厚に関することは付託するということでもあります。防災服について、改選後に買う方向での確認をいたしたところでございます。

そして、一般質問の時間についてでございますが、議長が10分前に合図をするということ、30分の持ち時間は権利ではありますが、おおむね60分に収めていただくことでお願いするということで、各会派、しっかり確認してもらいたいということで申し上げました。この9月議会の一般質問は、おおむね1時間ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、8月25日に行いました。委員のほうは全員出席で、正副議長からも出席をいただきました。9月議会の説明会、そして会期、議事日程について、一般質問の取り扱いについて、陳情の取り扱いについてを議題といたしました。閉会中の議会運営委員会での開催でありますけれども、次回定例会まで議会運営委員会、並びに議長に諮問にかかる事項について、12月定例会の会期の日程事務局案について、議会運営開催を含む9月21日の議運で示したいと思っております。

大きいその他でありますけれども、臨時会についてであります。一応改選後のスケジュールについては11月7日に臨時会を持つということでありまして、改選後、22日が投開票日になりますけれども、翌日の23日からの1週間でおおむね代表者会議等々を行いまして、会派等の決めを行うというようなことでもあります。以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 7月6日の報告の中で、その他(1)委員会付託について、さまざまな議論があった中で、全会一致で従来に戻すというそういう判断をしたということですが、それはそれでよろしいのですけれども。これまで2年半にわたる試行の中で、委員会付託についてやめるという、その従来に戻すという理由について、私、会派から送り込んでいる議員からも十分な説明を伺っていないのですが、ここで委員長にただしたいと思ひますけれども、戻す理由というのは何でしょうか。簡潔にご説明ください。

○議長 議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 全てやめるということではなく、議案が振られてから、議運で精査して、もし、必要があれば総務、社厚、産建というところに付託をいたしますし、このたびの結果といたしましては、議会の大幅な人数の方が従来どおり、全員で協議をしたほうが議が一致するのではないかとということもありまして、そういうようにいったわけでありませう。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした

○議 長 続きまして、総務文教委員長 岡村雅夫君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 総務文教委員会から報告をします。最初に総務文教委員会、調査事項であります、南魚沼市トレーニングセンターの利用状況について、U&Iときめき課の担う事業と今後の方向性について、公債費の現状と予測について、市税の推移と動向についてでありました。

調査の状況ですが、期日は7月10日、委員の出席状況は全員であります。議長からも出席をいただいております。調査の内容につきましては、各担当の部長、課長等から出席をいただいております。

最初に南魚沼市トレーニングセンターの利用状況についてであります。非常に利用状況がいいということでありまして、月平均1,800人くらいという報告がなされました。あと、ベンチ、あるいはロッカー等も備えましたということでもあります。市長の説明でもありましたように、冬期間の暖房ですね、今後問題になるかというような報告も受けておるところであります。

トレーニングセンターの利用状況等について質疑がありましたが1点報告します。6月議会で報告がありましたけがについてであります、トランポリンでの骨折事故でありました。これについては、施設に瑕疵があった場合には、当然市で責任を負う形になるが、今回は利用者の責任においてということになったという報告でありました。

次にU&Iときめき課の担う事業と今後の方向性についてということで、最初に特命部長からの説明があり、次に担当課長からの説明がありました。非常に多岐にわたっておる内容であるということは、この報告をさせていただいた文面でおわかりかと思えますけれども、今までは総勢3人の課が新規に5人の課になったということでもありますけれども、5人でこれだけの事業をやっているということでもあります。

非常に長い文面でありますので省略をして、質疑、答弁について若干報告をいたします。非常に多岐にわたっている仕事を市民に知ってもらう工夫は、という質問でありましたが、事業効果が出た段階で、ホームページへの掲載はもちろん、市報の1日号の表紙をはぐったところに、移住した人の活躍などをはじめ、移住・定住促進の特集として掲載をさせていただいていると。

次にふるさと納税についてであります、今ほど説明がありましたけれども、非常に返礼品、米が主だったそうでもありますけれども、品質確保の周知はどのようにしているかということが質問でありました。そうした中で、地域ブランドとして評判を落とさない、マイナスイメージにならないような部分は、当初から懸念をしていましたが、事業者の善良な対応を

期待し、今のところはノーチェックでやらせていただいているということでもあります。今後の検討としては、一緒に基準づくりなどを入れながら決定していきたいという答弁でありました。

次に、今、進んでいる市のCCRCは、成功例として本当に実績が上がるような事業なのか、その評価はということでありました。非常に先進事例であるということ、それから内閣府視察先を各それぞれの自治体が問い合わせると、南魚沼市を紹介されているということでありました。特に、産・官・学・金・言、多様な主体が一緒になり、当初から勉強会を開いて進めてきたところが、ほかにはやはりなかなか取り組みができないようであるということでもあります。

次にCCRC関連のリスクについてはどのような時期、タイミングで議会に諮るのかという問いに対して、今のスケジュール感ではCCRCの事業を実際にやるのに伴い、市で予算化が必要であったり、リスク負担が伴うような形になる場合は、9月議会、あるいはその前に一度または議会に報告する機会、相談する機会を開き、情報交換をしたいと考えているという返答がありました。

あと、MMDOについては、いろいろな意見がありましたが、受託事業費2,300万のうち、かなりの部分が人件費ではないかという話でありました。あと、将来的には市の持ち出しをなくする考えだかというあたりについてであります。MMDOについては将来的には自立してもらいたいと、稼いでいただきたいというような返答でありました。大体、U&Iときめき課にはその程度であります。

次に公債費の現状と予測についてであります。最初に総務部長から説明があり、財政課長から資料に基づき説明がありました。市債残高の推移というのは、合併前から、あるいは合併後、非常に動きがあるようではありますが、今現在非常に大変な状況になっているというような説明であったかと思えます。

公債費の現状と予測についての質疑、答弁がありましたので、ひとつ紹介をしていきます。今後の行政運営への対策は、ということではありますが、普通建設事業費全体を今後絞っていく方針である。また、いろいろの施設についてであります。統合、廃止も含めて合理化を図っていくと。例えばハードについては相当部分が維持補修等にまわると思うと、新たな建設事業そのものは減らさなければならないというような答弁でありました。

次に市税の推移と動向についての報告であります。市民生活部長からの説明、そして担当課長からの説明がございました。状況としては、基幹病院等の開設があったためでしょうか、給与所得者が増であるということ。そして、農業所得が増加の傾向だというような報告がありました。法人市民税は収納額が減少しており、景気回復をしているという感触は、我々のところではなかなかみられないというような説明もありました。

市税の推移、動向について、質疑と答弁の1つを報告しておきます。滞納者に対する徴収機構という仕組みを取り入れてから、現場ではどうかということではありますが、徴収機構について、そのやり方については市役所が行ういわゆる滞納処分と同じではありますが、大きく

違う点は、やはり納税者もその物件が徴収機構に移るということを知らされると、非常にアナウンス効果があるということでありまして、県と市で共同してやる徴収機構の成果が認められるというような返答でありました。委員会の調査については以上であります。

次に総務文教委員会の管外調査について報告いたします。6月議会にすればよかったわけですが、直前でありましたので、ここに延びたということでありまして、調査期日は平成29年5月10日から11日でありました。調査先及び調査内容については、栃木県那須町「ゆいまーる那須」でありまして、まち・ひと・しごと創生に向けたゆいまーる那須の取り組みについてということで、サービスつき高齢者住宅を視察をしてまいりました。

次に栃木県宇都宮市であります。まちそのものの価値を高める取り組み、宇都宮ブランド戦略についてでありました。参加者は全員でありました。執行部からは地方創生特命部長に参加をいただきました。事務局は議事係長が参加をいたしました。

説明内容等について報告いたします。栃木県那須町ゆいまーる那須であります。この施設については先ほど申し上げましたが、サービスつき高齢者住宅でありまして、一般社団法人コミュニティネットワークという会社がやっている施設で、いろいろな関連施設の説明も受けましたけれども、実際に今回C C R C構想で、この分散型になっている施設群を見させていただきました。これは賃貸住宅ではなくて、買い取りであります。そして、各かかる月ごとの負担は納めるという施設であります。

内容については読んでいただければ大体わかるかと思っておりますので、この質疑応答について若干報告をしておきます。入居者夫婦2人で年金30万円ぐらいもらえる人でなければ、ここに入れないのではないかと。入居者は実際どのぐらいの層なのかということでありまして、はっきりした返答はいたしません。お見込み、要するに30万円相当というような話であります。初期投資についてということで、その施設は11億円の初期投資は借り入れと自分たちで資金を集めるためにつくった地域活性ファンド会社からの融資であったと。30年前はこのような事業に誰も金を貸さなかったので、自分たちで資金を集めるしかなく、自分たちでファンド会社をつくったと。そこで今、7億円ぐらいを回していると。しかし不動産屋をやりたいわけではなく、目的は地域再生であるということでありました。

委員の意見・感想等として報告します。雪の少ない那須町と違い、雪深い当市はよほどの魅力を持たない限り移住定住・生涯活躍のまちになることができないのではないかと疑問を持った。移住者と地域のかかわり方、雇用創出のあり方をしっかりと考えなければならぬ。民間と行政の連携の大切さを感じた。当市のC C R Cの移住促進において、ゆいまーるに関する移住促進センターの役割に対応した機能が、どのように実施されているか確認が必要であると。こういった事業を行う会社が生業としてできるかが大事であり、当市は後方支援や宣伝支援程度を行うべきと考える。アイデアとやる気で運営する民間事業者との連携と、その事業者を見極めることも大切であり、大変なことであると……。

○議 長 再度お願いをいたしますが、報告書に記載されているものについては朗読を避けて省略するように行ってください。

○岡村総務文教委員長　次に栃木県宇都宮市であります。この宇都宮市自体、栃木県の首都、首府といえますか、県庁所在地でありまして、非常に歴史のある町だというふうに感じたところでもあります。その宇都宮市、東京から大体1時間弱のところだそうではありますが、我が市と同じような、新幹線での時間でいくとそんな感じかというふうに思いました。非常にやはり市民が宇都宮を自信を持って住んでいただけるようにということで、非常にユニークな取り組みをしているところでもあります。開口一番、宇都宮は餃子ということではありますが、そればかりではなく、歴史のある町だというあたりをどうアピールしていくかということです。庁内だけで、庁舎内だけで考えるだけではなく、やはりコンサルを頼んでの提案になっているということでもあります。よくアンテナショップについては、東京とかという話があるのですが、この市内に、商店街の中にアンテナショップを設けて、そしてその前に広場やステージ等があるというような形で、そこに寄り添うことによって、そのショップでまた宇都宮市のよさを市民が知ることができるというような施設でありました。非常にすばらしいところだということでありました。

あとはオリジナルロゴマークということで、宇都宮をアピールするマーク、ロゴを使っただけ、あるいはバッジを使っただけの話がございました。委員の感想なんかを見てもおわかりかと思いますが、食欲にみずからの魅力を掘り起こす宇都宮の取り組みだなというふうに誰しも感じてきたというふうに思っています。

あと、この資料のほうを見ていただければわかると思いますが、小さいところからと申しますか、段階を踏んでやっているという、そしてそれを市民にきちんと理解をしてもらっているという、そういった取り組みがロゴマーク等をはじめとした取り組みで、浸透しているなという感じがします。このページの「住めば愉快だ宇都宮」という、こういったバッジを市民がつけてやるというような取り組みがされておりまして、それをまたもじって各事業所が、民間もそうですが、非常にそれを利用した形の事業宣伝にも使っているというあたり、非常にユニークなところだというふうに思いました。例えば、「走れば愉快だ宇都宮」とか、「踊れば愉快だ宇都宮」とか、そういった団体を組織しているということのようでもあります。以上、雑駁な説明ですが終わります。

○議　　長　　総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　1点だけちょっと説明を加えていただきたいところがありあすので質問いたしますけれども、2ページで、トレーニングセンターのトランポリンの事故がありました。その概要は承知しているわけですが、前々からこれは初めての施設でありまして、専門的な指導も必要じゃないかということが指摘されているわけです。ここで高校のスキー部、当然こういうところを利用すると思うのですが、こういうことをきっかけに、書いてあるとおり施設的な瑕疵ではないのでしょうかけれども、初動体制的なことで今後の考え方とか、こうしなければならぬというような話が委員会の中で出てきたのか、考え方が示されたのかだけお伺いします。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 その瑕疵が施設にある、あるいは管理上の問題があるということであれば、ここに書いてあるように、市で責任を持たなければならないということでありますので、どうしなければならないということの議論はなかったように記憶しています。当事者同士で話をした結果、今回は本人の、利用者の責任というようなことで進んだという報告でありますので、ただ一方的に本人がという形の報告ではなかったというふうに思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 次に産業建設委員長 鈴木一君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それでは、産業建設委員会調査報告をいたします。まず、初めに、管外視察報告をいたします。期日、平成29年5月16日から17日まで。調査先及び調査内容、石川県能美市、6次産業化の取り組みについて、富山県射水市、もみ殻循環プロジェクトについて。参加者、議員全員。議長からも参加いただきました。執行部からは産業振興部長、農林課長から出席していただきました。調査内容につきましては、事前に配付しております記載のとおりであります。

次に平成29年産業建設委員会の管内調査についてを報告いたします。調査事項、1、カントリーエレベーターの進捗状況について、現地調査を含みます。2番、産業振興ビジョン改定の進捗状況について、3番、平成30年度産の生産調整にかかる方向性について。4、多面的機能支払交付金事業の成果と課題について。

調査の状況であります。期日が平成29年7月12日であります。委員の出席状況、出席1名、欠席1名。調査の内容につきましては、事前配付の資料のとおりといたします。以上で報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は11時10分といたします。

〔午前10時49分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時10分〕

○議 長 社会厚生委員長 腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会、閉会中の調査報告を行います。期日は8月4日、調査項目は報告書記載の3項目です。委員全員9名の出席、議長からも出席をしていただきました。執行部からは市民生活部長、廃棄物対策課長、環境交通課長の出席を求め、調査を行いました。

1番、新ごみ処理施設建設の進捗について、廃棄物対策課長から資料に基づき説明をしていただきました。まず、建設地検討状況について。2月9日新ごみ処理施設検討委員会の意見、これは3項目あります。なるべく一般住宅が周辺にない候補地の選定。現施設の経過等を踏まえ、新施設についてはにおいやばい煙等、周辺環境に十分配慮した安全な施設とすること。新候補地周辺の地域住民への十分な説明及び啓発を行い、理解を深めた上での粘り強い交渉を行うこと。この3項目を踏まえて、経済性や実現性を加味しながら建設地の検討を進めている。候補地選定に当たっては、二転三転することは許されず、地権者及び周辺行政区等への順序立てた説明と、深い理解と協力を得ることが不可欠と考えている。

次、2番目、専門家の意見の参考。新ごみ処理施設検討委員会へ長岡技術科学大学から1名、新ごみ処理施設検討作業部会へ日本環境衛生センターから1名参加していただいている。

3番、不燃ごみ処理施設。処理作業が分別であることから、中間処理を民間事業者への委託として検討しており、4月に説明会を開催し、10月に意向聴取、来年1月に方向性を決定する予定で、現在2業者が検討を進めている。

4番、燃焼方式の決定。6月28日開催の作業部会で、方向性がほぼ決定しており、8月9日の検討委員会で決定の予定である。本調査は8月4日に行っております。

5番、環境省循環型社会形成推進交付金の活用について。現在検討している150トン処理規模の施設では条件に合わせると、1,900キロワットの発電量になり、施設で使用する電力を除いても、1,000キロワット余る。東北電力への売電は、当地区では利用容量が目一杯で、系統増強工事を行えば送電が可能となり売電できるが、工事の予定は東北電力にはなく、見込みが立たない。発電と売電により、エネルギー回収を行う施設として、交付金の対象にしたいのであるが、難しい状況である。発電しても売電できない状況が考えられるため、余剰電力の使用方法や発電以外のエネルギー回収方法等を検討し、地元への熱源、あるいは電力の供給が受けられるメリットがあり、その活用を行政側からも提案することを考えている。

6番、今後のスケジュール。今年度中に候補地の選定と基本計画の策定を行い、来年度に基本設計、環境影響調査を実施する予定である。

質疑につきましては、報告書をごらんください。報告書にない部分について2項目お知らせします。ストーカー方式を採用すれば、最終処分場の問題も出てくる。最終処分場について検討しているのか。仮にストーカー方式を選択した場合、2市1町の中で最終処分場の検討もしなければならない。将来的な問題であるが、切り離すことはできない、という答弁があります。

2番目、6月28日作業部会において、廃棄物処理法第6条 一般廃棄物処理計画及び財政

計画について検討はあったのか。現状では具体的な内容の検討には入っていない。

調査項目2番、野焼きについて。廃棄物対策課長から資料に基づいて説明を受けました。1番、担当課では今春も野焼き禁止のチラシ配布し、周知を図っている。ことしはチラシに野焼きの例外規定を記載したことから、その解釈に問題が生じた。3番、煙やにおいなどで住民が迷惑すれば問題となり、例外規定に該当しなくなる。その場合、不法焼却かどうかの判断は警察が行うことであり、例えば周辺住民が警察に通報すれば、警察が検挙することもあり得る。4番、市としては「何人も、廃棄物を焼却してはならない」という法律の原点に基づき、煙などが近所の迷惑になるので、野焼きをしないで可燃ごみとして処分してくださいと今後指導していく。

質疑については報告書をごらんください。1点だけ追加して、質疑の内容について報告を申し上げます。検挙に至る例ということなのですが、警察署と徹底的に話し合いをして、どういう場合に検挙をするのかをはっきりさせておくべきではないか、という質問に対して答弁は、それができればいいが、警察と協議して野焼きの例外規定の範囲をはっきりと決められるものでもない。例外規定には疑問はあるが、市に解決する能力はないので、市として問題になりそうなことはしないように、周知・徹底していくしかない。大和地域——これは大和地域のチラシに問題があったということでの答弁ですが、大和地域は可燃ごみの直接搬入先が、エコプラントになるので、その部分を変えて配布している、そういう状況である。1点を追加しました。

3番、地下水の採取について。執行部から説明が資料に基づいて行われました。詳細については資料をごらんください。資料にない部分について報告をいたします。条例改正については、6月23日の議会全員協議会で、骨子と資料を配付し、説明したところである。その後、罰則規定について、新潟地方検察庁からの指摘を受け、設定方法等を修正したほか、市民フォーラムに参加した3人の教授からの指摘を受け、新たな規制区域の範囲について修正を加えた。また、パブリックコメント等で寄せられた多くの意見を反映した修正を行っている。検察庁及び警察署との協議は7月27日で終了している。

それから、市民フォーラム及び市政懇談会等、あるいは地元説明会等の話であります。6月30日開催の市民フォーラムには77人が参加。7月13日には八幡区、20日には余川本町区において説明会を開催。それぞれ11人の参加があった。他の地区からの開催の要請はなかった。大和地域、塩沢地域、六日町地域において、7月25日から28日の4日間で住民説明会を開催した。大和地域では、職員と議員を除くと、一般市民の参加は2人、塩沢地域ではゼロ人のため開催を中止。六日町地域では1回目は59人、2回目は27人の参加があり、活発な意見交換が行われた。地域によって大きな温度差がある。

また、この説明会等の状況ですけれども、出された意見及びパブリックコメントによる意見については、慎重な意見が多かったという説明もありました。これは報告書に記載されております。

この件については、委員から多くの質疑が出されました。報告資料をごらんください。2

点についてここで報告します。1番、どの程度井戸が増加するのか。市のやれる範囲で調査、予測し、数値として持つべきではないか。これに対して、業者等から情報を収集し、答弁できるようにしたいと考えている、という答弁であります。2番、条例を改正すれば、総揚水量は間違いなく増加し、地盤沈下は進行する。大丈夫とはいえない。根拠が示せない中で、条例改正に踏み切ってよいのか。これに対して答弁として、はっきりした数値と根拠が示せない中での改正が不安を与えていることは確かである。しかし、何をもって大丈夫といえるのか。大学教授や研究機関に聞いても、そこまでの数値は出せないのが現実である。見切り発車という批判もあるが、今現在把握できるデータ、20年以上計測してきたデータで予測していくしかない。急激な地盤沈下の進行や社会インフラへのダメージは、極力抑えられるだろうという前提のもとに、条例改正を提案するものである。

以上が8月4日時点での、社会厚生委員会調査の概要であります。以上で社会厚生委員会の閉会中の管内調査の報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私も8月4日の委員会を傍聴させていただきました。そこで1点気になったのは、一度条例を緩和して掘った井戸。これを例えば豪雪が続く場合、地下水位が18メートル以上上がる場合が多いわけでありますが、そこに入って一度掘った井戸、あるいは今ある井戸の稼働の制限というのができるのかどうか。それことの、今までの委員会の中での質疑はあったかどうか、検討はあったかどうか。それについて1点聞かせてください。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 当然、揚水水量の総量は上がっていくわけですので、そのことによって地盤沈下が起こるであろうという推測は、推測としてはあると思いますけれども、今後の規制についてという内容の中での具体的な質疑は、今8月4日についてはなかったです。

ただ、これまでの委員会の中でそういう質疑がなかったかといわれますと、ちょっと今ここでは——はい、もし記憶に誤りがあれば間違いになりますので、ちょっと答弁は控えさせていただきますと思いますし、これまでの委員会の会議録が、きちんと詳細にとられて残っておりますので、またそれを参考にいただければというように思います。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 委員会の中で、この条例を改正した中で、あまり地盤沈下が進むようであったら条例を撤回するようなどというお話が出たというようなことを漏れ聞いたのですが、そういうお話があったかどうか、ちょっと聞かせてください。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 当然のこととして、条例改正され、新たに井戸掘削されるであろうと、そういう中では今ほどの質問にもありましたように、総揚水水量は上がっていくだろうと。その場合にまたさらに地盤沈下が進行していくという恐れ、推測が成り立つわけで、そういう中での質疑はございました。しかし、今回の内容もそうですけれども、それについ

ては執行部の答弁としては、今後の状況推移を見ていくしかないという、そういうことであります。しっかりした答弁にならないで申しわけないのですけれども、じゃあ、具体的にどのぐらい揚水したら、どのぐらい地盤が沈下するかというのは当然まだわからないわけで、そうした答弁であったかというように思います。

○議 長 13番・塩谷寿男君。

○塩谷寿男君 ごみ処理場のことですけれども、この委員会前ぐらいに、大体具体的に場所の選考というのが決まっていなくて、どんどんけつが延びてくるものだと思っていて、昨年、公募ではだめだった、行政主導でやっていくという中で強い思いはあるとは思いますが、既存のものがまた延びていくこととなります。この段階で決まっていなくてどんどん延びてきて、平成35年までが今はもう平成36年、37年というふうになっていくと思うのですけれども、そういったことに対して具体的な質問等の中で、今言ったような問題、延びてくることによって、既存のもの問題とかというような質問等、また答弁等があったかどうかということを確認します。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 基本的なものは、基本的なスケジュールは、今ほどの説明で申し上げたように執行部が考えているのは、今年度中に候補地の選定と、基本計画の策定を行う。さらに具体的に言えば、質疑、答弁の中では、2か所を今現在考えていると。それについては早急に、もう、1か所に決めて対応していくという答弁も出てきております。

あと、全体的には平成35年供用開始という予定のスケジュールが、どのようになるかということについては、まだ明確な説明はありません。それから、現行施設をもし新規施設の建設が遅れる場合に、現行施設をどう対応していくかということについては、それについても今回の委員会では質疑はなかったかと思えます。これまでも委員会の中で質疑はあったかもしれませんが、ちょっとこれも調べてみないと何とも正確な答えはできませんが、現行施設を何とか修理費用がかかっても、修繕費用がかかっても継続していかざるを得ないという答弁があったと記憶をしております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどと若干かぶりますが、ごみ焼却場の候補地について、前年度は公開でやって、今回は市が独自にやると。そして、それも秘密でやると。でも、これから交渉するということになると、その位置というのは公表というか、漏れ伝わるわけでありまして。そういう点ではやはり2か所に絞ってなんて話、そこへ1か所に絞ってと、こうなるわけですが、もう少し公開性をもった形でやるべきではないかというような話は出ませんか。

それと、もう1点です。熱の回収、要するに電気の売電ですよ。そして、規模が150トン。私はいつも言っているのですけれども、150トンというのが動かない数字になっているのです。要するに、ごみ問題で何が最も大切かというと減量なのです。分別なのです。それで、不燃ごみの中間処理が、あるいは可燃ごみでも、再生可能なものはあるわけですね。そういったものをやはり、何か150トンがありきという前提は崩れないというか、そういった質疑という

のはなくて、そして方式も、まだ決定したかどうかは知りませんが、そういった基本的なところがないような気がするのですが、そういった議論はなかったのですか。

要するに売電ありき、150トン。そうすると今度は、発電するためにごみを探さなければならぬ時代がくるのですよ。これから高齢化社会や少子化だという中で、そういう議論をやはり委員会できちんとしていかないと、私はおかしいことになるのかというふうに思ったので、そういった議論があったかどうかひとつお聞きします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 社会厚生委員会の調査の目的というのは、行政がどのようにそれぞれの事業について進めているのか、まずチェックするのが仕事であります。本議会ではそれぞれの議員が質疑等を通じて、今後の方向性について確認し、こうあるべしという意見を言っていたりすることもあります。それはそれとしてよろしいですけれども、全て議事録に公開されておりますので、その範囲の委員会の調査であることを認識していただきたいと思っております。

今現在、今質問されました2項目については、これまでも報告していないように、そうしたところでの議論はございませんでした。委員会がどのように今後調査を進めていくのか、これは新しく編成される社会厚生委員会に、そこでまた考えていけばよい問題であると、そのように考えております。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 地下水のことについてお聞きします。パブリックコメントを反映した上で8月4日に質問されたのではないかと思いますのですが、大体同じような内容になっているので。その中で20数年近く、今まで規制してきたものを——ある市民の方から言われたのです——そんなに長い間、しっかり守ってきたものを、1年の間、確かに市民の公聴会とかいろいろやられています、情報も集めています。でも、その回答の中を見ますと、データの根拠が示せないとか、それもやっていない、これもやっていないという中で、あえて何でこの1年の間に急いでやる必要があるのですかと、そういうような議論はなかったのでしょうか。意見がなかったのでしょうかという質問です。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 8月4日の委員会では、そうした質疑、あるいは質疑の中での意見はなかったように記憶しております。市民フォーラム、あるいは説明会等の中で、慎重な意見が多かったということは執行部から報告がされております。それについては、社会厚生委員9名全員が当初から、この問題——昨年の9月定例会で前市長の今後の所信の表明ということから始まっているわけですけれども、この1年間、社会厚生委員全員で、やはりそうした今おっしゃった内容があるということを前提に、さまざまな委員会での調査、質疑等を繰り返してきたということをご了解願えるでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 以上で所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案、並びに陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件につきましては、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案、並びに陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び決算に限って行い、その他の案件につきましては、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

委員会に付託された付議事件につきましては、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第6、平成29年陳情第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。陳情第1号を総務文教委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、平成29年陳情第2号「学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情を議題といたします。陳情第2号を総務文教委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、平成29年陳情第3号 旧六日町小学校の教室棟の天井のアスベストについてを議題といたします。陳情第3号を総務文教委員会に付託をいたしますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第9、第15号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第15号報告 継続費精算報告書についてご説明申し上げます。一般会計における継続費の2つの事業が、平成28年度で完了したことにより、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、ご報告申し上げるものであります。

3ページ別紙が継続費精算報告書であります。表の構成は、それぞれの事業について、年度ごとに左から大きく「全体計画」、「実績」、「比較」となっております。上段の3款民生費、魚沼荘改築事業は、平成26年度から当初は2か年の継続事業として設定したものであります。解体の基礎撤去や植栽工事を条件のいい時期に施工するため、総額を変えずに1

年延長したものであります。3年間の支出済額合計は、中央、実績の支出済額の計14億109万7,160円であります。財源内訳の特定財源、その他は、湯沢町からの受託事業収入であります。地方債につきましては合併特例債であります。

下段、10款教育費、統合中学校建設事業は、平成27年度から2か年の継続事業で、2年間の支出済額合計は、14億2,266万2,400円であります。特定財源の地方債は、学校教育施設整備事業債が110万円で、あとは同じく合併特例債になります。右側「比較」の「年割額と支出済額の差」の初年度、平成27年度の差額が大きくなっておりませんが、これは初年度の進捗率が上がっても支払いができるように、余裕をもって初年度に配分したためであります。

各事業の一番下の計の欄の比較における、年割額と支出済額の差が、それぞれ精算残額であります。以上、第15号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第10、第16号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第16号報告 健全化判断比率についてご説明申し上げます。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項の規定に基づくもので、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標につきまして、平成28年度決算に係る比率を算定し、監査委員の意見を付して、議会にご報告申し上げるものであります。

1ページの表をごらんください。4指標の算定結果であります。最初に数値の報告をさせていただき、内容につきましては、3ページからの資料に基づいて説明させていただきます。最初の、実質赤字比率は、一般会計等の実質収支に係る比率で、2番目の連結実質赤字比率は、特別会計を含めた市全体の会計の実質収支及び資金不足等に係る比率であります。それぞれ赤字あるいは資金不足は生じておりませんので、該当なしとなっております。3番目の実質公債費比率は、前年度比0.2ポイントの減少で15.2%、将来負担比率は12.5ポイント減少の、146.4%の算定結果であります。次にそれぞれの算定結果の内容につきましてご説明申し上げます。総括表①から④となりますが、これらは、財政健全化法 第3条第3項に基づく、県知事への報告様式及び算定資料であります。

それでは、3ページ、総括表①は健全化判断比率の状況で、上の表は、最初に報告いたしました算定結果と同様のものであります。下の表につきましては、財政健全化法で定める財

政状況の判断指標でありまして、早期健全化基準と、それより状況が悪い、財政再生基準の2段階の基準を示しております。平成28年度決算の算定結果は、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、実質公債費比率にはこの基準の外に、18%というラインがございます。これは地方債の借入れが協議制度になってからも、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、引き続き許可が必要となるもので、公債費負担適正化計画の策定を前提に許可されるということになります。

当市も、財政健全化法施行時は、18%を超過しておりましたが、平成24年度決算で17.5%となり、18%を下回り、現在に至っております。

めくっていただきまして4ページをお願いいたします。総括表②は、実質赤字比率も含めた、連結実質赤字比率の状況であります。左側、上の表が城内診療所特別会計を含めた一般会計等の実質収支額と、それにより算定した実質赤字比率であります。そのほか、左下、3つの特別会計の実質収支額と、右側の表、公営企業会計の資金不足・剰余額の合計額の標準財政規模に対する比率が、連結実質赤字比率として、右側の最下段に記載されております。

ページ左下の米印に記載のとおり、実質収支、連結実質収支とも黒字のため、比率はそれぞれマイナス表示となり、該当なしとなるものであります。

次の5ページは、総括表③実質公債費比率の状況であります。実質公債費比率は、1年間の経常的な一般財源収入における、借入金の返済額が占める割合で、3か年の平均値をあらわす比率であります。計算としましては、借入金の返済額に当たります、表の①から⑦の合計が分子となり、中央の表左側、⑮から⑰の合計、経常一般財源であります、標準財政規模が分母となります。これを基準といたしまして、分子・分母それぞれに引き算が加わり、⑧は返済のための特定財源として、分子のみから控除します。⑨から⑪までは元利償還金に対して交付税算入される額として、分子・分母両方から控除となります。

これにより算出された平成28年度決算に係る単年度の比率が、中央に並んでいる、右から2番目の表最下段の、平成28年度、16.14367となり、直近3か年平均で、右端の表になりますが、15.2となるものであります。ここ3年間の推移では、3か年平均は減少しておりますが、単年度では、平成27年度を底に、増加に転じております。

平成27年度において、単年度比率が大きく下がったのは、下水道会計への繰出金の減少が大きく寄与しております。平成28年度は、平成26年度と同額程度に戻っております。また、水道事業会計では、高料金対策の繰り出し金が増加したこと、病院事業会計では、建設改良に伴う起債の元利償還金が増加したことにより、公営企業への繰出金が増加しております。

平成28年度決算における、単年度比率につきましては、前年度比で2.37ポイントほど上昇しております。これは分母となる標準財政規模の構成要素であります、普通交付税額と臨財債発行可能額が減少したことと、分子における企業会計の償還額に対する繰出金の増加などにより、単年度の実質公債費比率を押し上げたものであります。

全体として、起債の元利償還金は増加しておりますが、優良債の割合が増加しているため、公債費における基準財政需要額算入額は増加となっております。算定式での分子の増加は、

公営企業への繰り出しが主な要因となっており、一方算定式の分母は、合併算定替えによる標準財政規模の縮減が始まっており、分子に大きな変化がなくても、分母が徐々に減少していくことが見込まれるため、実質公債費比率は徐々に上昇していくものと推測しております。

なお、一番上の表、①の元利償還金の額につきましては、決算書、12款公債費の支出済額とは一致しておりませんが、これは財政健全化法の規定により、地方財政状況調査、いわゆる決算統計による数値を使用していることによるものであります。具体的には借換債分など、約3億8,876万円を控除し、産業育成資金返還金を加えたものとなっております。

6ページをお願いいたします。総括表④、将来負担比率の状況であります。一般会計が将来にわたって負担しなければならない、実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であります。財政健全化法で定める早期健全化基準は350%となっており、言い換えれば、地方債や公営企業債等繰入見込み額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、経常的な年収の3年半分を超えると要注意ということであります。

将来負担比率は、財政健全化計画への取り組み最終年度の平成22年度決算において150%代となり、ほぼ横ばいで推移してきております。平成28年度決算につきましては、公営企業債等繰入見込み額が減少したことなどにより、前年度比12.5ポイント減少で、146.4%となっております。一番上の表が将来負担額の内訳で、左端の地方債現在高は、大型事業等の減少により、前年度比5億667万円減少となっており、3番目の公営企業債等繰入見込み額も33億8,054万円の減少であります。これは起債残高減少の効果もありますが、各会計への将来負担額を算定する負担割合が下がったことが大きく影響しております。また、設立法人の負債額等負担見込み額も土地開発公社の保有土地買戻しにより、3億3,691万円の減少となっております。

中央の表、充当可能財源等は、財政調整基金の減少や、基準財政需要額算入見込み額などの減少により16億5,945万円ほどの減となっております。

以上により、一番下の分数式では、分子となる「将来負担額」から、「充当可能財源」を除くA-Bが、前年度比26億6,689万円の減となり、分母では標準財政規模Cの減と、算入公債費等の額Dの増により、前年度比4億4,784万円の減少となったものの、分子の減少が大きく、結果、前年度比12.5ポイントの減少となったものであります。

企業会計を含め、起債残高は減少しており、債務負担や設立法人への将来負担も減少していることから、算定式の分子は減少しております。しかし、今後発行する起債は交付税算入が合併特例債より確実に低いものとなるため、起債発行額の抑制とともに、優良債の活用を優先していかなければなりません。また、標準財政規模の縮減は確実に進み、分母の減少は避けることができませんが、分母減少による影響以上に、起債総額の削減を進めていく必要があります。

今回の算定では、充当可能基金減の影響はわずかではありましたが、今後、基金の積み戻しができれば、いい影響となってあらわれてくるものと考えております。なお、ここでも一番上の表、将来負担額の左端、地方債の現在高については決算統計の数値を使用しております。

すので、「主要な施策の成果の概要」107ページ及び、「監査委員の意見書」40、41ページ記載の額とは一致しておりません。以上、第16号報告の説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 ただいま議長のほうから平成28年度決算に基づく健全化判断比率の審査報告を求められましたので、これより報告させていただきます。審査の対象につきましては、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間ですが、平成29年8月1日から平成29年8月10日までの期間でございます。審査の方法でございますが、審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございます。総合意見といたしまして、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。

個別意見でございますが、実質赤字比率について、実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がありませんでした。連結実質赤字比率についてですが、連結実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当はございませんでした。実質公債費比率、実質公債費比率は15.2%で、前年度と比べて0.2ポイント改善しました。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。将来負担比率について、将来負担比率は146.4%で、前年度と比べて12.5ポイント改善いたしました。早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っております。以上、報告といたします。終わります。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 将来負担比率についてちょっとお伺いいたします。12ポイントぐらい、12.5ポイント下がったということで、下がった部分はいうところはないのですけども、相変わらず146ということで、350以下にはなっているのですけども、今全国の市区町村平均が30台半ばぐらい、30台半ば以下だというふうに思うのですけれども、それに比べるとなかなか下がらない。これは実質公債費比率とも関係するので、そう簡単には下がらないのでしょうか。今、部長が分析しましたように、今後起債の発行の制限というか、調整をしながら進めなければならぬという、そういう分析は私は正しいと思うし、ぜひそのところはきちんとやってもらわなければならないのです。けれども、じゃあ、ここの報告は報告として、予算化するときにはこういう分析がちゃんと行き届いているかというか、基づいた予算化にならないと、またなかなかこの将来負担比率というのが下がってこないのですけれども、そこら辺の考え方。報告にあったので今後そうするのでしょうか、そこら辺の考え方。特に市長の考え方のほうがいいのかもかもしれませんけども、市長は財政の健全化というものも言っていますけれども、考え方がありましたらお願いいたします。

○議 長 市長。

○市長 所信表明の中でも若干そういう部分は触れていますけれども、そのような方向で、やはり大きなところで考えてきちんと予算もつくっていかねばいけないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。細かいところは、総務部長から。

○議長 総務部長。

○総務部長 予算の編成につきましては、毎年こういう状況でございますので、苦戦をしているところでございますけれども、今後、大型事業というのはそう目立ったものはないということで考えておりますし、起債というのはやはり最後の手段ということで考えております。また、それぞれの事業に付随する起債というものはありますので、それは優良債として有効に使っていきたいと考えておりますので、なるべく起債のほうは控えていきたいと考えております。以上です。

○議長 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 毎回のよう、こうして決算議会では質疑をさせていただいておりますが、この審査意見書の1ページにある4つの指標でしょうか。健全化基準、これは我々の民間の目から見て、また監査委員のように民間の金融機関の目からみれば、もう完全に倒産以上の水準ですよ。

我々がこの自治体を運営していくのには、やはり標準的なほかの、ちょうど我々と身なりから始まって同等な、そういう自治体とどれだけこれからちゃんとした競争ができていけるだろうか。それだけの資金的な裏づけがあるのかということ、それが大事なことであります。特にこれからはまた改選を伴いまして、新しい議員が入ってくるわけでありまして、この基準より下だから、うちのまちは安全なんだ、という、もしかしてそういう認識になると私は非常にどうかという本当に疑念を持っております。

これについての市の、何ていいますか——6番議員の質疑にもありましたけれども、我々と見合ったような自治体と比べて、そういう判断をこれから独自にこれに付随して報告していくというか、そういうような姿勢があるのかどうか聞かせてください。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 この実質公債費比率、そして将来負担比率が民間に例えれば倒産に値するかどうかというのは、ちょっと私にはわからないところではありますけれども、県内平均、あるいは全国平均に比べて高いことは十分承知しております。そういった中で、市としてもこの比率は、再生基準より下回っているからいいという判断を持っているということではありません。やはり常に全国、あるいは県の標準的な動向をみながら、私たちもそれに追いつくように努力しているところでございます。以上でございます。

○議長 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5ページの実質公債費比率についてでありますけれども、同僚議員からも質疑がありましたが、この数値を常に念頭におきながら当初予算を組み立てていくという話でありました。確かこの当初予算では、実質公債費は15.8くらいで組んだのではなかったかというふうに思っているのですが、当初と違っているところは、やはり④の繰入金、

ちょっと多過ぎたかという部分がありますよね。・・・については確かに増えてはいますけれども、これも果たしてどうなのかというところであったわけです。この数値を念頭に置きながら当初予算を組むという答弁であったわけですが、平成28年度については予想外にこの繰入金というものがあつたせいで、この数値が16.143になったというふうに私は見てはいるのです。その辺を担当としてはどのように見ているのかお伺いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 こちらの算定につきまして、なかなかいろいろな項目が複雑に絡んでおりますので、一概に当初の見込みどおりにいった、いかなかったような要因がどこにあるのかというのは、非常にちょっと難しいところであります。今、議員からお示しいただきましたように、今回は他会計、企業会計への繰り出しが多くなりました。こちらのほうが多くなることは、病院事業会計での公債費が始まることや、下水道会計の公債費が多いことで、この部分については相当量予想しておりましたが、特に分母側に当たる税の収入ですとか、交付税の算定、こういったもののところが、やはり不確定な部分がありますので、そこで予想よりも若干数字がずれているというところにいるのだと思っております。以上です。

○議 長 13番・塩谷寿男君。

○塩谷寿男君 今ほど総務部長も言われました、全国的には高いといわれていますけれども、インフラ整備をしっかりとやってきている市だとも思っていますし、今後やはりふるさと納税も調子がいいということで、税収にまたつながってくるわけです。いろいろな企業をまた上に上げて、財政を確保していかなくてはいけない。そういう中でしっかり予算組みをしていかなければいけないと思っておりますので、計画的には下がっていくことを目標にした中で、攻めの行政でなければいけないと思っておりますが、市長のほうからの答弁をいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 なかなか市長をやっているにしても、この財政課の説明を聞いても、これは本当に正直な気持ちですがなかなか難しいです。ですが、当面の間、これがそうどかんと落ちるということはないというふうに私は思います。思いますが、必ずこれは財政計画に基づいて、当然毎年毎年の予算立ても、本当はかなりシビアにやっておりますので、その辺のところの我々も手綱を緩めることなくがんばっていきます。議員がおっしゃったように、やはりこれから選択と集中に大きな公共投資というのはないかもしれませんが、それでも選択と集中をしながら、自治体の財政ですのでうちだけがよくて市内景気が悪いということも——そうはならないと思っておりますけども、それでも困るわけで、全体を見ながらやはりやっていく。しかるべきところにはきちんと手を打つ、そういうことが私は一般の企業と自治体の違いだというふうに思っていますので、その辺を注意しながらがんばってまいりたいと思っております。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 総務部長並びに今の市長の答弁に関連して、ちょっと違う観点からの質問

になって申しわけないのですが、1点お伺いしたいと思います。先ほど社会厚生委員会の報告の中での18番議員の質問にもあったわけですが、例えば平成35年供用予定の新ごみ処理施設、これについては当初より、150トン、150億円というそういう施設費用というのが、担当部局より説明がありました。こうした考え方という、最初はやむを得ないのかもしれませんが、現在の溶融炉施設が恐らく四十二、三億円だったと思いますが、4倍ぐらいの値段が設定されるわけです。それは範囲が広くなるというものもあるでしょうけれども、やはり当初からそういった提案をするよりも、これまでの状況を考えた中で、どのぐらい安く、効率的な施設ができるのかという、その方法を考えるべきではなかったのか。

それはリサイクルもあるでしょうし、分別もあるでしょう。まとめて言うと、私が言いたいのは、そうした考え方に立脚した事業編成、事業予測、事業予定、こうしたものを考えている限りは、総務部長、あるいは今、市長が答弁された内容のような効率的な選択と集中、財政運営、こうしたものはちょっと矛盾するのではないかと。期待できないのではないかと。思うわけです。そうした一つ一つの大型公共事業について、今後どのような考えをもってあたっていくのかお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ごみ処分施設の話が出たので、私の基本的な――何トンで幾らかかるか、ちょっと細かいことは今、私のほうからは言いませんが、必要であれば担当の部、課長から答えさせますけれども、私はこれは幾らかけて――ある種、本当にごみ処分という問題だけに終わらず、所信表明の中でもちょっと言いましたが、私は将来にわたる新しい、逆にお金を生み出していく。それにはその周辺地の産業振興とかそういったものに、言葉だけではなくてきちんとしたそういうことをやりながら。

昨年までは例えば、処分場の手挙げということ、うちで引き受けてもいいという地区に手挙げをしていただいたわけですが、それがいたらなかった。そういう反省点にも立って、自分の中の思いとしては、ぜひ、ここでお願いしますという――お願いしますということだけではなくて、うちへぜひ持ってきてもらいたいというぐらいな発想の中で進めていければという思いを今しながら、場所の選定に当たっている。内容の選定にも、きちんとお示しをした上で持っていかなければいけませんので、そういう観点を持っています。

決して公共投資は、これだけかかって、これができたということだけでなく、ほかのものにつなげていけるという、そういう公共投資のあり方を自分の中では思い描いてやっていますので、そういう気持ちでやっていきたいと思っています。答えになっているかどうかちょっとわかりません。具体的なことはちょっと担当のほうから答えてさせます。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 新ごみ処理施設を例に挙げて、今、質問をしましたがけれども、新ごみ処理施設の考えではなくて、1つの大きな事業を検討する段階の中で入り方を、2市1町であれば150トンだねと。であれば1トン1億、150億だねと、そうした安易な発想ではなくて、現状ある溶融炉、これも十分可能な処理能力を持っているわけですので、では現状の溶融炉に

についてはどうなのかと。どのぐらい借金が残っているのか、どのぐらい維持管理費用がかかっているのか。そうしたところから始めていって、どのぐらいの年数をもたせられるのか、そういうところからの検討のスタートではないかと思うのです。

平成35年といえば、恐らく今の溶融炉の償還が終わるぐらいの時期でしょう。そうしたらそれに合わせ込んで、もう既に150億だと、予定だと、こういう発想で大きな公共事業をやってよろしいものか。それは先ほどの総務部長の説明や、市長の説明とはちょっと違うのではないか。やはり今後はそういった大きな懸案事項に対して、どのように立案していくのか、とっかかりが大事ではないですか。その考え方をお聞きしているわけです。

○議 長 答弁はよろしいですか。

○腰越 晃君 答弁をください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ごみ処理施設が今後どのように進展していくかは不明で、150億円ということが確実になるのかどうかというの、ちょっと不明なところがありますが、市の全体の予算額というのは、既にある程度限られたキャパがございます。その中でやはり、市のために、市民のために必要な事業はやらなくてはなりませんので、そういった大きな事業がある場合は、やはり全体予算の中で収めるという必要があります。ほかの事業を先に送ったり、ほかの事業を工夫したりということで対応していかなければなりません。多少の上下は発生いたしますけれども、全体としてはやはりそういう方向で健全化を進めていくことには変わりないと考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……

もう1回ですか。腰越さんもう1回ですか。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 ここでやっておくべき質問であろうということなので。当然、大きなそういった事業をやるときには、起債額が一気に膨らみますし、償還も積み重ねることによって増えていく、で実質公債費比率が増加していくとそういうことになるわけです。そうした事業に対して、今ほど総務部長の答弁では、全体を見ながら、プライオリティの高いものから優先してやっていくという、それは当然のことなわけですけれども、そういったことをやるときに、私がお聞きしたいのは、その段階で、より効率的な予算のかからない、低予算でしかも最高の効率を達成できるような、そういう考え方で今後も臨んでいくのだということなのかどうかということなのです。

例えば、統合中学校を見ればわかりますように、当初の予算は16億円だった。これが25億円まで膨らんでいるわけです。もう当然3中学統合オーケーであろうと、我々は承認する。それで16億円で本当にあがるのかと。それが段階的にこれも必要、あれも必要ということで25億円まで膨らんでいく。そうした公共事業が余りにも多いということなのです。

だから、そういう中で、きちんと最初に入る段階で、どういう事業構想を持つのか。ごみ処理施設なんてものは本当に典型的ないいケーススタディ、例であると思うのですけれども、

どうした構想を持つのか。いきなり150億円という発想でよろしいのかと。今後の公共事業、大きなものについては、やはりきちんと考えていかないと、財政運営についても相当厳しいものがあるのではないですかということで、確認の意味でお伺いしているのです。よろしくをお願いします。

○議 長 副市長。

○副市長 おっしゃることは全くそのとおりでありまして、先ほど総務部長も申し上げましたが、150億円が先にあって、150トンが先にあってということではなくて、当然どれだけ要るのか、あるいは期間的にはどうなのかというのは積み上げていくわけでありまして。

今一番いい例は総合計画だと思います。総合計画に乗っけて、ローリングをして、その財源はどうか、起債はどこまであたるのか、あるいは一般財源は幾らいるのかということをするわけでありまして。その前段で、例えば何かをつくる時は、どのくらいのキャパがあるのか、じゃあ、何が必要なのかということを経営をしていかなければならないということでありまして。

いずれにいたしましても、お金を使うわけでありまして、つくった以上はいいものでなければなりませんし、安いものでなければなりません。また、ランニングが安くなってはいけません。財政としては、その財源の裏まで考えて予算を組んでいくという腹づもりはあるというふうにお考えをいただきたいと思っております。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 3ページのところの標準財政規模が190億円ぐらい。この規模の中で今までいろいろな交付税とか、そういうものを使いながら大きな予算を扱ってきた。その結果として、将来負担比率が146.4と、これは大分下がってきています。そういう運営をしているということは、職員の人員構成も標準財政規模に合っているのではなくて、それだけの大きな要員を確保しながら今までやってきたわけですね。

先ほど同僚議員が、全国平均だと30%ぐらい、146.4将来負担比率。これが財政の本当のいいところ、豊田市だとかそういうところといろいろ——私は3日間、財政関係の議員研修を受けてきて、グラフをつくってみたら、南魚沼市が一番特徴のある、同じような財政運営をしてぐるぐる回るような、本当に特徴のある市だということをお勉強させていただきました。

各市はいろいろな対策を立てながらいい方向に向かっている。いい方向に向かえるということは、逆に言ったら、南魚沼市で仕事がなくなるということだと思いますね。大きな仕事をいっぱい受けておけば、南魚沼市の皆さんで仕事ができるのですけれども。でも、やはり先ほど言った30%という数字が全国平均でいいのか、悪いのか別としても、私はいろいろな各市のグラフを見させていただきましたけれども、やはり余りにも特徴のあるところが1つの特徴。

そういうことに関して、先ほど監査の方は、過去とあまり変わっていないとか、何々の基準より下回っているとか、そういう答弁で、何も分析がないような答弁しか聞こえません。また、先ほど総務部長の答弁の中に、一般企業、民間企業、私は知りませんと。当然のごと

く答弁もあります。財政課長の答弁も、いろいろ問題がありますと、だから予算もなかなかうまく決まりませんと。じゃあ、一体全体、過去十何年間市政をやってきて、そういう変動あることをやりながら、それを修正しながら、それを補正しながら、予算し、決算をするのだと思います。そういうことに対しての、ずっと議事録を読んでいますと、その旨についていろいろ発言したことがあります。でも、やはりこういう答弁の中に、よそのことは知りません、いろいろ問題がありますという答弁で、その程度の答弁しかできないところにぼくは問題があると思います。その点について市長、答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 今、おっしゃっていますけれども、そういうふうに具体的に全部やっているのです、市は。もうちょっとそういうことを調べてから発言をいただきたい。ちょっと今のやつはかなり私は失礼に聞こえるのですよ、我々のやり方が。かなり調べてやっているのです。

ただ、さっき財政課長が言ったのは、なかなか、変わってくる部分もあるわけですから。一度にこうやって数字がわかっているならば、そのとおりにやれば楽に決まっていますけれども、そうできないから、いろいろ考えながら、考えながらやっているわけですので、そういうところをもうちょっと理解をいただきたい。私は思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 ちょっと補足をさせていただきます。全部一緒ということはありません。例えば、一番いい例が病院です。病院のない自治体があります。そうしますと約200人、あるいは金額にして50億円はこの予算からなくなるのです。それから保育所もそうです。私立保育所はほとんど東京ですね。ところが今は、市立の19の保育所を持っています。ですので、単純に数値が隣の市、あるいはその人口規模の類団と同じかどうかということが、1つの指標ということではないわけです。

それで、ここには標準財政規模を見ているわけです。標準財政規模に合わせてそこはどうかということでもありますから、この早期健全化基準、これは全部一緒ではないのです。その自治体によって全部違うわけです、計算をするわけですから、私が申し上げたいのは、平均値が上だからいい、平均値より下だから悪いのだということではなくて、個々の自治体によってかなり差異があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 全て調べると、市長と同じように私も1年ぐらいなので、一生懸命調べた上で質問しているのですけれど、でも、先ほどの質問は、余りにもはしょった回答ではないかということで質問させていただきました。

でも、今、副市長が言われるように、過去の答弁をずっと調べていますと、同じような答弁を繰り返しているのです。なかなか比べられない、なかなか比べられない。じゃあ比べるといい市があって、その市と完璧に一致しないにしても、こういう市はこんなふうになっているのだからよくなっている。先ほどの同僚議員の質問のように、最適化を求めて

ということを質問しているつもりなのです。だから、同じような答弁をずっとやられているのですよ。何にも目新しいところがないのです。ぼくはそれを言いたいのです。ないというところは失礼ですけども、でもやはり、比べていいところがあると思いますから、ぼくはそういうところと比べて、いいところは取り入れてやっていただきたいという、そういうお願いをしているつもりなのです。以上です。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 ここでお昼のため休憩といたします。再開は13時20分といたします。

〔午前 12 時 19 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 日程第 11、第 17 号報告 資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 17 号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。本報告も第 16 号報告と同じく、財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づき、公営企業の経営状況をあらわす資金不足比率を算定し、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模——具体的には営業収益の額に対する比率を求め指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。ここでの資金不足額は、先ほど第 16 号報告で申し上げました、連結実質赤字比率の算定に用いる資金不足額・剰余額と同じであります。

1 ページの表のとおり、水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計の 3 会計とも資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なしとなっております。

3 ページが報告資料の算定式の表でございます。上の表が公営企業法適用事業で、水道事業会計と病院事業会計の算定表であります。表の(1) a - b、流動負債から控除額等の企業債などを控除した額から、(2) c - d、流動資産から控除額等の貸倒引当金などを控除した額を差し引いた額が(3)の額で、財政健全化法施行令により算出される、資金不足額ということになります。

(3) では資金不足額がマイナスとなっておりますので、連結実質赤字比率に用いる数字は、(5) では剰余額となり、水道事業会計、病院事業会計いずれも黒字ということであり、したがって、(6) が資金不足額となりますが、不足となっておりますので、数字が入らずに(7)の右の欄、資金不足比率は該当なしとなるものであります。

下の表は公営企業法非適用事業の下水道特別会計ですが、上の表と見方は同じであります。(1) 引く(2)が(3)となり、マイナス表示でありますので、(5)では剰余額と

なり黒字となるものであります。下水道特別会計でも資金不足額はなく、資金不足比率は該当なしとなるものであります。

以上、第 17 号報告についての説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

監査委員。

○監査委員 それでは、平成 28 年度決算に基づく資金不足比率の審査報告を行わせていただきます。

審査の対象につきましては、平成 28 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間ですが、平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 8 月 10 日までの期間でございます。

審査の方法につきましては、審査に付された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。

各会計の個別意見でございますが、いずれの会計も資金不足は生じていないため、前年度と同様に該当はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第 12、第 18 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 18 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。これは地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を説明するものでございます。

それでは、第 23 期事業報告書及び決算書をごらんください。めくっていただきまして、1 ページの 1、現況に関する事項の（1）事業の経過及びその成果でございますが、第 23 期におきましては、個人消費がなかなか伸びない経済動向であります。大型スーパーを核として図書館、内科・整形外科医院との相乗効果、新規店舗の導入などにより安定的な経営を図っております。テナント全体の売り上げは昨年対比で 100.4%、客数対比で 99.5% となり、決算は売上高 1 億 9,463 万円で前年比 100.5% となり、当期純利益は 1,268 万円

となりました。

続いて下段、(2)の売上高の明細でございますが、固定賃料収入が前期比 98.4%、変動賃料収入は新規入店の 100 円ショップ分となっております。施設使用料収入、手数料収入、共益費収入はいずれも前期比 97 から 98%と微減でございましたが、直営店の実用衣料——これはファミスタでございます——の売り上げ増により直営店売上高は、前期比 104.3%となり、全体として前期比 100.5%となっております。

めくっていただきまして 2 ページの (3) から (5) は記載のとおりでございます。下段、(6) 財産及び損益の状況の推移でございますが、議会に報告を始めました第 19 期、平成 24 年度でございます。そこからの推移となっております。第 23 期の売上高は 1 億 9,463 万円で前期比 100.5%となり、当期純利益は 1,268 万円で前期比 92.6%となりました。この結果、表の最下段の純資産は 3 億 3,705 万円となっております。

3 ページの (9) 従業員の状況については、記載のとおりパート従業員を合わせて 9 名となっております。

次の 2、会社の株式に関する事項につきましては、記載のとおりであり前期と変更はございません。

めくっていただきまして 4 ページの、3、会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり 5 名の取締役と 3 名の監査役となっております、前年と変更はございません。

5 ページ、貸借対照表でございますが、表の左側、資産の部、流動資産 4,877 万円は現金及び預金が主なものとなっております。固定資産 8 億 9,184 万円につきましては、減価償却の関係で前期比 1,862 万円の減となっております。結果、資産合計は 9 億 4,061 万円で前期比で 1,845 万円の減となりました。

表の右側、負債の部、流動負債 2,435 万円は、前期比で 892 万円の減となり、固定負債 5 億 7,920 万円は、前期比で 2,221 万円の減となりました。この結果、負債合計 6 億 355 万円は、前期比で 3,113 万円の減となっております。純資産合計 3 億 3,705 万円は、前期比で 1,268 万円の増となっております。

めくっていただきまして 6 ページ、損益計算書でございます。売上高が 1 億 9,463 万円で、売上原価が 4,502 万円となり、売上総利益は前期比 40 万円の増で 1 億 4,961 万円となりました。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を差し引き 515 万円の営業利益となっております。ちなみに、前期、第 22 期でございますが、275 万円の営業利益でございました。営業外収益は 129 万円でありましたので、営業外費用の雑損失を差し引いた経常利益は 608 万円となりました。特別利益は高度化資金の繰上償還に充てた債務免除益 850 万円となっております。

以上の結果、1,268 万円の純利益となり、前期より 101 万円減となりましたが、4 期続けたの黒字経営となりました。今後もさらなる安定経営に向け、経営改善を進めていくこととしております。

7 ページの株主資本等変動計算書は記載のとおり、2 ページでも説明いたしましたよう

に、表の一番右側の最下段の純資産合計は、前期より 1,268 万円増えまして 3 億 3,705 万円となっております。

続きまして、第 24 期事業計画書及び予算書をごらんください。めくっていただきまして、1 ページの 1、基本方針、重点事項につきましては、記載のとおりでございます。

めくっていただきまして 2 ページの 2、会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり平成 29 年 6 月の株主総会で 5 名の取締役と 3 名の監査役が選任されました。最下段でございますが、市の人事異動に伴い監査役が星野会計管理者に変更となりましたが、これ以外の変更はございません。

3 ページの第 24 期予算書でございます。第 23 期決算額との比較表となっております。売上高はテナントの賃料や直営店の売上げなどですが、1 億 9,440 万円で 22 万円の減と見込んでおります。売上原価は、直営店の仕入れ原価 4,502 万円、売上総利益は 1 億 4,938 万円となっております。人件費や地代・共益費支出などの販売費及び一般管理費が 1 億 4,595 万円で、結果として営業利益は 342 万円を見込み、経常利益は 435 万円となっております。

23 期決算にあります、特別利益 850 万円は、くみあい生活センター退店による敷金返済金のうち、新潟県の持ち分を高度化資金の繰上償還に充当するものを債務免除益として計上してはりましたが、第 23 期で終了となったため皆減となります。これらを合わせまして第 24 期の純利益は、前期の決算比 957 万円減の 310 万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明いたしました貸借対照表、損益計算書、予算書などの資料の記載金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示してございます。したがって、一部合計数値が一致しない場合がございますのでお願いいたします。

以上で第 18 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、事業報告書でありますけれども、固定賃料のほうが昨年よりも 1.6% 減でありましようかね。あわせて変動賃料収入が 52 万 6,000 円と、これは新しく出てきた部分でありますけれども、賃料収入に頼って借金返済をしていこうという会社でありますので、固定賃料収入ということで昨年も聞きましたが、賃料の額といたしますか、たな子によって大分下がったということであったのですけれども、そこら辺の賃料の統一というのが大体できたのかどうかということをまずお聞きしたい。

もう一つ、下に直営店売上高 6,237 万 5,000 円がありますけれども、ファミスタであります、売上高 4,500 万円ぐらいですから、1,700 万円ぐらい残って、そこから 7 名だかの人件費等々を払ってということになると、ファミスタだけを見た場合に利益が出ているようには見えないのでありますけれども、それについてどのような説明があったのかということ。

もう 1 点は、第 24 期予算書の 3 ページであります、いよいよ高度化返済資金の年間 2,000 万円の返済が始まるわけがありますけれども、それをなかなか厳しいので、県との話し合い

の中で年間 2,000 万円は厳しいと。これについての減額を県と会社とが話し合っているというのが、昨年の市長の説明であったわけであります。じゃあ、この 24 期については話し合いの結果はどうなったのかということをお聞きしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、1 点目、23 期の売上高の明細でございますが、固定賃料収入が減っておりますが、平成 27 年度の途中でテナントが 1 店退店されたということで、減になってございます。この料金が統一できたかどうかということにつきましては、申しわけございません、確認はしてございませんが、平成 26 年から今の体制になって、26、27、28……。賃料については店によって額に差があるかどうかというところは、申しわけございません、確認はしていませんが、固定化にはなっているものと考えてございます。

それから、直営店の 1,700 万円ほどの売り上げで会社として成り立っているのかというようなご質問だと思いますが、資料を見ていただければわかりますように、この会社につきましては、直営店の売り上げプラス賃料——テナントの大家としての収入、という主には二本柱ということになってございますが、その中で経営を回しているという状況でございます。直営店の人件費等については、当然直営店で賄っているわけでございますけれども、街づくり会社トータルとしてテナントを抱えての管理部門等もございますので、全体として収益を若干ではございますが、確保しているというふうに考えてございます。

それから、高度化資金の返済の関係でございます。これにつきましては、昨年も説明いたしましたが、毎年、県と返済についての協議をしております。平成 29 年度につきましても、5 月 31 日付で県に変更協議書を出して、その後、県のヒアリング等も受けているという話を聞いてございます。最終的な報告書といいますか、県からの回答はまだ来ていないというふうに聞いておりますが、ヒアリングをした中では従来どおりというお話だというふうに聞いてございます。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 賃料についての料金の統一化ということについては、わからないことであればいたし方ありませんし、ファミスタについても 7 名の女性の方がどういう働き方かわかりませんが、1,700 万円で人件費を払って光熱費云々ということになると、非常に厳しい。ファミスタ自体が厳しいのではないかというのがあるのでは、そこら辺も——まあ、それ以上説明がなければどうしようもないのですけれども。

問題は 3 番です。これがこの 24 期の新年度でありますね、予算書の中ではもう高度化資金の 2,000 万円を返済すると。そういう予定で予算書をおつくりになっていたのか、あるいは減額して 1,000 万円ぐらいでもって予算書をつくっていたのか。そういうところはわかりますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど説明しました 5 月 31 日以降の協議につきましては、返済額 1,000 万円で協議をしているというふうに聞いてございます。以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 予算書について、そういうふうには1,000万円で計算しているかどうか。

○産業振興部長 申しわけございません。予算書も1,000万円で計上しているというふう聞いてございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどと若干かぶりますけれども、今現在、長期借入金があって、それを2,000万円返すのが苦しくて1,000万円という予算だということでもあります。そうした中で、24期の問題で言いますと、役員報酬が上がっていますね。そして、役員の順位が変わっています。その辺、どういうことであるかひとつ、まず、お聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 役員報酬が上がっている件につきましては、平成28年度におきましては、平成28年度の取締役会で役員報酬の額を定めて、その後、支給ということになりましたので、年度途中ですね、そうですね、4月1日からという年度であれば、年度途中からの支払いになっておりますので、平成29年度の予算につきましては、4月から3月までの1年の予算ということで額が増えてございますが、それぞれの単価といいますか、報酬額につきましては変動がございません。

それから2点目の順位が——申しわけございません。事業報告書及び決算書の4ページの順番と予算書の2ページの表の順番が違っていることであれば、そのことにつきましては、特に説明もございませんでした。会社の中での順位というものは、代表取締役社長さんを除けば同じだと考えてございますので、特に説明もございませんでしたし、取締役会にオブザーバーとして出ておりますけれども、変更があったとは考えてございません。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 順位の変更というか、変わっているということは、私は問題なければそのままスライドするのが普通であります。そして、監査役も市の会計が今度下へおりてきていますね。何かあるのではないかというふうに思うのが普通です。私の感覚からしますと。要するにスポットさんは、一番のお客であるのかという感じですが、その方が取締役では今度一番下に来ていますね。的確な説明をやはり求めたいというふうに思います。

それからもう1点の、報酬アップ。去年の取締役会で決まっているから、途中からどうのこうのという話ですが、私は平成24年3月にこういった収支計画書というものが出ていまして、先ほど16番議員が言いますように、24期から、要するに平成29年から2,000万円の返済をすることは決まっているのですね。要するにその前の4期は283万円の返済でいくのだと。そして、平成29年からは2,000万円をずっと返していくのだということを、あのとききちんと明快に計画書でこうした表であらわしているのですね。ですから、それを1,000万円の交渉をしている。それは大変だからということではありますが、大変であるならば、当時役員報酬をぐんと下げて再起をするという話と、ちょっと逆行しているのではないかというふうに私は思うのですけれども。

その辺の、市としては役員も引き上げているわけでありまして、監査員のみということですが、その辺やはり監査員が出ているのであるならば、きっちりと経営状況を見て、そしてこういった変動等については詳細な報告を私は求めたいというふうに思います。

ちなみに駐車場等あるいは共益費等で、市もかなり貢献しているというふうに私は捉えているのですけれども、その辺が変動ないとするならば、大変な財政運営ではないかというふうに捉えているわけです。その辺からしてみてもどういった市としての立場で見ているのかひとつお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、最初の1点目の名簿の順位でございますが、先ほども申し上げましたけれども、私どもは特にこの順位に意味があるというふうには考えてもございません、意味がある旨の説明もいただいております。

それから、平成24年3月の収支計画書、高度化資金の借入の返済でございますが、私も当時の資料には、計画では2,000万円ということで書いてあったのは承知しております。今ほど議員さんも言われましたように、黒字決算ではございますが、なかなか2,000万円を返すだけのいわゆる利益が上がっていないところが現状で、1,000万円のお願いをしているというふうに聞いているところでございます。この額につきましては、正直申し上げて私どもが2,000万円必ず返してくださいというようなお話をできるような性質でも、大株主でございますので、そういうふうに言う、なかなか正直難しいところがあるかと思っております。

それから、役員報酬につきましては、ずっと今まで無給だったわけでございます。平成27年度の途中から報酬を支払うということで、昨年の報告のときにも説明申し上げますが、平成26年から今の体制になりまして、額は少ないですが、経営的には以前よりは安定してきたというふうには考えてございます。

高度化資金につきましても、まだ残高は大変ございますけれども、それ以前の状況に比べれば、少しずつではございますが改善しているというふうに考えてございます。経営指標を見ましても、自己資本比率がどんどん上がっておりまして、現時点では36.78%。ちなみに第19期では26.09%程度でございましたので、大分上がっております。資金の余裕を見る流動化率につきましても、200%を超えているというような状況でございますので、黒字の額は少ないですが、経営的には安定しているのではないかと考えてございます。

それから、駐車場の料金、共益費等の関係でございますが、23期におきましては、駐車場の使用料につきましては変更ございませんが、24期、4月からは今まで60台お借りしていた部分を30台と半分にしたということで、予算書の中ではそれを織り込んだものになってございます。結果的に予算書、資料の3ページでございますが、売上高が22万円ほど減っているのも、それを組み入れて計算した結果が22万円の減ということになっているということでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。質問答弁も簡潔にお願いいたします。

○岡村雅夫君 順位の問題については何ら意味はないということですが、これは調査をしていただきたい。

それから、報酬アップについては、予定の返済ができない中でそういったことに関してはさらに上げるという予定でありますので、それはちょっと違ったかもわかりません。やはりある程度の自重が必要ではないかというふうに思います。

何はともあれ、私が一番心配をしているのは、この計画書にありますように基本方針に「第3セクターとして」ということを強調しているのですね。本来これからは市は全然かわりをなくしたいと。それぐらいの意気込みで当時3億円という返済をし、そして3億円ちょっとであの資産を買い取ってやったわけであります。そうした中で平成30年には当時の試算では高度化資金の残債は3億5,000万円残ると、こういう予定だった。ところが、今現在5億3,400万円。当時の平成30年で3億5,000万円であったとしても、平成38年までたっても、2,000万円ずっと返したとして3億5,000万円まだ残債が残ると。こういう話を私は指摘したものであります。

そうした中で2,000万円が1,000万円になるということは、当然大変になっていくのではないかと。そうしたときに3セクというものを強調されておりますと、当然そうですよ3セクなんですから。市の責任というのがそこに出てくる可能性が生まれるということでもありますので、私はやはりきちんとした精査を常にしていかなければならないと思っておりますが、所見を伺っておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の順位につきましては、私が今ほど答弁している間に確認がとれました。この順位につきましては、特に意味がないといえますか、取締役の皆さんの間での順位をあらわすものではないというふうに報告が来てございます。

それから、第3セクターとしての役割でございます。当然、第3セクターといたしまして、市も大株主でございますので、責任はあると思います。今ほどおっしゃったように、借り入れがなかなかうまくいかなくて、完済までにはかなりの期間を要するというのも事実だと思います。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、平成26年から図書館、商業、医療というところで複合施設に生まれ変わりをまして、やはり、六日町中心市街地の施設としては、大変重要な施設だと私もは考えてございます。

ですので、一番ではございませんけれども、県に次ぐ株主としての監督責任等あると思いますので、その点につきましては、今、言われたことを忘れないようにしまして、これからも臨みたいと考えてございます。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 今ほどいろいろお話がありましたけれども、やはりあその位置にあのものがあるといことは、市にとっても大切だと思いますので、ぜひ、きちんとした管理といえますか監督をしながら、いい方向に進めてもらうということをお願いしたいと思っております。

それで、1点ちょっとお聞かせ願いたい、確認ですけれども、先ほどありましたが、監査役の報酬の中で、市から会計管理者が監査役で入っていますが、この方の報酬ということは、これはどういう格好になっているのかちょっと教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 細かい説明をしなくて申しわけございませんでしたが、監査役につきましては、常勤監査役の方については月額2万円で12か月、それ以外の監査役さんにつきましては、会議1回につき5,000円という決めがございますが、私ども星野監査役につきましては、市職員でございますので、辞退して、いただいていないということでございます。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 辞退して、いただいていないということです。本来、例えば市のほうに入る。市のほうにやはり行くわけですね。そこへ行ってあれだから。たかが5,000円でもされど5,000円ということがありますが、やはり関係性をはっきりするためには、本人というよりは市がもらうというような形はとれないものか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いますが。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ぜひ、くださいというお話をすれば、来年からは予算に盛っていただけるといふうには考えてございますが、これは私の一存で決められることではございませんので、検討はしたいと思いますが、私の考えからすれば、やはり市の職員は辞退すべきだといふうには考えてございます。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点だけお願いします。客数対比が99.5%、これは人口が減っている中では健闘しているかなといふうに感じましたが、この複合施設の中で医療機関へのお客さんと一般客、この辺の分析はしてありますか、1点お伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 申しわけございませんが、各テナントごとの客数の分析はございますけれども、医療機関の客数といえますか、患者さん数につきましてはのデータはございません。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 3年前でしたか、一度、全体の客数は聞いたことがございます。それから見ると、やはり市民にしてみると、非常に大きなウエイトを持っているのだなということは実感させていただきました。これからの高齢化社会も含めながら、そういうある意味、その医療機関がこの街づくり会社に対する貢献度があるとか、私はもう少し分析しながら推移を見て行ってほしい、このように感じますが、いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 医療機関の皆さんのお話になりますので、その数字をいただけるのか

どうかという部分もございますので、お話をして検討させていただきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 13、第 19 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 19 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。これにつきましても第 18 号報告と同様に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき経営状況を説明するものでございます。

それでは、第 21 期事業報告書をごらんください。めくっていただきまして 1 ページでございます。大きい 1 番、事業の概況、事業の経過及び当期概況でございます。アグリコアでは、従来から南魚沼産を中心とした新潟県産ぶどうによる製品製造方針を堅持しており、第 21 期においても 2 つのワインコンクールでの入賞など、品質はもとより確実に評価を上げてございます。

しかしながら、売り上げにつきましては個人消費が伸びない経済環境の中で、製品売上高 6,842 万円、前期比 95.1%、売店部門では 3,801 万円、前期比 87.9%、レストラン部門では 5,104 万円、前期比 89.9%と、主要 3 部門いずれも減収となりました。全体としましては、売上高 1 億 7,553 万円、前期比 91.4%で当期の経常利益は 245 万円、前期比 61.8%となり、低調ではありますが利益決算となっております。

めくっていただきまして 2 ページの 1、営業成績及び財産の状況の推移でございます。議会に報告を始めました第 19 期、平成 26 年度からの推移となっております。今ほど説明いたしましたとおり、減収減益の業績状況となっております。

次の大きい 2 番、会社の概要につきましては、1、2、3とも前年と変更がございません。4、従業員の状況につきましては、記載のとおりパート及び越後ワイン株式会社からの出向を含め 12 名となっております。

3 ページの 5、取締役及び監査役につきましては、記載のとおり 15 名の取締役と 2 名の監査役となっております。

めくっていただきまして、4 ページが貸借対照表でございます。表の左側、資産の部の大きい 1、流動資産 1 億 5,345 万円は製品などの棚卸資産が主なものとなっております、前期比 453 万円の増となっております。

大きい 2 番の固定資産 8,687 万円につきましては、減価償却の関係で前期比 569 万円の減、資産合計は 2 億 4,032 万円で、前期比で 115 万円の減となっております。

表の右側、負債の部の大きい1番の流動負債9,034万円は、前期比で1,311万円の増、これは短期借入金1,000万円の皆増が主な原因となっております。大きい2番、固定負債4,715万円は、借入金の減少により前期比で1,411万円の減となり、結果、負債合計1億3,750万円は前期比で100万円の減となっております。

その下の純資産の部の1、株主資本1億282万円は、前期比15万円の減となっております。

5ページは損益計算書でございますが、1ページで説明いたしましたとおりそれぞれの部門で減収となり、売上高は1億7,553万円で売上原価が1億289万円となり、売上総利益は前期比180万円減の7,264万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費を引いて、前期比205万円減の381万円の営業利益となりました。

営業外収益は25万円でありましたので、営業外費用の支払利息を差し引いた経常利益は前期比151万円減の245万円となりました。

この経常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益は、前期より111万円ほど減の175万円となり、減収にはなりましたが黒字経営を続けてございます。

6ページの株主資本等変動計算書につきましては記載のとおりで、2ページの株式の状況及び4ページの貸借対照表のとおり、純資産の合計は前期より15万円減の1億282万円となっております。

続きまして、別冊の第22期事業計画書及び予算書をごらんください。めくっていただきまして、1ページには第22期の取り組み方針が記載されておりますが、南魚沼産を中心とした県産ぶどう100%の製造方針を継続し、特に高額商品の販売に力を入れていくこととしてございます。また、外販・売店・レストランの各部門においてもそれぞれ記載のとおり目標を掲げ、取り組みを進めていくこととしております。

2ページの2、会社役員に関する事項につきましては、今年度の株主総会で変更がありまして、ごらんのとおり取締役が17名、監査役が2名となっております。

3ページにつきましては第22期予算書となっております。第21期決算額との比較表となっております。売上高につきましては4.4%増の1億8,330万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で1億700万円、売上総利益は5%増の7,630万円を見込んでおります。人件費や水道光熱費などの販売費及び一般管理費が7,158万円で、営業利益は475万円を見込み、経常利益は326万円となっております。

第22期の純利益は、前期の決算比50万円増の226万円を見込んでございます。

以上で第19号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、事業報告のところでありますけれども、従業員数ですね。正従業員が昨年4名増えて、パートは3名減ったということでありましてけれども、この部分が4ページ、5ページのほうの損益計算書を見ても、人件費の部分でどれほど影響が出てきたのかな

と。正従業員4名が8名でありますからね。そうすると人件費が相当かかっているのではないかと思いますけれども、その辺の増員をして人件費がどうなったかというところの説明はどのようなものであったかということ、まずお聞きしたいと思います。

棚卸しの部分で毎年見ていたわけですが、5ページの売上原価のほうで、期首の棚卸額に対して期末の棚卸額が、これはプラス傾向になってきているということなので、ワイン自体の売れ行きが非常に厳しくなっているのかと思いますけれども、そこら辺の説明はどんなふうであったのかということをお聞きしたい。

もう一つは、昨年もお聞きしましたが、地元産のぶどう、越後ワインについてはあちこちで見かけますけれども、新潟県産のぶどうを100%、これを売り物にしています。これは間違いない。大和産のぶどうということになると、昨年お聞きしましたが、なかなか全量というわけにいかないと。新潟県産についても、今度は地元産のぶどうをどれだけ使っているかによってPRというか力があるので、どこのところもやはり地元産のぶどうというのをこだわってきているので、なかなか今度、地元産ぶどう、新潟県産ぶどうを原料として集めるのが難しくなってくるのではないかという説明が去年はあったわけですね。それでは、ことしについては、そこら辺はうたい文句に新潟県産100%と書いてありましたので間違いないと思うのですけれども、大和、地元産のぶどうがどのくらい来ていたのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから22期の予算書の中ですけれども、売上高、ワイン部門、レストラン部門ということでもありますけれども、やはり八人八色の直売所を移動したということがレストランの売り上げに響いてきているというのは、実は21期のまとめではなかったか、というふうに思っているのです。22期に当たっては、もう一度あそこの部分に直売所をやるのか、あるいはあぐりば一くと連携をした中で、レストランのほうの売り上げ増を目指そうとしているというように説明があったのかどうかをお聞きします。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、1点目の従業員の関係でございます。ご指摘のとおり正従業員が昨年4名が8名、その分パートさんが、5人から2人減っているということにつきましてはお聞きをさせていただきます。これにつきましては、逆に採用がうまくいったというお話でございました。シフト制とかで人を集めようとしても待遇がよくないと、なかなか人が集まらないと。人がいらっしやらないのはこの地域全体の課題でもございますけれども、その中でやはり正職員であれば比較的集まりやすいというお話でございまして、昨年5名いたパートさん全員ではないかと思っておりますけれども、移れる方については正職員に移っていただいたということでございます。

それから、2点目の棚卸資産の関係でございます。期首と期末、増加傾向にあってワインの売れ行きがということでございますが、次の質問にも関係してございますが、平成28年度は天候がよくて非常にぶどうが多くとれたということで、前年が77トンだったのに比べて平成28年産が92トンほどとれたということで、当然製造量も多くなってございます。その分

全部売れば棚卸資産は増えないわけですが、寝かせる部分もございまして、棚卸資産が増えたというお話でございました。

それから、地元産ぶどうの状況でございます。今ほど申し上げました92トンのうち東ぶどう組合の分が63.3%、旧大和町これは自社のぶどう園も含めますけれども、その分が2.9%、市内これは塩沢の農家さんでございまして2.7%、足しますと市内分が68.9%、ほかの県内分が31.2%というような状況になってございます。昨年の数字ですと、市以外の県内産が33.9%でございましたので、少しではございますけれども、市内産の割合は上昇しているということでございまして、やはり高齢化、後継者不足等の課題があつて、楽観視はできないのではないかとこのお話でございました。

それから、予算のこれからの取り組みについてでございます。ご指摘のとおり、直売所がございまして、なくなりました。ことし、夏少し前だったと思いますが、小規模でございまして、レストランの前に直売所をつくりました。なかなかお話を聞きますと、まだそこに出してくれる方が十分集まらないので、一定量の仕入れについて不安があると。やっぱり安定しないということで、課題はあるというふうに聞いてございまして、今後も続けていきたいというお話をいただいております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 正職員の部分ですけれども、実際の金額的に、人件費的にどうであったかという部分の答弁がなかったのですけれども、そこをちょっとお聞かせ願いたい。

ほかについては大体のところは了承しましたけれども、例の直売所の部分でありますよね。あぐりば一くを入れたそういうコースでやったほうがいいのか、あそこへ置いた方がいいのかということになると、どうも新年度については、自分のレストランの前に直売所を置いたほうがいいのかということでやろうとしているということでもあります。それは会社が考えることですから、ああせいこうせいとは言いませんけれども、やはりあのレストランを相当はやらすには、今まで効果があったわけでありまして、そこら辺に最大限の努力をしていただきたいと思っております。

金額的に人件費のほうでどれだけアップしたのかというのがわかれば教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 質問のお答えを落として申しわけございませんでした。販売員の給与につきましては、前期、20期につきましては1,930万円、21期が2,101万円というような状況になってございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 21期の4ページです。短期借入金が増1,000万円ということがありました。そして次に、1年以内返済長期借入金というのはどういう意味なのかひとつお聞きしたい。1年以内に返済する長期借入金というのはちょっと私はわからなくなっています。これらに絡んでの経営状況がどんなものかというふうに思います。

それから、次のページの営業外費用の中で支払利息160万9,620円、これだけの利息を払

うに、どういったお金をどれだけ借りているのかというふうに思ってしまうのですが、お聞きしたいと思います。

もう1点が、次の22期の役員に関する事項ということで、2人増えています。あわせてそうそうたるメンバーという話を、私は増資の段階でした覚えがありますが、こういった面々がいる中でどういった経営状況なのかと。この前は運転資金ということで1億円弱の資本を持たなければだめだということであったわけではありますが、どうも経営状況がそうではないのではないかとこのように感じるのです。再び増資というようなことにならないのか、ひとつお聞きしておきます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の短期借入金1,000万円につきまして、理由についてはお伺いしてございますが、やはり売り上げが総額で1,600万円ほど減ってございます。短期的に少し資金繰りが苦しかった部分があるので、この部分については借り入れを起こしたということでした。

それから、1年以内返済の長期借入金につきましては、内容についての説明はございませんでしたが、通常の貸借対照表のつくり方であれば、長期借入金のうち、翌年、1年以内に返済される分の額がここに上がってくるのが通例だと思いますので、長期借入金のうちの返済額がここに載ってきているというふうに考えてございます。

それから……済みません、支払利息の160万円ほどでございますが、申しわけございませんでしたが、その部分についての説明等は聞いてございません。

それから、役員につきましては、ご指摘のとおりお2人が増えてございます。ただ、この部分につきましては、取締役会、株主総会で決められたことでございますので、特に説明については聞いてございません。今後、再び増資があるかどうかというようなことですが、私どもはもうこれ以上の増資はないというふうに考えてございまして、増資をお願いした際の議会説明でも、今後の増資は行わないというような説明を申し上げたという記録は見てございます。

経営状況になりますが、また少し指標を申し上げますと、18期、平成25年の自己資本比率が23.65%でございました。それが21期、平成28年度には42.78%と非常に数字はよくなっておりますし、短期の資金繰りの部分の流動比率につきましても169.8%と利益は少ないのは事実でございますが、会社としての存続がどうかというレベルの数字ではないというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 純利益が245万円そこそこの会社が、160万9,620円という利息を計上しなければならないというところが、私は不思議だと思っているのです。以前、増資の段階で当時は——ちょっと忘れてしまいましたが、個人借りが多かったのだと。個人借りが多くて、要するに運転資金を借りてやっていた。それを株化したいというのが、多分、本音だったというふうに思います。そして、それで配当をとという形で、当時1割配当をその期にはしたわ

けですね。

ところが、今回 160 万円という利息というのは、逆算するとその総額、長期というのがここへ、今、書いてある、長期借入金というのが書いてありますけれども、そういう計算になりますかね。どういう利率でどういうのを借りているかぐらいは、やはりわかっているべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして、増資はないというのは、1 億円以上の株式会社になると何かいろいろ税法上の問題があるということで、そこに抑えたというような当時の話でありました。こうやって短期借入れなりをしてこういった決算内容ということであると、ばかにいい指数だという話ですが、私は大変なのではないかというふうに捉えてしまうのですが、もう一度そこをお聞きしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 利率につきましては、特に説明もございませんでしたし、申しわけございません、私も調べてございません。借入れにつきましては、市中銀行、それから他の会社さんから主な借入先として 2 件。額といたしましては、貸借対照表に載っております長期借入金プラスその上段の 1 年以内返済の長期借入金の額についての借入れがあるという状況で、合わせますと 5,800 万円ほど、両方足すと——失礼、そこまではなりませんね、申しわけございません。5,200 万円ほどの額になるというふうに考えてございます。

増資はないのかということですが、再三のお答えになりますけれども、増資はないと私は考えてございます。確かに売り上げも少ないですし、経営状況が楽かという楽ではないというのは、ご指摘のとおりだと思いますが、会社の財務状況を見る限りは増資をした効果ははっきりあらわれてございますので、額は少なくともこのまま黒字経営を続けていただければというふうに考えてございます。

借入金につきましても説明いたしましたように、毎年計画的に金融機関さんなりの契約に基づいて当然返済をしているというふうに聞いてございますので、その心配はないというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 あの建物が木造なのですよ。木造ですし、手を加えていかなければ、なかなか大変になるということはお承知だと思いますけれども、そういったリニューアルの時期を迎えているというふうに私は思っています。そうした中で、さらに増資でなければ何だと、こういう話になるわけですが、そういった計画というのはどういうふうに行われているのか。そういうのを見合わせると、なかなかこの経営内容ではやっていけなくなるのではないかというふうに私は考えたもので、こういう話をしているわけですが、いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 あの建物は平成 13 年に竣工したと承知してございますが、そこから 16 年たちまして、段々老朽化はしていると思います。ただ、リニューアルにつきまして、今こ

れからこういう計画でという具体的なお話も聞いてございませんので、今はないというふうに思っておりますし、経営的には安定しておりますが、逆に新規に大幅リニューアルするような経営状況でもないというふうには考えてございます。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 先ほど聞きましたので、ここでも聞いておきますけれども、取締役の報酬ですね。この辺は今、副市長と市長が代表取締役ということになっていますが、報酬についてはどういった形になっているか教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 副市長の報酬については、当然ございません。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 副市長はそうでしょうけれども、ほかに取締役の方がいらっしゃいますよね。あと監査役もいらっしゃいますが、この辺はやはり相当額といいますか、それなりにもらっているのであれば金額を教えてください。

○議 長 副市長。

○副市長 職名柄取締役ということで入っていますが、私も市長も報酬は受けておりません。ただ、配当2%が、去年、おととしからでしょうか、それについてはいただいてきておりますが、いわゆる取締役としての報酬はいただいておりません。

それから、先ほど岡村議員がちょっと申されましたが、昔——私はちょっと詳しいことは承知しておりませんが、取締役の皆さんから個人で借入金がある程度していたというような話を聞いたことがあります。私も副市長になったときに、おまえも50万円用意をしておくと、そのころですけれども言われまして、それを前の副市長から引き継いでいくというようなことをやっていたようですが、私のときからそれが株になりました。ですので、私は株式は当然持っていません。前井口市長、それから松原県議については、株をお持ちだということで取締役の中に入っているのだというふうにご考慮しております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 申しわけございません。報酬につきましては、ちょっと今、私の持っている資料では確認ができませんので、後ほどご報告したいと思います。以上です。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 素朴な疑問で済みません。先ほどの街づくり会社もそうですが、先ほどいろいろ質問があった役員報酬とか給料手当です。そういうのは普通、法人であれば、販売経費及び一般管理費の明細が出るわけですよね。街づくり会社もアグリオアもどちらもそれはついていないのです。それがついていけば出てくるわけですが、なぜそれがついていないか。ちょっと本当に素朴な疑問ですが。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 資料につきましては、当然株主総会にはもう少し詳しい資料が出てございます。けれども、それを全部お出しするのが適当なのかといいますか、非常に資料も厚く

なりますし説明も長くなりますので、ずっとこの要約した形で事業報告書及び事業計画書及び予算書という形で。これにつきましては、毎年相手の街づくり会社さん、それからアグリコアさんに、議会に報告すべき書類として報告を求めて提出されたものがこれだということで、議会に報告をさせていただいているということでございます。以上です。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 膨大な資料を出してくれとは言わないのですよ。一般の会社の決算報告書は大体ついているのが当たり前です。なぜそれがついていないか。ほかの細かいのを出してくれとは言っていないのです。そういう話です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 来年度に向けまして、どういう形がいいのか再度検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 この2件、街づくり株式会社及びアグリコアについては、毎年毎年こうした議論が繰り返されているわけであります。市町村合併当時、第3セクターについては順次整理していくというそういった方針をもって合併に臨んできたとは私は記憶しております。そういう中でこの2つの事業については、第3セクターとしての使命はもう十分果たし終えたというように判断しているわけですから——これは私個人ですけれども。

そういう中で特にこのアグリコアについては、民間でやられたほうがより将来の発展性については期待できるのではないかと。純粹に民間ですね。場合によってはもし買ってくれるところがあれば、もう少しメジャーな酒造会社とか、そうしたメーカーに販売することも可能かもしれません。そういう中で、今後この事業をこのようなまま継続していくのかということ。やはり、合併後もう十数年経る中で、そろそろ判断してもよろしいのではないかとこのように思うわけであります。

街づくり株式会社についても、確かに公共性があり、市民生活に有益な施設であるということはある程度は認められるわけですが、これ以上の発展性を求めるのであれば、やはりもっと柔軟な経営ができるところが受けてやるべきであろうというように思うわけですね。

そうしたところの抜本的なこの2つの事業について、株主として、市として、今後どのような方向性を持っていくのか、基本的な考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 この場でお答えするような内容とはちょっとかけ離れているのではないかと私は思いますけれども、伺ったご意見はご意見として受けとめさせていただいて、ここでは私はちょっとそのことについて答弁は差し控えたいと思います。考え方はお聞きいたしました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 14、第 20 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 第 20 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出について説明させていただきます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、資本金、基本金、その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上、2 分の 1 未満を出資している法人に当たりますことから、関係書類を提出し報告するものであります。

提出資料は、平成 29 年度事業計画及び収支予算書のみとなります。一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構は、平成 29 年 4 月 17 日に設立されましたので、今回の事業計画及び予算が最初のものとなり、事業計画及び決算につきましては、平成 30 年度以降の報告となりますことをご了承いただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。事業計画及び収支予算書の 1 ページをお開きください。事業計画書の第 1、事業実施の基本方針では、地域再生推進法人して認定を受けておりますけれども、地域内外の団体組織、企業、金融機関などと多様な連携のもとで事業継続可能な体制づくりを進め、特に事業体制を整備すること。それと事業のパターンづくり、その試行実施による定着化を進めること。それに加えまして、K P I の設定と P D C A によるわかりやすい事業評価を行うこととしているところでございます。

2 ページの第 2、事業計画では、地域再生計画の実現に向けました関連事業について、市からの委託事業を中心とし、自主事業の試行実施による事業確立に向けた展開にも取り組むこととしております。

1、委託事業では、U & I ときめき課関連で（1）地域・学校との連携、（2）移住・定住促進及び 4 ページの（5）お試し居住に関する支援事業を実施する形になります。それと商工観光課関連で 3 ページの（3）起業・創業・雇用創出、I T パーク関連事業と、4 ページの（4）地域資源を活用した商品開発・販路開拓支援事業の取り組みを行うこととしているところでございます。

また、4 ページから 5 ページにわたって記載があります、2、自主事業の項では、次世代リーダー塾の企画運営を試行的に実施することとしております。今年度既に事業の募集を始めておりまして、内容としましてはそこにあるとおりでございますが、参加費が有償と書いてございますが、実際には 1 名 20 万円ということでございます。その 20 名程度を想定しておりまして、それに基づいた予算の計上を、この後説明させていただくようになります。

これらの事業内容につきましては、平成 29 年 7 月 11 日に開催されました社員総会で決定されたものとなっておりますが、年度の途中での事業の追加などにも柔軟に対応することとされているところであります。委託事業は当然ですけれども、自主事業につきましても、市

の関係部署と協議をしながら進めていただいているところでございます。

次に5ページの第3、役員に関する事項につきましては、記載のとおりですが、3人の理事、それと監事が1名ということでございます。監事には星野会計管理者のほうが当たっていただいております、全員この役員につきましては、無報酬ということにさせていただいているところでございます。

6ページの収支予算書ですが、会社設立準備経費も含むこととして、4月1日からの経費が計上されているところであります。経常収益としましては、受託事業収益2,536万円及び自主事業収益400万円の合計2,936万円となっております。受託事業の内訳につきましては、7ページの下の方にその内訳を記載しているところでございます。

経常支出としましては、人件費1,449万円、代表理事を兼任しておりますゼネラルマネージャーを含みます4人の従業員の給与などとなっております。事務費379万円は、事務所の開設経費及び会社の経理にかかります経費などを上げております。

7ページに入りまして、活動費232万円は、事業活動に使用します社用車の経費等が主なものとなっております。事業経費674万円のうち外注費394万円とございますが、これは自主事業に関するもの200万円とクラウドファンディングに関するもの194万円を、外部の専門事業者に委託する経費となっております。経常支出の合計は2,736万円で、経常収益2,936万円との差額200万円が当期の収益と見込んでおり、自主事業による収益を見込むものであります。

なお、この法人の設立に当たりまして、南魚沼市が100万円、会員企業7社がそれぞれ20万円で、合計240万円の出捐金がありますが、これはこの予算書には計上されておりません。決算の際に貸借対照表に資産の部のほうで計上されることとなります。

以上、第20号報告の説明とさせていただきます。

○議長 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 MMDOですけれども、事業内容のところを何回かお聞きしているのですが、どうも具体的にといいますか、把握しづらい点がありますので、ここで文面としましてきちんと計画書として出てきたので改めてお聞きするわけですけれども。例えば2ページの市からの委託事業ということで、CCRC関連、そしてまた次のページにITパーク関連等あるのですけれども、その辺の委託事業、市からの委託でこの内容を委託するのですけれども、その委託の深さというか、もっとう具体的などころをちょっと聞きたいのです。

例えばCCRCのところだと事業実施体制の整備、現状把握及び課題整理等とあるのですけれども、このCCRC関連、今リスク負担とかいろいろそういう調整とかがあるわけですが、そういう調整役も含めて委託をしているのか。そこら辺をみんな任せるとかというところが、私にはちょっとさっぱりわからないというところと。

そして、またもう一つ例を挙げれば、3ページのところの起業、ITパーク関連事業の関係ですけれども、今この中段のほうにありますグローバルITパーク、そしてまたサテライ

トオフィス、この取り組みというのは今一番重要なところだと私は個人的には思っているのです。そこのどの辺までを委託するのか。

例えばITパークにしてみれば、海外企業の日本国内での営業の難しさというところがありますけれども、そういう面も含めての問題解決も含めての委託。サテライトオフィスにつきましても、これからいろいろな企業がこの地にサテライトオフィスとして入ってくるのが期待されるわけですが、そういうつなぎ役といいますか、そういう引っ張ってくるような役も含めてMMDOに委託をしているのか。そこら辺の委託事業のもうちょっと深いところの内容がわかりませんので、教えていただきたい。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 ご質問の件ですけれども、特にCCRCを含めました移住・定住促進事業ということでございます。その支援ということでございますが、これは現在、市のほうで日経BPさんのほうにお願いして、都会のほうで田舎ライフ塾といいますけれども、セミナーを開いております。そういった皆さんの参加者の要望等を取りまとめたりとか、そういったものを一緒になってやっていただくということでございます。

あと現地の交流会で、こちらの現地の方との交流もその中には含まれておりますが、そういったものを一緒になってコーディネートしていただく。現地の方との結びつけ役をしていただくと、そんなこともお願いしているところでございます。あくまでも市の委託事業ということで、市がこういうことをやりたいので、その支援をしてくださいというようなことをお願いしているということでございます。

これはITパークの関係、それからサテライトオフィスの関係も同じでして、あくまでも支援ということで、ITパークで言えば、今、議員がおっしゃったように国内での企業とのマッチングがなかなか難しいと。日本の商慣習になかなか合わないといった部分もあったりしますが、その辺の相談にも乗っていただいているようなこともございますし、今後も折に触れまして、こちらへのつなぎ込み等もご支援いただければということで、お願いしているところでございます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、もう1点だけ今のところに関連しまして。市の進める事業を支援していただくということですが、委託事業ですから、このことを委託します、そしてこれだけの成果をお願いしますというようなことになるのだと思うのです。今、説明した中でそういう支援をしていただくのですけれども、その成果——ここに委託をしてお金を払いますけれども、成果はこれだけあったみたいなことを、何かのはかる、成果をはかる、委託料金が適正になったかどうかという、そのはかり方がちょっとよく見えないのです。それで、お願いしてやってみて、では出来高でこれだけでした、はい、ありがとうございますということなのか。そこら辺のところはもうちょっと詰めてあるようでしたら、お聞かせいただきたい。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長　この点につきましては、特にどれだけの方の移住があったとか、そういった具体的な数値ではかることというのは、業務委託の仕様書のほうにもうたい込むことはできないものですから、それによって減額等するという考えではおりません。ただ、ここにこうした体制——今4人の職員がおりますけれども、そこにこういう体制があっても、どんな内容の関連でどんな内容の問い合わせや相談があっても、それをすぐに受ける窓口が1つできたということ。それが常設されているということは、移住・定住のほう、それから産業振興の部分もそうですけれども、一番大事なことだと思っております。それがまず第一ということで、今回の部分で言いますと、経常支出のほうの人件費等もそこに充てられているというような状況になっております。以上です。

○議　　長　　17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君　1点お伺いしますが、自主事業の中で次世代リーダー塾が——ここに上げてあります、1人当たり20万円、それを20名のリーダー塾。非常に画期的なことだと思いますけれども、10月から始めるということ。8月から始めた募集に、今現在何名の申し込みがあるのか。また、これにかかる講師——20万円の受講料というと、かなりのまた私どもにしてみると講師の中身を期待しているわけでありましたが、これについて2点お伺いします。

○議　　長　　地方創生特命部長。

○地方創生特命部長　これは既に議員の皆様の棚入れという形で、募集の状況等もお知らせしているところでございますが、講師の紹介というのもその資料の中にございます。税理士の方ですとか、あと大学の講師、それから河合さんご本人のほうも講師となって参加いただけます。

20万円という金額でございますけれども、これは全部で8回の講座になるわけですが、非常に中身は充実しているというようなことでございまして、どのくらいの申し込みというのは、ちょっと報告を最近受けておりませんが、5人程度まではもう数字が集まってきているというようなことでお聞きしております。まだ、10月の2日までの期間ということですので、これから企業等にもお話をしているところではないかと思っております。以上です。

○議　　長　　17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君　棚入れというと、私、本当に怠慢をまず恥じているわけでありまして。こういう議会に上程するわけでありましてから、申し込みといいますか応募の数は、やはり画期的なことではございますから、しっかり押さえてほしい。それについてはひとつまた後でお聞かせ願いたい。以上です。

○議　　長　　16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　この収支予算書を見れば、受託事業1,536万8,000円でありましてけれども、人件費が1,449万円ということで、ほぼ人件費ということになりますよね。右下の収入説明の中で受託事業の内訳がそういうふうに出ております。これを上の事業経費と照らし合わせてみると、例えば地域、学校連携、C C R C関連ですけれども、地域連携が30万円、学校連携ゼロですから、ここから30万円を引いた残りの金額が、ほぼ全て今期は人件費に充てられ

ているというふうを考えてしまいがちになるのだけれども。どうしてもこれは、言っでは悪いですけども、雇用創出みたいな形で4名の方を雇用して、そこに給料を払うためにやっているのではないかというふうに見えてしまうわけですよ。

受託事業費の内訳に対して事業経費が余りにも少ないといえますか、小計4を見ても674万8,000円ですから。そうすると、何のためにこれをやるのかという部分が、あまりはっきりとは見えてこない。これはことしこの法人をつくったばかりなので、こういう体制だというわけではないはずですよ。来年度についても多分、こういう形でやられるのだろうと思うのだけれども、本当にこれで当初目的とした南魚沼市のまちづくりでありますよね。そこにもものすごい効果を上げるような事業として、本当になっていくのかという心配をするわけです。ですので、今後も受託事業費の中のほぼ何十パーセント分が人件費であって、事業費自体は本当に少ないです、というふうに理解をしていっていいのかなど。そういうところをお答えください。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 受託事業の数本に分かれたものが、人件費にこれだけまとまっているということですが、この流れにつきましては、当面の間は、市のほうからの委託事業がある限りはこの状況で進むというふうに、議員おっしゃるとおりだというふうにお答えしておきます。

あと、自主事業が今回試行ということで、400万円の収入があって200万円の収益を生むというような形で試算をされているわけですけども、これも当然、先ほど言いました受講生が集まらなければ縮小するということになります。ただ、非常に反応としてはいいものがあるというふうに感じておりますので、これが種類が増えたり、受講生が増える方策をどんどん練っていくというような形になるかと思えます。

主に人件費に当たるわけですけども、この人件費は、このスタッフの皆さんが、地域の中でさまざまな必要なつながりをつくっていくということになります。例えで言いますと、ニュービジネス研究会というのをこのほど立ち上げる計画を、今しているところでございます。地域内の企業者の方で、移住・定住の支援をする企業の皆さんのグループ、それと新しくこちらで事業をやる、こちらに勤めたい、そういった方々の対応をするような企業のグループ、そういった2つのグループを想定して研究会というのをつくりまします。これが都会のほうからこちらへいらっしゃる、相談に来る方々の受け皿になっていくというようなことで、体制づくりを進めているということです。そういったことがここ数年の間にしっかりした形で実を結ぶことが、このまちづくりにつながるものだというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 こういうような収益と支出の仕組みは、5年間ですか、変わらないということでありましますよね。国からの交付金が終わったときには、今度は自主事業1本でこういう体制を維持していくということでありましますけれども、なかなかこういうふうには、収益のほぼ

1,400万円となれば、30分の15ぐらいですから、半分を超えている分が人件費だということであり、これが果たして自主事業だけでやっていけるかどうかということは、この1年目のこれを見ただけで非常に不安になるわけです。

そうすると、ここの部分についてはしっかりやってもらわなければならないわけであり、すけれども、なかなかお金を、要するに市税を、公金を投入している中で、これでもってなるほどというふうに理解をしたくても、非常に難しい事業に踏み込んだという感じはするわけです。そうすると、今のスタッフ5名の方ですか、それほど一生懸命になってやっていただけのものかというふうに期待もしますけれども、非常に厳しいことをお願いしたのではないかと不安もあるわけです。

ですので、そこら辺は結果がどう出たかということについては、申しわけないですが、議員として厳しく見ていかざるを得ない。そこら辺は機構の方々も、自覚をなさってこういう事業に取り組むということであろうと思いますけれども、その辺をどのように確認なさっているのかということをお聞きします。

○議長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 この資料の中の基本方針にもありますとおりで、KPIを設定してそれに伴うPDCAということ、これは特に自主事業に言えることだろうと思っております。委託事業のKPIにつきましては、私どもが設定するものになりまして、私どもが委託事業の内容を精査しながら、後年度改善していくというような形になるかと思っております。

その委託事業のバランス、それから自主事業の分量のバランス、そういったものを今後内容を見ながら進めていくような形になるかと思っております。議員がおっしゃるように、公金を投入して投げっぱなしというようなことが一切ないように、しっかりとした結果が残せるように私どもも連携して進めたいと思っております。以上です。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私も非常に懸念しているのですが、今まで2年半、3年近く、この取り組みを地方創生事業としてやってきて——1つの課がやってきているわけですよ。そして、全体にどう波及させるかと、こういう考え方だったと思うのですが、今回その受け皿をつくったというような感じに私は見えているのです。ですから、今まで市が必死にやってきた、お試しのセミナー等々の手続きですか、そういうのをやっていながら、今度ここに全部任せるといったような形に。私は見たのですが、その点をひとつお聞きしておきたいと思っております。

そして、前段の1ページの一番最初に、4行目ですか、非常に気にかかる、「民間の活力を発揮すべき一般社団法人であっても、属人的な能力に頼ることなく他の誰かに引き継いでも持続可能な文書化されたバトタッチ可能な事業を継続できる体制づくりを心がけます」と、こういう話なのです。これは多分、代表理事のことを言っているのかなというふうに私は見たのですが、非常に発想も素晴らしいと思うのですが、今それほどにわくわくするような形で参加してこようという事態に、市民がなっているというふうに捉えて、こ

ういう発想になるのかというふうに私は思っているのですけれども。その辺非常に、5年だから我慢してくれというような話に聞こえてしまいますのですが、もう少し市がぴしっと関与できるような形でないと、私は大変なことになるなど。あるいはそこに市の責任というものがきちんと、ただ委託したけれどもKPIでこうだったという報告だけでは済まない問題だなというふうに私は思っているのです。その点はどこが、どういうふうにここに関与していくのか、ひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

ちなみに河合さんという方は、ちょっと情報によるとほかのいろいろな職業といいますか、任務を持っているようでもあります。そういう点があり――どこかの大学だか専門学校だかの講師だか教授だか知らないけれどもやっているような感じですがけれども、そういうのと、今言った役員の報酬が無料ですと言いながら、社員だから幾らもらうのだとか、その辺が非常に明確でないためにこういった疑念を持ってしまうのかもわかりません。ひとつその辺、社員と理事の違い、給料体系あたりは我々が知ってしかるべきではないか。そうでないと、この前段の言葉のようなものは書けないのではないかというふうに、私は思いました。

○議長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 前段の最初のお試し居住等をやってきたけれども、ここへ来て全部任せるということですが、これは引き続き市のほうが進めております。お試し居住も進めております。この中にもお試し居住に関するということのは業務委託であります。これは完全に任せてしまうということではなくて、こちらでそれを受け入れる体制――例えばお部屋を確保するとか、そういったことをここでやっていただくという、部分的な業務のお願いでございます。

それから、1ページにあります表現の関係でございますけれども、当初からこの法人のほうへ入っていただくことをお願いした際にも、河合代表のほうは、しばらくしましたら株式会社になって自立できるようになりましたら、次の方ということを最初からおっしゃっております。ということは、そのときにスムーズに次の方に引き継ぎができるように、こういう表現をされたのだというふうに私は理解しております。

それから、地域の皆さんがどのような意気込みといいますか、熱意を持って参加しているかというご質問だったかと思いますが、この点につきましては、今、特にこの法人のほうへ参加いただいている、出捐金を出していただいている企業7社でございますけれども、非常に期待して意欲的に協議にも入っておりますし、いろいろな事業を進める部分にも参加いただいていることでございます。この皆さんが引き続き株式会社化になったり、持続的に進む際にも一緒になって進めていただける、先導していただけるものというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、市のほうがきちんと当面管理してまいります。どこがどのようにということでございますが、直接今、委託事業を出しておりますところは、私どものU&Iときめき課と産業振興部商工観光課ということになりますけれども、これは学校等の連携があれば教育委員会のほうも出てまいります。それぞれが業務委託の範囲では管理をしていくと

というようなことになるかと思いますが、何よりも市が定めました地域再生計画、これを進めることは市の使命でございますので、その意味では市全体の部分で私どものほうで管理していくというようなことになろうかと思いますが。

あと、給与体系の具体的な部分でございますが、別の業務を持ちながらということでございますが、週丸々出勤してくださいというお約束で当初より、特に河合さんの場合はしておりません。したがって、週に1日か2日です。今ちょっとはっきりした資料はございませんが、それにつきましてはほかの業務に携わっていただいても構わないという条件をお願いをしているところでございます。実際にはほかの職員さんもそうですけれども、土曜日の出勤もあり、日曜日の出勤もあり、フレキシブルに対応している。時間についても出勤時間等も調整しながら、残業があれば次の日は遅く出勤するとか、そんな勤務体系で運営をしていただいているというところでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 解釈はともかくとしても、非常に市が今まで計画してきた中に、突如としてMMDOという会社ができて、それは想定だったと言われればそれまでですけれども。そういった中でこういった体制ができたということで、1つの本当に委託事業所ができたというふうに、市独自ではなくなっているなど。それがふるさと創生事業だと言われればそれまでですけれども、私は思いました。

それで今、個人的な問題があるから言えないといわれれば、それまでですけれども、週一、二日の出勤でも構わないとか。そして、これだけの事業をやるということになるのかなりの——ほかの3人なり4人の従業員がいるわけですが、その人たちで即こういった対応ができていくのかと、ちょっと私は不安になったのですが。それと、給与に合った仕事をしていると言われればそれまでですが。その辺、どういう給与体系なのか、さっき理事は無報酬という話をしましたけれども、こういった形になっているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 職場の状況ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように河合ゼネラルマネージャーがいないときも当然あります。その間にはしっかりと指示をしていただいて、ほかの従業員の方々がそれぞれ分担した業務をやるといったようなことでございます。おおむね今、4人の方——河合さん以外3人いらっしゃるわけですけれども、移住・定住を主に担当する方、それからIT企業の関係ですね、産業振興の関係を担当する方、それと学校や地域との連携を担当する方ということで、おおむね主な担当を決めながら、その都度協力し合いながら対応しているということです。私どもはたびたび事務所にも伺って打ち合わせもさせていただきまして、いろいろな事業ごとにお話もさせていただきますが、スムーズに連携できているものというふうに、私のほうは認識しているところです。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君

○**広田公夫君** この資料を見ますと、平成29年度という言葉が表題にありますから、平成29年度の事業方針のことが書かれていることだと思います。その中で2ページから事業計画、1、市からの委託事業の中で(1)、(2)、(3)——非常に多岐にわたる項目を平成29年度にやるという事業計画書ですよ。先ほどの清水さんのお答えの中に、市と連携してやると強調されていました。ということは、発注書の中にこの項目全てにわたって、市と受注会社さんですか、役割分担表が明確になっているのでしょうか。そうすることによって検収物——私は何が検収物になるか、今理解できないのですけれども、当然市が発注したのですから、検収物があるわけですよ。何を検収するか。そうするとこれだけ膨大なものを、委託して作業しているにもかかわらず、相手方が理事は週たった1回とか、社長さんは一、二回、担当者3人が網羅した形で作業する。その方が給料を見ましたら1,200万円ぐらいで300万円ぐらい。これだけ新しいプランナー的な仕事を、たかが年間300万円で、ある意味無報酬に近いような形で作業できるのかと非常に心配しているのですけれども。

それと、今まで2年か3年これにかかったいろいろな資料があると思うのですよね。そういうことを引き継ぎながらやるからできるというのか、これだけのことを網羅してできる根拠は何なのか、ちょっとそれをお聞きします。

○**議 長** 地方創生特命部長。

○**地方創生特命部長** ご質問の中の私どもとMMDOの役割分担ということでございますが、これは委託仕様書の中に、ここまでがここというようなことで、細かな記載までは今のところございません。この辺は協議しながら進めていくということでございまして、何よりも体制整備を進めると、そういったことを中心に今進めていただいているようなところでございますので、今のところは、ここまで、ということできっちりとした役割分担が定められているということではありません。

「連携」という言葉を使わせていただいておりますけれども、あくまでも業務委託ですので、ここまではこれだけやってねというのは、その都度事業の内容によりまして指示させていただいているというようなことでございます。

過去の二、三年の資料を先方に引き継いでというようなこともございますが、河合さんにつきましては、ずっとCCRC、特に移住・定住も含めた中身につきましては、非常にもう精通されておりますし、特にCCRCは当初からアドバイザーという形で推進協議会にも参加いただいておりますので、その部分で市の考えていることというのは、もうしっかりと伝わっているものというふうに考えているところでございます。その上で事務の方々に指示をいただいているということでございます。

あくまでも市がやっていたことを丸投げでここにやるということではありませんので、事業内容のところには非常に多くの多岐にわたったものが、膨大な事務量ということで感じられるような記載になっておりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、これから役割分担も明確にしながら進めさせていただくということでございます。

○**議 長** 3番・広田公夫君

○**広田公夫君** ただいまの答弁の中に体制整備の時期だということをおっしゃったので、それで理解できます。これだけ読んでみると、あたかも成果物が出るようにしか見えないので、そういう意味で体制整備で、今、その中で協議している中で、これができて、これができない、これはいつやるという、そういうことも中間報告みたいな形で出させていただきたいと思います。以上です。

○**議 長** 4番・永井拓三君。

○**永井拓三君** 5ページの事業内容というところで、自主事業ということで先ほど20万円のセミナー費用を払って参加者を募るということです。内容をちょっと私まだ把握していないのであれですが、この内容が例えば7ページの事業委託費の内訳というところの中で該当するような、例えば移住・定住とかあとは雇用創出、ITパーク関連のこととかで、自主事業という名前でやっているところに、もともと委託事業というところで該当しそうでないところで、講師が自主財源だけではなくて、委託事業のほうからちょっと流入してくるような可能性というのはあるのですか。

○**議 長** 地方創生特命部長。

○**地方創生特命部長** 業務委託のほうの関連は、それで計算上はといいますか、完結しております。収益が出ない形になっております。マイナスが出た場合に想定することもあるので、その辺は中で企業努力していただくというようなことになっておりますので、自主事業のほうに回るというようなことは、今のところ想定できていないことです。

あくまでもこの範囲の中でやるということで、1人20万円ということで、20人、400万円という収入を見て、これが10人であれば200万円しか入らないわけですが、これについては外部に委託する中に200万円という説明を先ほどさせていただきましたが、その額も当然減って、その分の収益が減ると。自主事業から今回の200万円という収益が生まれるというような形の予算組みをしているということでございます。

○**議 長** 4番・永井拓三君。

○**永井拓三君** 今の説明を聞くと、確かにでは実際自主事業は全部自主財源でやるというふうになったとして、20万円のセミナー費用を20人で400万円と、それを集めるのは結構大変なのではないかと思うのですけれども。実際にそのうち講師費用を幾ら払って、講師の交通費を払って、ときには遠くから来られる場合は宿泊を払ってということをやっていると、最低のボーダーが決まってくると思うのです。そのボーダーが突破されない場合は、開催ができないのか。それともボーダーを突破しなくても自主事業として必ず完遂するのか。赤字でもやるのかというあたりが、もし赤字でもやるのであれば、どうやって補填するのかということ、赤字ではない場合は1万円でも2万円でも収益が出ればそれは事業としては合格なのか。

それとも、ある一定の100万円以上の収益が上らなければ、事業としては合格ではないとかというようなところの判断は、まちづくり推進機構が自分たちでするのか。それとも関連している市としても、これは継続してやってほしいとか、これはちょっと収益が上

がらないからやめたほうがいいのではないですかというようなことは、市としてもアドバイスするのでしょうか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 今回の次世代リーダー塾のほうは、10人を最低の人数と据えて進めているようでございます。10人ですと、単純に200万円ということですので、そこが最低線というようなことでございます。当然規模が下がってきたときには、基本的にかかる講師の謝礼ですとか、そういったものは変わりませんので、収益が少なくなるかなということ、そこはボーダーラインになっているかなと思うのですけれども、10人ということです。

したがいまして、赤字にならない限りは自主事業の部分はやっていくと。この事業に限らず年度の途中で新しいものが企画できてくれば、それは自主事業としては収益を生む形であれば取り組んでいくということです。今の、現状ですと、委託事業のほうから余裕が出て、こっちに回せるということはほとんどないと踏んでおりますので、そのように考えているところでございます。この進め方につきましては、市のほうからこの事業をやってくださいというのは、アイデアを出して、取り組むかどうかを最後に決めるのは、法人のほうになるかと思えます。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 方針はわかりました。うちの議会の中でも会社経営されている方は何人もいらっしゃると思うので、会社経営の難しさというのは、いかにきちんと収益を出して従業員を雇って食べさせていくか。自分たちも食べていくか、会社を維持していくかということ、ところだと思っておりますけれども、今のお話だと10人がボーダーというところで、赤になるかならないかギリギリのラインですよ。

例えば収益として法人自体のもともとの予算から考えると、1,500万円から1,600万円ないと4人の状態でこの法人を維持することができないという中で、1,500万円の収益を常に出し続けるだけの年間予算となると、もっともっと事業の内容としては濃くやらなければいけないわけですよ。

この速度で赤になるか黒になるか微妙なところというのを、年間で1本しか持っていない事業方針で、残り年数が4年とかという中で、本当に1,500万円の会社を維持するための体力を獲得できるのかという部分では、少し疑問が出てくるのですけれども。仮に、ある意味では時限的に予算が尽きた中で、経営がうまく株式会社に移行できないとなった場合は、この法人はどのような扱いになるのでしょうか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 この法人をどうするか、株式会社になるかならないかというのは、この後の実績次第になろうかというふうに思っております。今、交付金をいただきながら進めてはおりますが、交付金につきましても2分の1は市の一般財源になっておりますので、この部分についても、最小限で今後も進めていくことをやはり検討するべきだろうと思っております。

したがって、株式会社にならないから、交付金が終わった後も引き続きやるかどうかというのは、そのときの法人の担っている機能の重大さ、それによって決定すべきものだろうと思います。市の中で今現在では、それを想定して事業計画、長期計画を組んでいるという状況ではございません。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 報告なので、賛成も反対もないかと思うのですけれども、表紙の下のほうに根拠法令地方自治法と入っていますけれども、恐らくこの根拠となっている交付金等を定めているような法律——地方自治法ではそういうものは定めていないと思うのですけれども、根拠となっている法律、政令がありましたら。交付金等も定めた中でこういうことをやったらいかがかというような法律、政令等があればお教えてください。ちょっと根っこに入ってものを理解しないとなかなか理解しにくいもので、よろしくお願いします。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 報告の書類にあります一番下のほうの括弧書きの根拠法令は、この議会に報告する根拠になっております。この法人のほうの事業に関するものにつきましては、地域再生法となります。その中に定めます地域再生計画を市のほうで定めておきまして、それに伴います地方創生交付金というのが、今、新しい制度でできたわけですし、それを市のほうが今いただきながら、法人への委託料を支払いするというような形の仕組みになっております。地域再生法ということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時40分といたします。

〔午後3時16分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後3時40分〕

○議 長 ここで、先ほど議席番号19番・樋口和人君に対して保留していた答弁について、産業振興部長より発言を求められておりますのでこれを許します。

産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど答弁を保留いたしましたアグリコアの役員報酬についてお答えいたします。役員報酬につきましては、支給がないということでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 日程第15、第21号報告 専決処分した事件の承認について（平成29年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第 21 号報告 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。

今回の補正は、平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 か年で、総事業費 3 億 6,000 万円、債務負担行為限度額 2 億 6,000 万円を予定している大和クリーンセンター処理設備更新事業の債務負担行為限度額を補正するものであります。工事発注に当たり実施設計の内容精査を行ったところ、一部仕様の見直しが必要となりまして、再積算の結果、2,500 万円の増工が見込まれることから、平成 30 年度の既決債務負担行為限度額を 2,500 万円増額し、2 億 8,500 万円といたしました。このたびは工場製作期間等の工事スケジュールの関係から、8 月中の入札、9 月定例会に関係議案を提案する、これに付す必要があったことからやむなく専決処分としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。第 21 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 1 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長 長 日程第 16、第 22 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第 22 号報告 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）について、専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

所信表明でも申し上げましたが、7 月 18 日に発生しました豪雨による土砂崩れや河川の増水などにより、農地、農業用施設、林道、道路及び河川に被害が発生いたしました。そ

の迅速な復旧のため、歳入歳出にそれぞれ 9,702 万円を追加したものであります。

歳出では、農地・農業用施設 27 か所、林道 6 路線 20 か所の復旧のため、農林施設災害復旧費に 5,050 万円を追加いたしました。また、道路施設 24 か所、河川 22 か所への対応として、公共土木施設災害復旧費に 4,651 万円を追加いたしました。

歳入では、国庫負担金に 1,334 万円、県補助金に 1,925 万円、市債に 4,240 万円を計上し、前年度純繰越金 2,101 万円をもって調整し、歳入歳出の総額をそれぞれ 310 億 6,654 万 9,000 円といたしました。

既に多くの被災箇所で、地元住民の皆さんや消防団の皆さんなどに活動いただきまして、復旧に着手、あるいは完了しております。今後も他の箇所などを含め早急に復旧できるよう、関係機関と協力し対応してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、被災当日からの迅速な対応のため、この予算のほか予備費 700 万円を充当し、応急復旧に取り組みましたことをあわせてご報告申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 22 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 22 号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 17、第 92 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 92 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしまして、移住・定住促進事業費では、地域再生推進計画の変更認

定をいただきまして推進交付金が確定したことから、交付金事業分等 1,128 万円を追加いたしました。

ふるさと納税推進事業費では、これまでの寄附の状況から、年度末までの返礼品等の必要経費として 2 億 8,636 万円を追加いたしました。

賦課徴収管理費では、固定資産税、都市計画税における住宅用地の特例適用の誤りによる還付金、還付加算金及び補填金として 6,572 万円のほか、他の税目の還付金等の不足分として 7,296 万円を追加いたしました。

市議会議員選挙費では、衆議院小選挙区の補欠選挙と同日実施することに日程を調整したことから、重複する経費を削減するとともに、選挙運動経費の公費負担として新たに 503 万円を追加いたしました。衆議院小選挙区選出議員補欠選挙費では、長嶋忠美議員のご逝去に伴い実施されます補欠選挙に必要な 3,232 万円を追加し、同額の県負担金収入を見込んでおります。

ほのぼの広場事業費では、子育て支援センターのイオン六日町店への移転拡充経費として 5,331 万円を追加し、全天候型遊びの広場として子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

地盤沈下対策事業費では、条例改正後の検査、調査のための経費や、節水機器等の設置補助金として、740 万円を追加いたしました。

公共下水道事業対策費では、前年度事業の繰り越しに伴い、消費税計算における課税仕入額が大幅に変動したことから、納付消費税として 5,580 万円が確定したこと、及び資本費平準化債の借入見込み額の精査などによりまして、合わせて 8,361 万円を追加いたしました。

昨年度に多額のご寄附を頂戴いたしました阿部八千代様から、今年度、再度ご寄附のお申し出をいただきました。用途につきましてはご一任をいただけるということになりまして、前回の寄附金と合わせ、今、最も市民利用の多い施設であります市民会館のトイレを 2 か年計画で改修することとし、市民会館大規模改修事業費に 1,124 万円を追加いたしました。

歳入の主なものといたしましては、ふるさと納税寄附金に返礼品等委託料の歳出見込み額と同額の 2 億 8,636 万円を追加計上いたしました。また、阿部八千代様からの再度のご寄附を含め、一般寄附金を 1,020 万円追加いたしました。

前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額 6 億 9,745 万円を追加いたしました。

市債は、道路橋りょう維持補修事業費への充当財源として、公共施設等適正管理推進事業債これを 1,800 万円追加いたしました。

また、前年度は一部戻しきれなかった財政調整基金からの繰入金金を 3 億 2,000 万円減額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 7 億 4,883 万 1,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を 318 億 1,538 万円としたいものであります。

詳細につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 92 号議案 一般会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明申し上げます。最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、10、11 ページからお願いをいたします。2 の歳入からご説明申し上げます。

12 款 1 項 6 目教育使用料は、南魚沼市トレーニングセンターの利用が予想以上となっており、ここまでの実績から月平均 30 万円を見込み、既決予算 40 万円を除き、320 万円を追加するものであります。

2 番目の表、13 款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金の、社会保障・税番号制度システム整備補助金は、マイナンバー関連システムの運用試験に係るもので 194 万円、地方創生推進交付金は、クラウドファンディング交付決定分と追加事業分の 2 分の 1 として 558 万円の追加計上であります。2 段目、5 目教育費国庫補助金は、インクルーシブ教育システム推進事業に係る、教育支援体制整備事業費補助金 50 万円の計上であります。

3 番目の表、14 款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金は、平成 28 年度の過年度生活保護費県負担金精算交付金の追加交付であります。4 番目の表、2 項 7 目教育費県補助金は、モニターパイプ PR 用動画及びパンフレット作成経費の 2 分の 1 として、地域振興戦略事業調整費等県補助金 60 万円の計上であります。一番下の表、3 項 1 目総務費委託金は、10 月 22 日執行予定の、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙交付金 3,232 万円の計上であります

12、13 ページ、16 款 1 項 1 目一般寄附金の 1 節は、説明欄記載の皆様から、1,020 万円をいただいたものであります。2 節のふるさと納税寄附金は、ふるさと納税返礼等業務委託料及び推進経費分の追加として、歳出と同額の 2 億 8,636 万円の計上であります。2 段目、2 目指定寄附金は、自然環境保全を目的に、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金を、平成 28 年度下半期分として、83 万円いただいております。

2 番目の表、17 款繰入金 1 項 3 目介護保険特別会計繰入金は、低所得者保険料軽減国県負担金過年度返還金で、一旦、一般会計に繰り入れて返還するものであります。4 目城内診療所特別会計繰入金は、前年度繰越金で 612 万円であります。5 目下水道特別会計繰入金も前年度繰越金で、下水道 5 会計合わせて 396 万円の計上であります。3 番目の表、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、財源充当分への繰り戻しとして、3 億 2,000 万円の減額であります。

一番下の表、18 款繰越金は、前年度繰越金の確定により、当初予算から補正予算第 2 号までの予算計上額 2 億 1,601 万円を実質収支額から差し引いた、前年度純繰越金 6 億 9,745 万円の計上であります。

次のページ、14、15 ページ、19 款諸収入 5 項 2 目雑入の 5 節、農林水産業雑入は、平成 26 年度の農地集積、集約化対策事業分で、補助金交付者からの返還金であります。その下、9 節教育雑入は、オンラインゲーム事業等を展開する、「ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社」による、南魚沼市モニターパイプとトレーニングセンターの施設命名権売却料 150 万円の計上であります。

20 款市債 1 項 2 目総務債の公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の適正な管理を推

進するために新たな枠組みで創設されたもので、社会基盤施設の長寿命化対策等の対象事業である切削オーバーレイ事業への充当として、1,800万円の計上であります。

以上が、歳入における補正内容であります。

めくっていただきまして、16、17ページ、3の歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費1項1目一般管理費の説明欄、行政共回事務費は、1行目、行政不服審査会委員報酬と、3行目、費用弁償は、行政不服審査会開催の必要が生じたことによる開催経費であります。行政不服審査会は、税務課案件で、固定資産税について共有名義の代表者に請求することに対する異議申し立てであります。

2行目、顧問弁護士報酬は、浄化槽汚泥処理に係る調停案件が終了したことによる19万円の計上であります。4行目、手数料は、春先の枝処理によりごみ処理手数料に不足が見込まれるため、70万円の増額であります。一番下の行、一般備品購入費は、市長印の摩耗に伴う更新費用であります。

2段目、3目電算対策事業費説明欄、総合行政システム事業費は、マイナンバー利用開始に伴う、既存基幹系システムの整備及び試験に伴う、総合行政システム保守業務委託料285万円の計上であります。

3段目、4目車両集中管理費、説明欄最初の丸、車両一般管理費は、老朽化と車検整備により不足が見込まれる修繕料、650万円の増額であります。2番目の丸、公用車更新整備事業費は、車両の老朽化に伴う幼児用マイクロバス、ワゴン車、軽自動車等6台の更新経費として、車両購入費1,280万円の計上であります。

4段目、6目財産管理費の庁舎管理費300万円は、本庁舎のエネルギー棟煙突、冷房チラーユニット、北分館の受電用区分開閉器の修繕料であります。

5段目、7目企画費の行政改革推進事業費は、アクションプランの追跡調査及び現地調査等、行政改革推進委員会追加開催のための委員報酬であります。2番目の丸、移住・定住促進事業費は、交付金の決定と地域再生計画の変更認定に伴う事業の追加で、首都圏移住・定住PR関連業務の増額と、交流施設整備に向けた調査事業及び生涯活躍のまち形成事業計画の策定業務を追加するための各種業務委託料1,128万円の追加計上であります。3番目、ふるさと納税推進事業費は、これまでの実績をもとに算定しました返礼品等業務委託料やウェブシステム使用料ほか、ふるさと納税推進費としての広告料や臨時職員賃金等、2億8,636万円の計上であります。

一番下の段、8目地域開発センター及び公会堂費の公会堂費は、まほろばの落雷被害による動力用分電盤とガス式エアコンの修繕料50万円であります。両方とも保険対応の予定であります。

18、19ページ、2項1目賦課徴収費の賦課徴収管理費は、固定資産税・都市計画税における114件の住宅用地特例適用漏れによる、還付金、還付加算金及び補填金と、他の税目の還付金等の不足分を合わせて、市税還付金及び還付加算金、7,296万円の計上であります。

ここで、固定資産税等課税誤り関係につきまして概要をご説明申し上げます。今後の対応

につきまして、補正予算成立後、速やかに還付対象者に通知し、謝罪とともに個別説明及び詳細確認を行い、本年度中に還付作業を完了させる予定であります。

反対の特例適用対象外で適用となっております過少賦課の固定資産税の対応につきましては、まずは過大賦課に係る還付作業を優先し、過少賦課の土地については、平成 30 年度からの適正課税に向けて作業を進めてまいります。

国民健康保険税につきましては、平成 18 年度まで資産割として固定資産税をもとに税額の一部を算定する方式を用いておりました。よって、国民健康保険税についても同様に過大賦課が生じたので、あわせて還付する予定であります。還付件数が 48 件、還付等の金額 134 万 7,000 円ではありますが、現状の予算で還付対応が可能なため補正予算の計上はありません。以上であります。

戻りまして 2 番目の表、4 項 2 目市議会議員選挙費は、衆議員新潟 5 区補欠選挙と同日執行に変更したことによる重複経費の減額と、説明欄最後の行、「南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の上程に伴う、ポスター作成費用の選挙運動経費公費負担金 503 万円の追加を合わせて、1,041 万円の減額であります。

2 段目、4 目衆議院小選挙区選出議員補欠選挙費は、次のページ中ほどまでになりますが、長島議員のご逝去に伴い実施となるもので、3,232 万円の計上であります。

20、21 ページ、2 番目の表、7 項 1 目交通安全対策費は、高齢者の運転免許証返納者に、市内のバス回数乗車券を給付する、高齢者運転免許証自主返納報奨品に、返納者の増による不足見込み額 70 万円を増額するものであります。

一番下の表、3 款民生費 1 項 2 目心身障がい福祉費は、説明欄、心身障がい福祉一般経費は、平成 28 年度各種補助事業の実績による補助金の精算に伴うもので、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金等、過年度国県補助金等返還金 2,591 万円の計上であります。2 番目の丸、障がい者地域生活支援事業費は、これまでの実績により不足が見込まれる、自動車運転免許取得助成と自動車改造助成の社会参加促進費 35 万円の増額であります。3 番目の丸、浦佐福祉の家管理費は、空調設備等の修繕料 10 万円の計上であります。

22、23 ページ 2 段目、3 目老人福祉費の介護保険対策費（特別会計繰出金）は、今年度、包括支援センターが 1 名増員となったことにより、当初予算未計上分の人件費の増額により、介護保険特会の地域支援事業費の包括的支援及び任意事業費が増額となり、市負担増額分として介護給付費 213 万円の増額であります。

2 番目の丸、介護保険事業費は、社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業費分、過年度返還金等の過年度国県補助金等返還金、6 万円の計上であります。

その下の丸、後期高齢者医療対策費は、実績額に応じて翌年度に確定精算となります、平成 28 年度の精算分として、療養給付費負担金 3,077 万円の計上であります。

2 番目の表、2 項 1 目子育て支援費の説明欄、ほのぼの広場事業費は、地域子育て支援拠点事業として、ほのぼの広場のイオン六日町店への移転に伴う施設整備費及び人件費ほか、4 か月分の運営費等の追加費用 5,331 万円の計上であります。2 番目の丸、妊産婦医療費助

成事業費（市単独）は、今年度の4月からこれまでの実績により不足が見込まれることから、過去2年の実績をもとに150万円を計上するものであります。

24、25 ページ、最初の丸、ひとり親家庭医療費助成事業費と、次の養育医療費助成事業費は、実績による国・県の負担金等確定に伴う過年度国庫補助金等返還金であります。

2 段目、2 目児童措置費は説明欄記載のとおり、児童扶養手当支給事業費、児童手当支給事業費、母子家庭等対策総合支援事業費、いずれも実績に伴う過年度国庫補助金等返還金の計上であります。

3 段目、3 目児童福祉施設費の常設保育園管理運営費も、延長保育や一時預かり等の子ども・子育て支援交付金等、過年度国庫補助金等返還金、3,062 万円の計上であります。

2 番目の表、3 項 1 目生活保護総務費の生活保護一般経費は、平成 28 年度の扶助費等の補助金等確定による精算に伴うもので、医療扶助費等国庫負担金清算金等、過年度国庫補助金等返還金、2,559 万円の計上であります。

一番下の表、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生対策費は、教育費国庫補助金であります、障害のある者となない者が可能な限りともに学ぶ仕組み推進のための事業（インクルーシブ教育システム推進事業）として交付される、平成 29 年度支援体制整備事業補助金の一部が、母子保健事業の教育支援相談担当医師の経費に充当されることによる財源更正であります。

2 段目、2 目健康診査事業費の住民健診事業費は、がん検診総合支援事業、2 番目の丸、基礎健診事業費は新潟県健康増進事業で、どちらも過年度国庫補助金等返還金の計上であります。

26、27 ページ、2 項 1 目環境衛生費の地盤沈下対策事業費は、内訳 2 行目の消雪設備改修工事費以外は、地下水採取の条例改正に関連するものであります。1 行目、地下水利用状況監視手数料は、1 月から 3 月までの市内の地下水利用状況の監視を、シルバー人材センターに依頼するための手数料 15 万円であります。2 行目、消雪設備改修工事費は、水位観測を行っている美佐島地内の第 221 号井戸の水位が異常な動きをするための洗浄経費 100 万円であります。3 行目、一般備品購入費は、地盤沈下区域内の新規掘削井戸のストレーナー位置検査用のポアホールカメラ購入費、250 万円の計上であります。最後の行、節水機器設置費補助金は、間欠運転機能付きの降雪検知器設置に係る補助金で、機器設置費 15 万円の 2 分の 1 を 50 件想定し、375 万円の計上であります。

2 番目の丸、カーボンオフセット制度活用事業費は、イオン新潟南を会場に毎年開催されますイオン新潟フェアの当番市が持ち回りとなり、今年度、当市が担当となったことによりイベント出演団体への謝礼を計上するものであります。

2 番目の表、3 項 1 目清掃総務費の浄化槽事業対策費（特別会計繰出金）は、浄化槽市町村整備推進事業債元金償還金の精査による繰出金の減額であります。

3 番目の表、4 項 1 目上水道費の上下水道事業対策費（特別会計繰出金）は、今年度の地方公営企業繰り出し基準の改定による資本費単価の改定による、高料金対策補助金 1,261 万円の追加計上であります。

一番下の表、5款労働費、1項1目労働諸費の労働施設管理費は、働く婦人の家の施設改修工事費で、エレベーターの設置がないため、利用者の利便性向上と安全の確保を図るための階段手すり新設に係る工事費27万円の計上であります。

次のページ、28、29ページ、6款農林水産業費1項2目農業振興費の農地中間管理事業費は、事情により農地を売買したことによる、平成26年度農地集積・集約化対策事業費の補助金交付者からの返還金で、過年度国県補助金等返還金20万円の計上であります。

2段目、3目畜産業費の畜産振興費は、南魚沼広域有機センター発酵棟の、風害により破損した屋根の修繕料40万円の計上で、保険対応の予定であります。

3段目、4目農地費の農業集落排水事業対策費（特別会計繰出金）は、大巻及び三用北部・南部の農業集落排水施設の除却における、公営企業施設等整理債の活用により、下水道特別会計繰出金（農集）1,500万円の減額であります。

2番目の表、7款商工費1項1目商工業振興費の露店市場運営事業費は、露店管理用消火器の購入費として、消耗品費3万円の計上であります。今までは必要に応じ借用していたものを、購入して備えるものであります。2番目の丸、商工業振興補助事業費は、中小企業研修受講料支援事業補助金で、当初想定から申請件数及び実績ともに大きく伸びており、今後とも申請が見込まれることから50万円の追加計上であります。

2段目、2目観光振興費は、八海山麓観光施設管理運営費で、7月18日の豪雨時の落雷により被災した電話設備の復旧にかかる修繕料100万円と、圧雪車の基本項目点検の結果、必要となった点検整備、部品交換等に係る車両修繕料95万円の計上であります。なお、電話設備の復旧は、保険対応の予定であります。

一番下の表、8款土木費、2項1目道路橋りょう総務費の道路台帳整備事業費は、年度当初において、大和地域土地改良事業及び大和スマートインター整備関連の市道変更路線について、平成29年度交付税検査に反映させるべく急遽台帳整備を実施したことにより、通常分発注に不足する分として道路台帳整備委託料400万円の増額計上であります。

2段目、2目道路橋りょう維持管理費は、新たな枠組みで創設された、公共施設等適正管理推進事業債を、舗装工事費の切削オーバーレイ事業に充当することによる財源更正であります。

3目道路橋りょう除雪事業費の道路橋りょう除雪事業一般経費は、市道除雪路線の見直し削減を目的とした、外部委員による検討委員会設置のための報償費及び、31ページの費用弁償、合わせて17万円の計上であります。

30、31ページ、最初の丸、消融雪施設維持管理事業費は、南魚沼土地改良区所有の、市道仁田山本線消雪井戸の送水管漏水による布設がえにかかる修繕工事費負担金62万円の計上であります。

2番目の表、4項2目都市計画事業費の公共下水道事業対策費（特別会計繰出金）は、平成28年度からの繰越事業により、課税仕入れ額に大幅な変更が生じ、納付消費税額が増額となったことなどにより、下水道特別会計繰出金8,361万円の追加計上であります。

2 段目、3 目都市計画施設費の六日町駅自由通路・シンボル施設管理費は、駅前広場消雪パイプノズル取りかえ及び舗装修繕等、修繕料 66 万円の増額であります。

3 番目の表、5 項 1 目住環境整備事業費の市営住宅管理費は、市営大崎団地・樋渡団地の受水槽ポンプ交換をはじめ、市営西泉田団地の居室修繕等、不足する修繕料 600 万円と、市営北原住宅の 1 室が退去し、1 棟 4 戸があきとなったことによる、物件除却工事費 450 万円の計上であります。

一番下の表、9 款消防費 1 項 1 目常備消防費、消防設備整備費は、年次計画以外の補償や支障等に係る移設・新設が必要となったことによる、消火栓設置工事委託料 500 万円の増額であります。

2 段目、3 目防災費の防災一般経費は、災害時における現場画像の活用により、情報収集と対応を効果的に行うための消耗品費は、タブレット端末 10 台の整備とインターネット接続料 3 月分までの合計で、48 万円の計上であります。

次のページ、32、33 ページ、10 款教育費 1 項 1 目教育委員会費は、4 款の保健衛生対策費で説明いたしました、インクルーシブ教育システム推進事業の補助金を受けて、UD 支援事業の発達支援教育コーディネーターや、早期支援チームスタッフ等の経費に充当することによる財源更正であります。

2 段目、2 目教員住宅費の教員住宅維持管理費は、樋渡教職員住宅のガス給湯器交換のための修繕料、20 万円の増額であります。

2 番目の表、2 項 1 目小学校教育運営費の小中学校管理一般経費は、これまでの執行状況から、今後の不足見込み分として修繕料 400 万円を増額し、3 市 1 町で運営する理科センターの解散に伴い、湯沢町との共同設置場所として北辰小学校第 1 理科室に確定したことに伴い、来年度の開設に向けて施設改修工事費 250 万円を計上するものであります。

3 番目の表、3 項 1 目中学校教育運営費の中中学校教育補助・負担金事業は、平成 30 年度の、平成 31 年 2 月に開催されます第 56 回全国中学校スキー大会の、開催市前年度負担金としての共催事業負担金 30 万円で、当市でのジャンプ種目開催の決定が遅かったための補正計上であります。

一番下の表、6 項 5 目文化施設費の市民会館大規模改修事業費は、寄附金を財源に市民会館トイレの洋式化とウォシュレット化への 2 か年計画の改修工事費で、設計管理監督業務委託料と施設改修工事費合わせて 1,124 万円の計上であります。

次のページ、34、35 ページ、7 項 1 目保健体育総務費の保健体育一般経費は、日本体育大との協議等に不足する分として、職員旅費の追加計上であります。

2 段目、2 目体育施設費の体育施設一般管理費は、燃料費 85 万円、3 行目、設計業務委託料 45 万円、及び 5 行目の施設改修工事費 613 万円は、トレーニングセンターへの F F 式暖房機 6 台の設置工事と維持にかかる経費の計上であります。2 行目、修繕料は、大和野球場の大雨のたびに溢水する東側水路の改修で、100 万円の計上であります。4 行目、各種業務委託料は、県の補助を受けモニターパイプ P R 用の動画や、トレーニングセンターを含めた

パンフレットを作成するもので、121万円の計上であります。最後の6行目、体育施設整備補助金は、五十沢ふれあいパークの周辺道路及び駐車場舗装にかかる地元管理団体への補助金240万円の計上であります。2番目の丸、体育施設整備事業費は、スケートパークの増工分と、完成に合わせ既設看板の撤去と新設看板2基を設置するための施設整備工事費249万円の計上であります。

最後の表、14款予備費は、歳入歳出の収支調整によるもので、664万円の増額であります。以上が、歳出の補正内容であります。

なお、6月定例会以降の予備費充用額につきましては、8月下旬までで6件の1,720万1,000円であります。内容につきましては、浦佐福祉の家における2か所の雨漏り修繕料、14万3,000円、中小企業研修受講料支援事業補助金において、補助申請額が当初予算を上回ったことによる30万円、大雨により浦佐新町地内の河川に流出した、土砂撤去の応急復旧のための700万円、法人市民税において高額な還付金が発生したことによる不足分、921万円、農業体験実習館の冷房設備が落雷により故障したことによる修繕料、15万6,000円、ヤフーの官公庁オークションにおいて出品した、消防はしご車やロータリー除雪車などが高額で落札されたことによる、官公庁オークション手数料39万2,000円であります。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。歳入20款の市債で説明いたしましたように、「起債の目的」の上段から3段目、公共施設等適正管理推進事業債を舗装工事に活用するため、1,800万円増額し、補正後の限度額合計を34億6,700万円としたいものであります。

1ページに戻っていただき、歳入歳出予算の補正額及び総額につきましては、提案理由のとおりであります。以上で、第92号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。ページ数が多いですので、ページ数を示してから質疑をお願いいたします。

1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 23ページ、ほのぼの広場事業費について。これは社会厚生委員会で説明は聞いたのですが、金額についてはこの場で出るということでしたので、そこでは聞いていませんので質問いたします。3点質問いたします。

1点目、臨時職員賃金が33万1,000円上がっていますが、これが移転するというので、ちょっとその後聞いたところでは、職員については増やさないで今の人員で進めるというふうに聞いていたのですが、ここで臨時職員賃金が上がってきましたので、これはずっと続くものなのか、それともこの移転に伴って今回だけが必要になる人件費なのか1点目。

2点目は、施設使用料のところですが、400万円ちょっとありますけれども、説明の中で4か月分の運営費で上げてあるということでしたので、そうするとこれは1か月の賃料は月100万円になるのかというふうにみたのですが、それが合っているのか違っているのか。また、これが相場としてどうなのかについて詳しく聞かせてください。

最後、3点目ですが、その後にあります施設備品購入費、1件50万円以上と50万

円未満の分、これで約 200 万円ありますが、ほのぼの広場の移転に伴ってふれ愛支援センターのところよりも倍近い広さになるというふうに説明は聞いていますが、そのために新たに必要になる遊具とかなのかどうか。小学 3 年まで利用できるよくなったり、日曜日も利用できるよくなるというようなところは聞いたのですけれども、この金額についてはそういった遊具を充足するためのものなのかどうか。以上 3 点お願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、3 項目につきましてお答えいたします。最初の臨時職員賃金のご関係でございますけれども、こちらは今度、日曜、休日での運営もすることになりましたので、有資格者の臨時職員を 6 時間 2 名で追加するものであります。その 4 か月分の臨時職員賃金でございますので、今後、新年度以降も発生する内容になります。

それから、使用料のご関係でございます。こちらにつきましては、ここの予算要求の段階では使用料としまして坪 3,500 円という提示がありましたので、そこで現在お借りしたいと思っている坪数が 169 坪になります。この使用料として 4 か月分を計上しておりましたが、その段階では最終的なテナント賃料としての交渉が最後まで進んでおりませんでした。現在の賃料としましては、坪 2,000 円ということを進めているところでございます。最終的にこれをお願いできるものと思っておりますが、相手方の会社規模が大きいものですから、最終決裁にはまだ至っておらないところです。

そうしますと——済みません、3,500 円で計算するとしますと、4 か月で 256 万円ほどになります。その差額の部分の 149 万円ほどになりますが、こちらの部分は敷金的な部分でのお金になります。ですので、ここは 1 回きりですが、変わりません。ですので、今後の発生する使用料としましては、新年度以降発生する使用料としましては、年額 439 万 8,000 円ほどになります。

それから、3 番目の備品のご関係でございます。備品のご関係でございますが、1 件 50 万円以上で計上してある 70 万円につきましては、大型ジャンクルジムを想定しております。それ以下の 50 万円未満のものとしましては、トランポリンほか数点を考えておりました。これによりまして小学校 3 年までを含めた広い範囲での使用ができる備品を整備していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 人件費につきましてはわかりましたが、最後の備品につきましては、子育ての拠点となるように整備をしていくという考えも聞いておりますので、備品については大きなものだけでなく、今後また小さい子供たちが遊ぶもの、口に入れても安全なおしゃぶりとかいろいろな遊ぶものが、今使っているものがあるのです。そういったものはそのまま持って行って使うということで、新たにもっと安全に配慮したようなものを使うというような計画があるのかなのかということ。

もう 1 点は、賃料ですけれども、やはりあそこはイオンの場所ですので、商業施設なのですけれども、ここで使うほのぼの広場は公のものでありますので、通常の使用料よりもグッと下げ

ていただいているというような配慮があるのかなのかについて、この2点だけ再質問します。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 備品の関係でございますけれども、今現在使っているものも使えるものは持っていきますし、新たにどういったものをそろえるかという部分につきましては、子育て支援センターと協議した中で進めていくところでございます。

あと、使用料が相場に対してどうかというふうなご質問ですけれども、私どももショッピングセンターの関係の賃料ということで調査されている資料等を得たところ、そういったところは全て営業施設としての賃料ですけれども、施設規模からいくと7,500円から1万円というふうなところが賃料として上がっております。私どもは営業施設ではないのでそういった点を考慮していただいた中で交渉を続けてきた中で、現在2,000円という数字で上がってきておりますので、相場としては低い数字ではないかというふうに考えております。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 3点お願いします。1点目は13ページのふるさと納税寄附金ということで、2億8,600万円ということで、大変好意的に受けとめられて、大変に納税していただいておりますが、多分、ふるさと納税というのはこういう施策に使ってくださいというのがくっついていると思うのです。今これを見ると本当に経費としては、ここへ返礼品ですとかそういったことのほうにしか同じ額がいかないのですけれども、私は当然いただいた額に見合うような施策に使うところがあってしかるべきだと思っているのです。こういう出し方をしてしまうと、本当にいただいたのを返礼品で終わってしまうという格好になるので、そこら辺をきちんと、これは施策は施策としていただいたのを使うと。それとは別に返礼品としては別な形で、別なもので——別といいますか、納税していただいた方の思いの施策をきちんと進めた上で、別な形で返礼品を出していくというような、やはりそういった作り方がいいのだろうというふうに思っているのですが、そこら辺を1点お聞きしたいと思えます。

それからもう1点、19ページのところで先ほど固定資産税の過小評価の少なくいただいたところを、今度はもとへ戻していただくとかという話がありました。これが平成31年度からという話でしたけれども——30年かな、31年と言っていたようなあれですが——平成30年にしても、ちょっと多くいただくというか、これをきちんともらうというのは、返すのはいいのしょうけれども、多くもらうというのは大変な作業だと思いますので、少しずつお話しぐらいするというのがいいのかというふうに思いますが、その辺の配慮についてお聞かせを願いたい。

それから、23ページのほのぼのの広場事業費ということですが、今、前者のお話を聞いて、ちょっと私は全然これは唐突に出てきた感があるのですね。このほのぼのの広場の話が何か唐突に出てきた感があって、これは今まで各3地区でやっていたのに、さらにここですか

なというふうな感じで私は見ていたのですが、どうも先ほどのお話を聞くと、どうも、今までの3か所については閉鎖をしてこちらに移転というような言い方だったので、そこら辺を確認したいと思います。そこを確認させていただきたいと思います。

それから、これをつくるとなると、設置の条例が要ると思うのですよね。これをいつからやるのか、どこでやるのか、どこにこれをと、私は、多分、設置条例は要るのだと思うのですが、その辺は要らないのか、出してこなくていいのか。そこについてもお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目のふるさと納税のほうの予算の計上等の考え方についてご説明いたします。当初予算も5,000万円、5,000万円で盛らせていただいております。今回も同額で盛らせていただいておりますけれども、ふるさと納税というのは寄附の1つのやり方ですが、ご存じのように非常に事業という、ふるさと納税をいただくための事業といった形で全国的にも展開しているのが事実でございまして、今回も同じようにふるさと納税をいただくためにシステムに登録したり、あとは返礼品を充実させたりということを施策的に行ってきたわけでございます。

その歳出側のほうから考えたときに、年度内の寄附額を見込むと、このぐらいの返礼品の額とシステムの利用料等を用意しておかないと、年間のふるさと納税に対応できないだろうということで、まず歳出のほうから定めてきたような形、見込んできたような形になっております。やはり、それはふるさと納税をいただくために行っているものという考えはありますので、歳出の返礼品等に相当する分を、まずふるさと納税の寄附のほうに同額で上げさせていただいたところでございます。最終的には、この額は当然同額どころではなくて、歳入側のほうが大きく上回るものと考えております。

また、歳出について使う事業などを想定して、それを考えるべきではないかということはいまさしくごもっともでございまして、それをどういったことに活用していくかというのは、庁内あるいは外の声も入れまして検討していかなければならないところでございます。けれども、何せふるさと納税寄附額が幾らになるかわからない状態ですので、わからないところから用途を先に決めるというのは、非常に難しいですので、例えばことしであれば、一旦は歳入額を待ちまして、それを次年度以降どういった形で求められているものに使っていくかということに進んでいくのかと思っております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2番目の住宅特例の適用誤りに関する過少課税の関係ですけれども、おっしゃるとおり平成30年度、新年度の課税から先について直したいと。さかのぼって余計に取るということは、我々は今考えていないわけでありまして。それにしましても、いきなり増額になりましたという納税通知書が行ったのでは、これはトラブルになりますので、事前に理由ですとか我々の考え方、あるいは向こうさんの事情、状況も加味した中で、納得のいく形での受け取りをお願いしたいというふう考えております。そういう手順に沿って進めて

いく考えでございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3番目のほのぼの広場の関係ですけれども、現在それぞれの地域、3か所ありますけれども、そのうちの六日町地域のふれ愛支援センターにあります子育て支援センター機能を、こちらに移転するものであります。

また、設置条例の関係でございますが、ほのぼの広場ですとか、全天候型広場という形での条例はなく、子育て支援センターを設置することができるという形になっておりまして、この子育て支援センターにつきましては、場所等を特定して条例設定しておりません。ですので、このまま子育て支援センターの機能をそこで行うというふうな考え方です。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 それぞれですが、ふるさと納税のことについて、形としてはわかったのですけれども、やはり何々をしていただきたいという思いがあって納税をしていただいて、確かに今度は歳出のほうではそこで何かないのだろうけれども、でもどこかで例えばふるさと納税分で事業まではないにしても、例えば1,000円でも何でも差し当たりのせておくと。それでこれが最終的にはふるさと納税をいただいた分からする事業ですよというような、やはりわかりやすい、せっかくいただいたものが、後々寄附していただいた方が納得できたり、わかったりと。全部何か返礼品で終わってしまったというのは、やはりちょっとふるさと納税のもともとの趣旨から外れると思いますので、そういった形を今後また検討いただければと思います。

それから、過少住宅何とか特例のやつはわかりました。ぜひまた、わかりやすいようにお願いしたいと思います。

ほのぼの広場につきましては、そういうことで条例も要らないということで、六日町の方だけをこちらに移転ということで、それはわかったのですが、それで例えば今、どういう形の中でここへ来たのかちょっと——あまり本当に何か私としては急に出てきた話のような気がするのですが、この辺。今、ふれ愛支援センターを利用している方々ですよ。その方々との意思の疎通といいますか、その方たちの利用状況ですとか、こっちにしてありがたいとか、その辺の声をきちんと聞いておられるかどうかを1点聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 ほのぼの広場のことについては、ちょっと私からお答えさせてもらいたいと思います。議員は突然というふうに話されていますが、私はこれまでも結構この議場でも、場所は特定しませんでしたけれども——本当は想定していたのですが、場所は言えませんでしたので言わなかったのですけれども、結構数多くしゃべってきたと私は思っています。

詳細についてはもちろん言えませんでした。これも唐突な感じがするとしたら、実は公約でもあげていました。これまでこういう声がいっぱいあったというのは、いろいろな一般質問等で以前からあったというのは、皆さんご承知のとおりであります。けれども、ようやく方向性を出そうということで、通常であれば就任から、例えば来年度きちんと予算を最初に

つくって、来年の今ごろ例えば完成させるとかというのが通常の形だと思いますが、どうしてもスピード感を持ってやりたいということで、庁内で調整をさせていただきました。当然入らせていただく側の問題等もありまして、やってまいりまして、できればこれも雪降り前までに完成はさせたいという思いの中で取り組ませてもらいました。

それと、イオンさん等とは交渉にも私も当たらせてもらって、大変勉強といたしますか、前向きに社会貢献という意味も含めて、行政の応援ということも含めて、ともに立ち向かっていただいているというようなところまでまとまってまいりましたので、今回踏み切らせていただいたということでもあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと唐突感があつたかもしれませんが、早くやりたかつたということでご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 市民全体の皆さんのニーズ調査としましては、平成26年9月の子育て関係アンケート、また、平成27年9月には、遊びの広場に特定したアンケート等を実施しまして、要望の高いことを確認しておりました。どういったところに設置を希望するかという中では、イオンの位置というのは、市内全体で2番目というふうな形の位置づけでありました。

あと、今、六日町地域のほのぼの広場を利用している方への聞き取りという部分でございますけれども、この部分につきましては正直言ひまして、まだイオン等とそこの部分のところも決まていませんので、直接はしていません。ただ、広さとして、土曜日に開催のときの状況を見ますと、かなり狭い感じといたしますか、50名以上の利用があると、今のふれ愛支援センターでは狭く感じる部分がありますので、広いところに移転できるというのは、望まれている部分だというふうにご考慮しております。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 市長の気持ちもわかりましたし、市長が思つていたことが1つ実現すること、大変これからいいことだと思ひます。今ほどの使用している方々の、ということですが、やはり今現状で使用している方々が、変わるというのが非常に多分、人間というのはあまり変わるのが好きではない生き物ですので。早い段階でこれが通つてということになるのだけれども、先ほど言つた、通つてからというよりは調査しながらちよつとちよつと話をしていくとか、そんな方向でなるべく早めに納得してもらひながら、またさらに利用していただくような方向でぜひ進めてもらひたいと思ひます。

○議 長 関連ですか。

13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほどの17ページのふるさと納税ですけれども、今現在1億円というふうになつてしまつて、現金で毎回来ているものだと思ひますけれども、その中で自主財源的にどれぐらい残るのかということのを、ざくつとご言つてもらへば、みんながわかりがいいのかというふうにご返答ではなくて、今、市に残る大体のお金がどれぐらいなのかということをご言つてもらへば、わかりがいいのかというふうにご思ひますので、よろしくご願ひします。

それと、ほのぼの広場が出ています。こういうところにやはり出てくるということになると、土日の行政のサービスというもので、長岡だとそれこそイオンとか千秋とかにあるのですけれども、そういったことがフレックスタイムの土日として模索できないのか。せっかくできるので、お試しでもいいのでやったほうがいいのではないかというふうな思いがありますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

あと 35 ページの体育館ですけれども、いろいろ暖房の要望とか出ていると思うのですが、トランポリンでのけががあったというような1件の報告があったのです。それ以後、結構脱臼があるとかないとかというような、子供の中の話ですと、けがのことが聞こえてきますので、その辺の状況がどうなのかということと。

トランポリンのマットとマットを囲む鉄の枠があるのですよ。そこにやはり飛び出して、勢いがいいと体重が重たいのでマットが当然沈んで足がその金に当たってしまうのですよ。あそこの部分の養生というのは、やはりけが防止にも必要ではないかというふうに思っています。結構長く飛んでいると、高く飛べるようになってくるものなのです。10分くらいで結構高く飛べるようになってくる。非常にバランスのいい人はすぐ回転とかできるようになってくるのですけれども、本当に手をマットについても、脱臼とかけがとかという話も聞いています。非常にトランポリンの性能がいいということもありまして、その辺の施設管理の指導というか、やはり注意事項というかはしっかりやっていったほうが、より安全ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ふるさと納税で実分、使える分といいますかがどのくらいあるかということですが、ざっくりと言ったところですが、返礼品の品そのもとと送料の割合が約50%とぐらいと考えております。そのほかにそれらの業務を受け付けて配送していただく委託をしておりますので、その分が12%ぐらいあります。多くの方が遠隔地からカード決済で寄附をしていただいておりますので、カード決済の手数料が1%ぐらいあります。ですので、全体の約63%が経費に当たります。なので、寄附総額のうち使える分は、37%弱ぐらいになるのではないかとこのように見込んでおります。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2番目の土日のサービスの部分ですが、窓口関係のサービスということになるかと思えます。今ほどのイオンに移転するほのぼのの場所となりますと、すぐにそういった窓口サービスまで提供するスペースは今のところありません。ただ、旧コロンバス棟ですけれども、あそこの中にある空きスペース的な部分で全体的に使えるようなスペースがあって、そこが利用できるというふうな話になってくると、今後そういったところでのサービスというのも考えられるのかと思っておりますが、現時点ではすぐにはできないという状況になるかと思えます。以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今ほどご質問のありました、けがの件ですけれども、午前中の総務

文教委員会の報告の中でもありましたとおり、トランポリンを利用されている方のけがが一番多いといいますか、聞いている中で3件ほどちょっと大きなけがをされているというふうなお話は聞いております。午前中のお話でもあったとおり、施設に瑕疵があった場合には市の責任というふうな形になりますけれども、現段階では利用者の方が不注意といいますか、変な姿勢で手をついて肩を痛めたですとか、そのような形になっております。

議員がおっしゃるとおり、トランポリンの一番外側の枠の部分になろうかと思いますが、スポンジが下がってしまうと、そこは枠の部分は下がりませんので、当然出っ張ったような形になるということです。できたばかりの施設で、試行錯誤しながら今後、もっとよい形に持っていきたいと思っておりますので、その部分も含めまして、今後の対応については検討させていただければと思います。

トランポリンにつきましては、けがが多いということで、また、注意喚起の張り紙等をさせていただいたところでもありますけれども、最近ちょっといろいろな張り紙が多くなって、当初に比べると非常にトレセンの張り紙が多くなっているというふうな状況ではございます。以上です。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ほのぼの広場のことですがけれども、そういうふうなスペースがあれば考えていきたいというような担当の考えですがけれども、土日、若い人は平日はやはり仕事をしている人が多くて、休憩してとか、1日休んで行政に来るということもありますので、そういう子供、子育てしている方の時間を考えると、そういうことを模索していくべきではないかと思っております。その点、答弁がありましたら、市長からお願いしたいと思っております。

社会教育課のことですが、まずけがをする率を防ぐためにも全てオールで考えていくということですがけれども、危ないところはすぐ養生できるような形をとっていったほうがいいかと思っておりますので、その辺もう一度答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどの部長のほうからの答弁は、現状はそのとおりなのです。ですがけれども、今、我々のほうで進めようとしているのは、例えば端末、まだどこのやつとかはちょっと言えませんが、そういったものを持って行って、市民の皆さんの利便を引き上げるというか、アップさせたいという思いがあります。まずは行政の全部というわけには当然いきませんけれども、ある程度のことのできるように、そういう方向性で、今、我々は考えています。これがすぐ開設と同時にできるかどうかということまでちょっと担保ができないので申し上げますが、そういう思いであります。

それから、ちょっと生涯スポーツの話ですが、例えば子供用のトランポリンとか、例えば壁は幼児用のボルタリングウォールとか、そういった形でこの市でやるのが、ずっと流れがつながっていく。そういうようなアピールの仕方を考えてもおりますので、ちょっと余計なことかもしれませんが、つけ加えさせていただきます。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長　　今ほどの質問ですけれども、今回の補正予算では、当然ご指摘のありました予算の部分につきましては、盛ってはございませんけれども、現行予算の中で消耗品費であったり、修繕費等がございますので、そちらのほうで対応できる部分につきましては、検討させていただければと思っております。以上です。

○議　　長　　22番・牧野晶君。

○牧野　晶君　　17ページのふるさと納税、同じになって済みませんけれども、これからの返礼品についていろいろやっていますけれども、先進事例になるとまたリピーターをとるためにといろいろ作戦を考えているわけですが、そういう点についてちょっとどういうふうに考えているのか。例えば印刷、製本費とかあるけれども、それは全然リピーター用とかではなくて、どんなものを考えているのか聞かせていただければと。

　　あと、23ページのほのぼの広場ですけれども、市長のほうは今ボルダリングとかつながっていけるようにとか言っていました。例えば南魚沼でいくと塩沢にはゾウさん公園とか、あとは八色の森だとデカイトランポリンがあったりとか、イメージというか、シンボルとなる遊具みたいなものがあるわけです。何かそういうふうなイメージがあると、子供たちもあそこに行くと、そういうふうになると思いますので、そういう視点も大事なのかという思いがあります。

　　あとそれと、体育施設一般管理費というか、33ページ、トイレの改修をしていくということは非常にいいことだと思います。小学校でもいろいろ進められたりしたとか、そういうふうな話も聞いているのですけれども。先般、こういう話も聞いたのですけれども、お年寄りがゲートボールをやるときに、あそこの小栗山スポーツランドというのがある。和便器しかなくて、なかなか女性の方たちは行きづらいなんていって、そういうのがあったので、そういうのも徐々に直していただければというふうな思いがあります。

　　あと、35ページのトレセンですけれども、冬の暖房ですけれども、夏は網戸をつけてくれるとありがたいとかそういうふうな話があったのですけれども、そういう点はどういうふうに考えているのかとかも、どさくさに紛れて聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長　　U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長　　それでは、1点目のふるさと納税の関係をご説明申し上げます。本予算の中でこれから拡充を図るためというような対策ということで、ご説明を申し上げたいと思います。それこそ返礼品をお送りする際に、市の情報を、今、同封させていただいております。

　　また、再来者をここにつなげるために、その中に返信用封筒ですとか、登録のお願いというふうな形で入れようと思っております。返信をしていただいたり、こちらのほうに情報をいただいた方は、今後、市の関係の情報等をお渡しすると同時に、ふるさと納税ばかりではない情報の提供先ということで登録をいたします。そのキャンペーンといたしまして、こちらのほうの郵送料の中には返礼品の抽選、はがきをいただいた方の抽選を入れまして、その情報提供の数を増やそうという考え方をしております。

あとは宣伝費というところだと、例えばNHKですとか、ふるさと納税のサイトのほうで、若干の広告費ということで掲載等を行いたいと考えておるのが、今段階での中身となっております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2番目のシンボルとなる遊具というお話のところですが、まず、施設の規模としまして、約ですけれども10メートル掛ける35メートルといった長方形になりますが、これが一面で使える広場ができます。こういったところで土曜、日曜日には思いっきり体を動かしてもらえます。冬期間、雨ですとか、雪のときの状況ですけれども、そういったことができるということ。

それと、市長からもありました、ボルダリングの施設を一部設置する予定ですので、そういったところが、ほかにはない遊びの広場になるものと考えております。以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 サンスポーツランドのトイレにつきましては、現状の建物の2階に多目的トイレということで洋便が1つございまして、あと男女に分かれているところが全て和便、それから下からといいますか、靴を脱がなくても入れる1階部分にも外から入れるトイレがあるのですけれども、こちらも全て和便ということで、今現在確認がついております。

先日もゲートボールの団体の方から、洋便にしていきたいというふうな要望を受けたところがございますし、担当課としましても、今回スケートパークができた中で、多くのお客様がお見えになる中で、洋便というのはもう必須だろうというふうに考えております。これも予算がなくては当然できないことでもありますけれども、来年度予算の中では要望していくような形の中で、洋便化を進めていければいいなというふうに思っております。

トレーニングセンターの網戸につきましては、先ほども塩谷議員の質問の中でもお答えしたのですが、できたばかりでやはり暑くなるとこういう障害が出てくる、寒くなるとこういう障害が出てくるというような形の中で、1年通してみるとまたこれからも何かこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというふうな話も出てくるかとは思っています。その辺も含めました中で、これも予算がどうしても必要な部分になってしまいますので、徐々に対応させていただければと思っております。以上です。

○議 長 本日の会議時間は、日程第17、第92号議案までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。27ページの地盤沈下対策事業費、これは条例のところですのですけれども、これは予算の関係ですので、聞いてみたいのです。地下水利用状況監視手数料が15万円ぐらいのついていますけれども、節水対策の中で地下水監視をするというような話を、節水対策としてするという話もありましたけれども、その関係なのか。その割にはちょっと金額的に1月から3月までにしても少ないようなので、この内容をちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例の中で詳しくご説明を申し上げたいと思っていたのですが、地下水監視員制度というものと地下水監視員の補助員というものを置きたいということであり、ここで掲載をしてあります地下水利用監視手数料といいますのは、補助員のほうですね。補助員を何人置くかという、今、人数的なものを考えてはおりますけれども、一応2人体制で週数日回ってもらうということを考えております。これは情報収集でありまして、そう多くの人が現場を転回するという必要はないかというふうに思っております。必要最低限で今、積算をしているというところでございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずは17ページのふるさと納税ですが、先ほど寄附をいただいた63%が経費ということで聞きましたが、所信表明資料の中に、寄附金の使い道というのが出されているわけであり、これは総額8,823万1,600円ということで、この資料をつくった時点での総金額だと思っておりますけれども、単純にこれを掛けることの37%が使える金額になるだろうというふうに思うわけです。

そうすると、圧倒的に市長にお任せという部分が寄附金の38.1%で非常に多いわけです。市長にお任せということになると、多分、子育て支援とかそういう方向に集中していくのではないかというふうに思っておりますけれども、市長お任せという部分が、それこそ款で言うと全般に広がってしまったのか、あるいはすごく絞ってやろうとしているのかという、そこをまずお聞かせを願いたいと思います。

それから、23ページのほのぼのの広場ですが、年間の経費でありますよね。なかなかイオンさんが坪3万5,000円だ、2,000円だという部分もありますし、敷金があるとか言っていますけれども、結局、施設使用料と施設管理費負担金、共益費負担金、光熱水費負担金ということで、通常であれば年間にこれだけかかるのだということは、多分試算をしたと思うのです。そこをちょっとお聞かせ願いたい。大体、年間に幾らかけるつもりなのかというのをお聞かせ願いたい。

それから、35ページの体育施設の改修でありますけれども、トレセンの暖房機を入れるということでもあります。これから発注をしてどうのこうのといっても、ボイラー型の灯油でボーンと噴き出すデカイやつを入れるのか、電気かという、多分ボイラー型のデカイやつで噴き出すという形にするのでありましようけれども。そうすると、工事中についてちょっとお休みをさせていただくという部分も出てくるかと思っています。結局ボイラー型のどうのこうのといったときに、幾らなのかというのをちょっと聞き逃したもので、その暖房機はどのくらいなのかというのを聞くのと。

もう1点は、前々から申し上げていますように、もうこういう施設をつくってしまいました、市長ね、つくってしまった。これをではどのように今度は活用してやっていくのかということになると、今現在、非常に物珍しいので、たくさんのお子さんが来ます。非常にチャンスなので、ここをどのように活用するかということになると、私は県が

総合体育館アリーナ構想を打ち出しましたよね。それをやはりこちらに引っ張ってくる。それとあわせて、やはり県でどのようにやっていくかということを含めて、そこであのトレセンを生かしていくというのが、私は南魚沼市にとってベストだと思っています。そこら辺の総合体育館をこっちに引っ張ってきて、一緒にやるというようなところについてお考えがあるかどうか伺います。

○議 長 質疑ですので、間違いのないように質疑をお願いいたします。

市長。

○市 長 ふるさと納税のことですけれども、さっき課長のほうから37%ぐらいが自分のところに残る、使えるところではないかと。これもぴったりそうだというわけではありませんので、その辺はひとり歩きなさないようお願いしたいと思います。返礼品率というのは言えないのです。なので、その辺は皆さんよく状況をわかった上で聞いていただきたいと思います。もっと多いと私は思っていますが、そういうことです。

そして、市長にお任せコースというのは——8コースあるのです。それでこの中に市長お任せコースというのがあって、多分、わからないから市長にお任せしようということで、それは確かに一番、今、納税者の方で選んでいただいている方が結構多いのではないかという思いはするのですけれども、決して自分で何かどこかに絞ってということは全く考えておりません。まだこれからであります。

例えば子供たちの今の教育の環境を整えてあげたいとか、そういったことに使うかもしれませんが、例えばそれがほかの市長以外の7コースでその部分が足りなくて、そこにやはりどうしてもやりたい。これは逆に言えばほかの7コースを応援する側のほうで使うかもしれませんが、決して勝手なことはいたしませんので、ご心配なく、お願いをしたいと思います。

一旦は例えば財調に積んでそこからやるとか、いろいろなやり方を今ちょっと考えさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。燕市さんあたりはそういうやり方をとっているというふうに市長からお聞きしました。

それから、トレセンですね。トレーニングセンターの話ではありますが、「つくっちゃった」という言い方が、ちょっと私は引っかけますが、戦略的につくったのでありますのでお間違えのないようお願いしたいと思います。あそこの使い方ですけれども、スポーツ推進委員の皆さん、この間代表の方がおいでいただいて、例えば半面はああいうところがあります。先ほどからトランポリンの施設の事故のことがいろいろ取り上げられていますが、これをなくすように、例えば日体大さんのほうに我々が出向かせていただいて、例えば推進委員さんからトランポリンの利用に関するセミナーができるぐらいの、そういうことをやっていくとか、やり方はいろいろあると思います。

ハーフパイプのときから、議員は県のほうにという話をよくされますが、この施設については、そういうところを別途、我々の体育の向上、市民のスポーツ推進でやろうという宣言までしている市ですから、これに十分生かしていく。まだまだなっておりますが、学校関係、小学校、中学校の一般の授業等でも、例えば部活動でも、これをどんどん利用していく

という方向や、ましてやもっと大きい意味で言いますと、全県、全国から子供たちが集まってくるこういうフリースタイル系の種目を目指す皆さんにとっては、よりよいもっと拡充する必要が出てくるかもしれません。そういう段階で、県の皆さんと当市の問題だけではないですよという話ができれば、一番いいのではないかというふうに考えております。そういう中から戦略的にこの施設を使っていくという考えでおります……（「総合体育館」と叫ぶ者あり）

総合体育館——体育館は私は欲しいのですが、そういうことで、ここでやりとりをすると、そういう面でちょっと今、私があやふやなところがありますので、発言をここでは控えさせていただきます。できれば一般質問でお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ほのぼの広場に関する次年度以降の年間、どのぐらいの経費を見込んでいるかという部分であります。この予算書でいきますと、中ほどにあります施設使用料、この部分が家賃に相当する部分ですが、先ほどお話したとおり、坪 2,000 円ということで現在お借りしようと思っている面積からいきますと、年間 439 万円ほどになります。

それから、下から 3 行目、共益費等負担金、こちらが施設を維持管理していくためのいろいろの委託部分、消防ですとか、いろいろの設備の委託部分。あと駐車場の管理部分になりますが、これが借りる面積の坪に対して 1,000 円というふうになっておりますので、こちらで年間 219 万円となります。

そのほか光熱水費負担金これにつきましては、私どもが持っております保育園で同規模のところの電気代ですとか、光熱水費こちらの年間見込みが 168 万円ほどになっております。こういったもの、あと電話料、総合賠償保険等につきましては、やはり経年として必要になってまいりますので、全部合わせますと 850 万円ほどが経費として必要になってくるものと考えております。以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 トレーニングセンターの暖房の経費についてご説明申し上げます。今、入れようとしております機械が、FFのファンヒーターを 6 台です。17.6 キロワットのを 4 台、それから 29.1 キロワットのを 2 台で計 6 台ということで、この機械費につきましては、両方合わせまして 230 万円弱程度になります。全体の工事費につきましては、当然予算書にのっている経費になります。

工事中の利用制限ですけれども、電気設備工事、それから灯油の地下配管ということで、地下配管は利用しながらもできるし、電気設備も壁面にということですので、基本的に利用しながら工事を行うということで考えております。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ほのぼの広場の年間 850 万円ということだったのですけれども、社会厚生委員会の中では報告ということで、ごくごくの質疑はなかったのですけれども、同僚議員からも塩沢保育園を改修してという話が、これでもう立ち消えというか、ほぼなくなったとい

う説明もあったわけです。そうすると、そういう既存の施設を改修した場合と比べて、こちらを借りてやるということで、当然どちらがお得かではないですけれども、いろいろなことを多分比較なさったと思うのです。それでもあえてこちらに来るということは、イオンのほうに来ていただきたいという要望があったからと、そういうふうに解釈してよいのかということをお聞きしたいと思います。

そして、トレセンのファンヒーターについては、実際工事するところをまた見せていただいて、あそこは結構狭いですから、6台置くにしても非常に狭いところに置くので、今度吹き出し口がどうのこうのという部分も出てくる。多分、やっていらっしゃると思うのですけれども、かなり厳しいところに置くなという感じがしました。そっちのほうの比較をもししてあるのだったら、その部分をお聞かせ願いたいし、してなかったらなかったで結構です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この施設の場所の決定はどういった理由でということになるかと思えます。現在ほのぼのの広場は、先ほども申しました3地域それぞれに施設があります。大和地域、塩沢につきましては庁舎を利用してになっておりますし、六日町地域はふれ愛支援センターで一番広い施設となって運営しております。その中でやはり人数利用としますと、六日町地域がほかの施設に比べると倍以上、日平均にしますと48名から50名ぐらいの利用があるところになっております。非常に利用が盛んで、ほかの保健課で行っている教室ですとか、あと、遊びの広場といったようなほかの行事も、中心部である六日町地域のほのぼのを使ってやっております。

ですので、やはり地域としまして、市としまして、ほのぼのを充実させる場合、全ての施設を充実というわけにはいきませんので、1か所拠点として整備するとなると、やはり六日町地域での整備が一番ふさわしいものだと考えております。では、これにかわるものを新築でなく既存の施設で考えた場合、これだけ広い施設を、市の中での市の所有物の中では確保するものがないという状況の中で、イオンさんの空き店舗というのが、約倍の面積を確保して全天候型として使える遊びの広場としてはふさわしいというふうに考えて、交渉したという経緯でございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の23ページのイオンの問題ですが、私は唐突に聞いたもので、あらかじめ調べればよかったです。今、経常経費850万円という話をお聞きしまして、ほかの、市がこれから取捨選択していく中で、施設等があいてくるという予測もあるわけです。そういった空き施設の利用というものが、計画の中にあっただろうかひとつお聞きします。

もう一つが、私はイオンと聞いたときには、集客のためにイオンさんがやる施設なら、これは納得だというように思ったのですけれども、ちょっと法外な額ではないかというような気がしますし、また、ああいう集客というか商業施設だと、いろいろな層の地域の方々が来るわけです。そういった中で制限とか、そういうものも必要になってくるとかいろいろあるかと思うのです。その辺は市内の子供なんていう限定ではないだろうというふうに思います

が、そうすると、ますます商業主がやるような、それに何らかの補助金をというぐらいの程度のほうがいいのかというような感じが、私はするのですが、その点ひとつお聞きします。

それから、35 ページのもう 1 点ですが、予備費の中で先ほどの補正予算の中で言えば、専決で言えばよかったのですけれども、若干の豪雨災害の問題で充用したという話がありますのでお聞きします。平成 23 年の新潟・福島豪雨のときには、個人負担というものをあのときはなくして復旧をされました。そして、今回また災害が起きたわけですが、これについての個人負担の扱いはどういうふうになっているか、ひとつお聞きいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 公共施設の空き施設を活用しての計画がなかったかというふうな点でございませけれども、先ほども申し上げましたとおり、子育て支援施設の拠点として市で 1 か所充実したものを整備していくということになった場合に、やはり六日町地域、この地域の中での設置というのが一番ふさわしいかと思えます。そうした場合に先ほどと繰り返になりますけれども、この中で市の施設として使用できる施設としては、現在ないという状況の中で、イオンさんの施設をお借りするというふうに至りました。

あと、利用の制限の関係の部分でございませけれども、こちらにつきましても保健課ですか、子育て支援課で実施する例えば教室関係につきましても、当然市民の利用になりますが、それ以外の土日に一般的に遊びの広場として開放する場合には、市民というふうに限定しない中での利用を考えています。ただし、当然登録制度にさせていただきますので、そういったものはしっかり管理していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 点目の災害の負担の関係でございませ。今、議員さん、予備費という趣旨のご質問をされましたけれども、先ほど専決の予算の中の回答ということによろしいでしょうか。

それでは、農地それから林道につきましても、専決の予算書にもございませように、分担金条例に沿った形で負担をお願いしたいというふうに考えてございませ。おっしゃるとおり 23 災につきましても、非常に大規模で市内一円に被害が及びました。当時の市長は現場を視察した結果、今回については全て市で行うというような方針で事業を進めてございませ。

その後、平成 25 年に災害があったときに、今後の負担についてどうすべきかという議論を庁内でいたしました。そのときに私も災害のレベルを 3 つに分けてございませ。最高レベルが想定としては 23 災、中レベルが平成 25 年の災害、それから、低レベルという表現は少しおかしいですが、比較的範囲が狭い災害につきましても、レベルの 1 というふうにそれぞれ対応を検討いたしまして、決済を受けてございませ。今回につきましても、レベル 1 ということで決済を受けまして、分担金等をいただくということになっております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 イオンの件についてですが、やり方として商業施設が主体としてやるような感覚というのは考えられなかったのか。もう一回その答弁がなかったからお聞きいたし

ます。そこに若干の委託費とか補助金とかという形が——どうも性質上、商業施設内ということでそういう感じが私はするのですが、ひとつもう一度お答えしてください。

次の問題ですが、レベルによって負担金は取るという発想について、ひとつ聞いてみたいのですけれども、たまたまレベルが小さくても、そのところに自分の田んぼがあった。そこに土砂が流れ込んだということであると、私は同じことではないかというふうに思うのです。そうでないと、やはり今回ちょっと五箇の問題では、非常に早く自分で重機でやった人と、その後、建設会社がやった人と、要するにお金でもかなりの格差があるようでありますので、そういう点でやはり公平な負担ということになると、頼む事業者によっても違うというようなことになったりいろいろしますから。

当時どういう英断と言われてもですが、災害にしては同じことではないかというふうに考えますので、こういう時世でありますので、応分のやはり負担軽減というのはしていただきたいというのが、被災者にとってみると考えのようであります。1割ということだと思っておりますけれども、その辺は何パーセントぐらいの考え方で考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 最初のほのぼの広場のほうの話をします。ぜひ、まっすぐご理解をいただきたいと思っておりますが、イオンさん側、商業施設側からこちらに、まずはやってくれということではないです。まずは実は私が先ほどちょっと自分の、もうやりたかったという話をしましたし、議会でいろいろな声があったという話もしました。それも事実ですけれども、庁内的に市役所側として一番の最初の動機は、庁内に若い職員の皆さんのプロジェクトチームというのが立ち上げられていて、その中で子育ての問題をいろいろ議論したのです。当然、私が市長になるずっと前ですが。したときに、こういう全天候型の子供の広場というのは必要だということがそこで立ち上がったのです。

そして、どこがいいかということで、最初からこのイオンさんということではなくて、どこがいいか、どういうところに整備したらいいか。それはつくることも含めてとか、多分やったのだと思います。そのような過程の中で、イオンさんの中の一部があいているということがあって、それで、では、ということで、そのとき本当に頼みに行ったということではなかったと私は理解しているのですけれども、そこを使ったらどうだという提案が、当時の市長にされたということで——間違いありませんかね。それがそのままあったのです。これは本当にそういういろいろなことを、経費が幾らかかるのだとかそういうことを若い市役所の職員がいろいろ考えてみて、まずは始まったということでご理解いただきたいと思います。

それに我々の考えもあって、今、始めたということなので、決して商業施設の側がやって我々が補助金をつけてやるとか、そういうことの始まりでは全くなくて、そういう考えは毛頭なかったということであります。今においてもそういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 災害の関係の負担金・分担金について私のほうからお答えいたします。23 災のときは、先ほど話がありましたように、激甚の激甚地の広範囲な非常に甚大な災害であつて、復旧するのに市が全力を挙げてても時間がかかるような状況でございました。今回激甚指定はございましたけれども、一般地ということがあります。

災害は起こったからにはどこでも同じではないかということですが、基本的には特に農地に関しましては、やはり受益者が特定のものに限られます。受益がある方から一定の負担金・分担金をいただくと。こういう精神は全体に共通することだと思っておりますので、条例中で 1.5%というふうに定めてございますが、それで通常どおりいただくこととしておるのであります。

また、今回は前回になかったことといたしましては、多面的機能支払交付金事業なども本格的に各地で取り組んでおります。その関係で、非常にそのお金を使った迅速な普及などにも地元のほうで取り組んでいただきました。事業の、科目はもちろん違いますけれども、等しく公費でございますが、有効に活用していただいて、なるべく個人の負担がないような中でやっていただいているものが多くあるというふうに、私どものほうでも認識しております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 イオンの件については、その成り立ちはわかりましたが、その方法として、いかにお互いが——空き棟もそれなりに経費はかかっているわけで、安くはしてもらったようでもありますけれども、ひとつの無作為に使えるということになりますと、そういった主体は商業施設側のほうがいいのかという感じを持ちましたので、検討があったか、なかったかということで、なかったようでもありますので、それはそれで終わります。

負担金について、また今いろいろな多面的支払いということもお聞きしましたが、災害者は早く何とかしなくてはならないとかという感覚で、個人的にやる方もいらっしゃる。そして、様子を見て建設業者等が乗り込んできてやるという、いろいろあると思うのですが。その辺をやはり知らないで自分で払っていたというようなことのないような指導も必要かというふうに感じます。当然、どこが氾濫して、どこが埋まって、片づけなければならないというのは、査定等でわかるわけでありますので、そういった指導をしていただきたいというふうにも思いました。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 92 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 3 号) は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日 9 月 5 日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 5 時 24 分〕